

海 自 製 漆 封

# 郷土誌

353  
213



海 自 製 漆 封 高 等 小 学 校

# 始

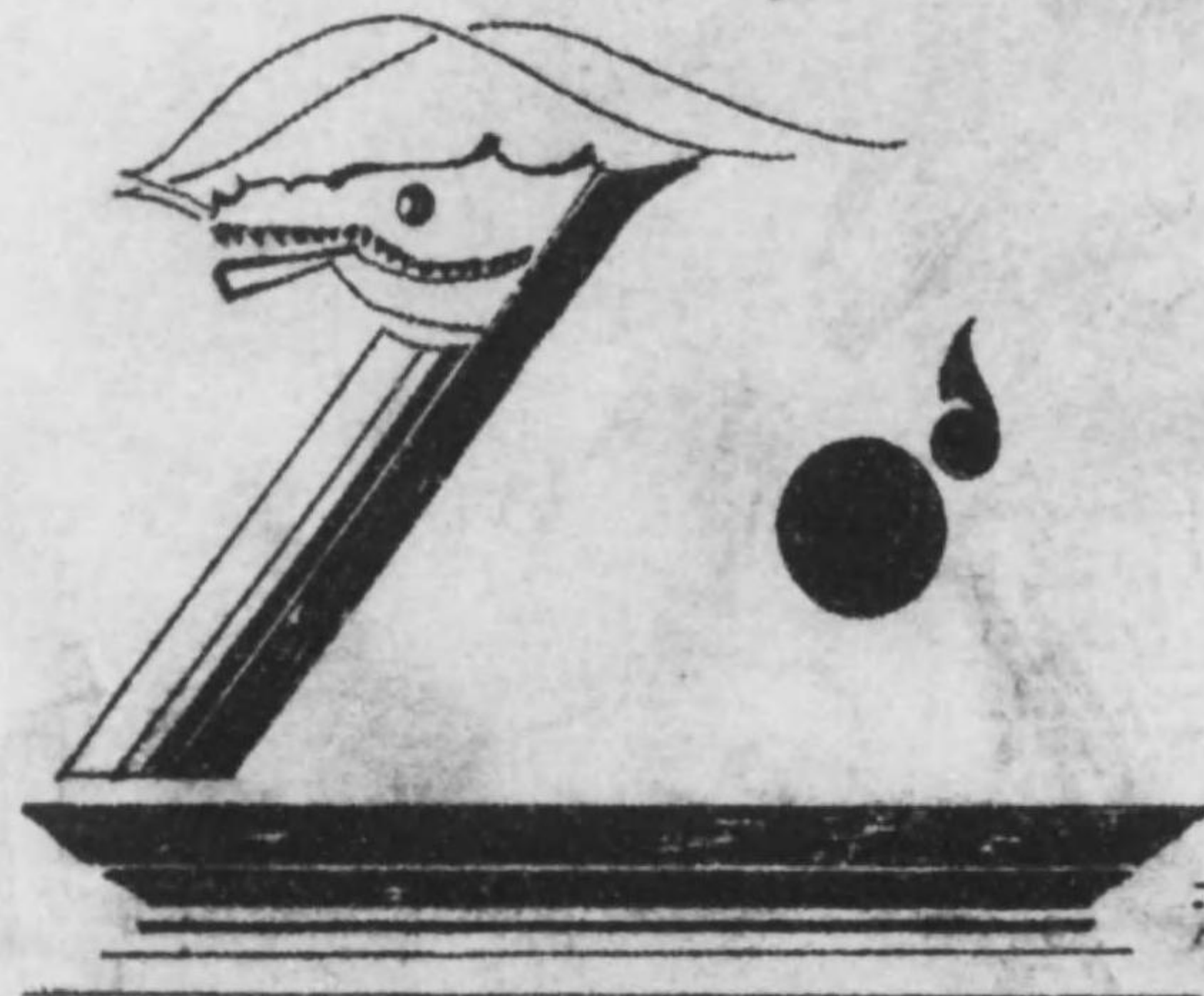




海 草 郡 湊 村

353  
213

# 郷土誌



海草郡湊尋常高等小學校



13274

118.



序

教育の地方分権　郷土色の教育！

吾人の目底に響きてより幾星霜　然るに眞の郷土を清算せる教育を見ることの余り寥々たるを悲しむ　吾人は速に郷土の実状を詳記して眞の國民教育を完成すべくこゝに郷土誌を編纂す。

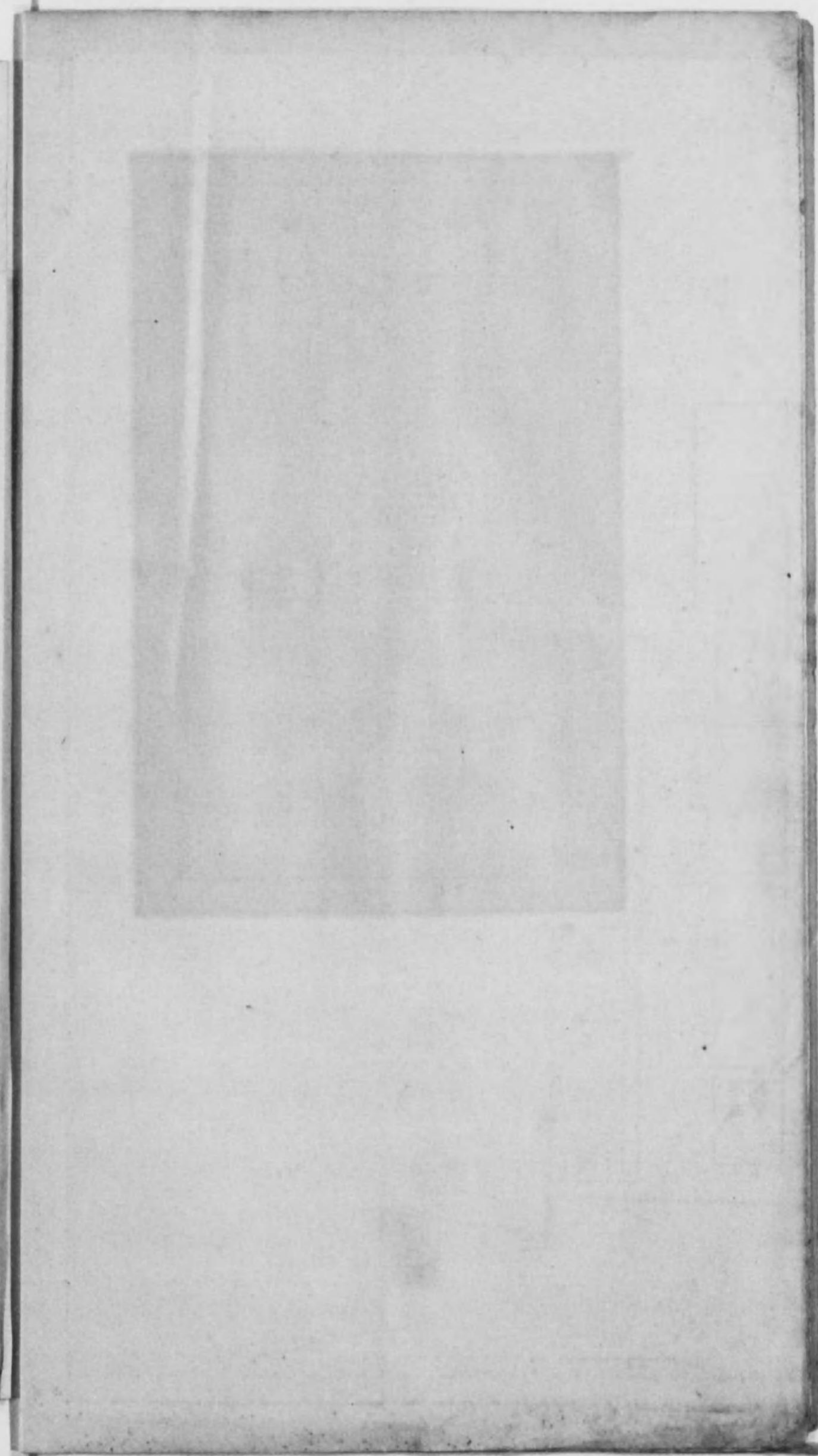
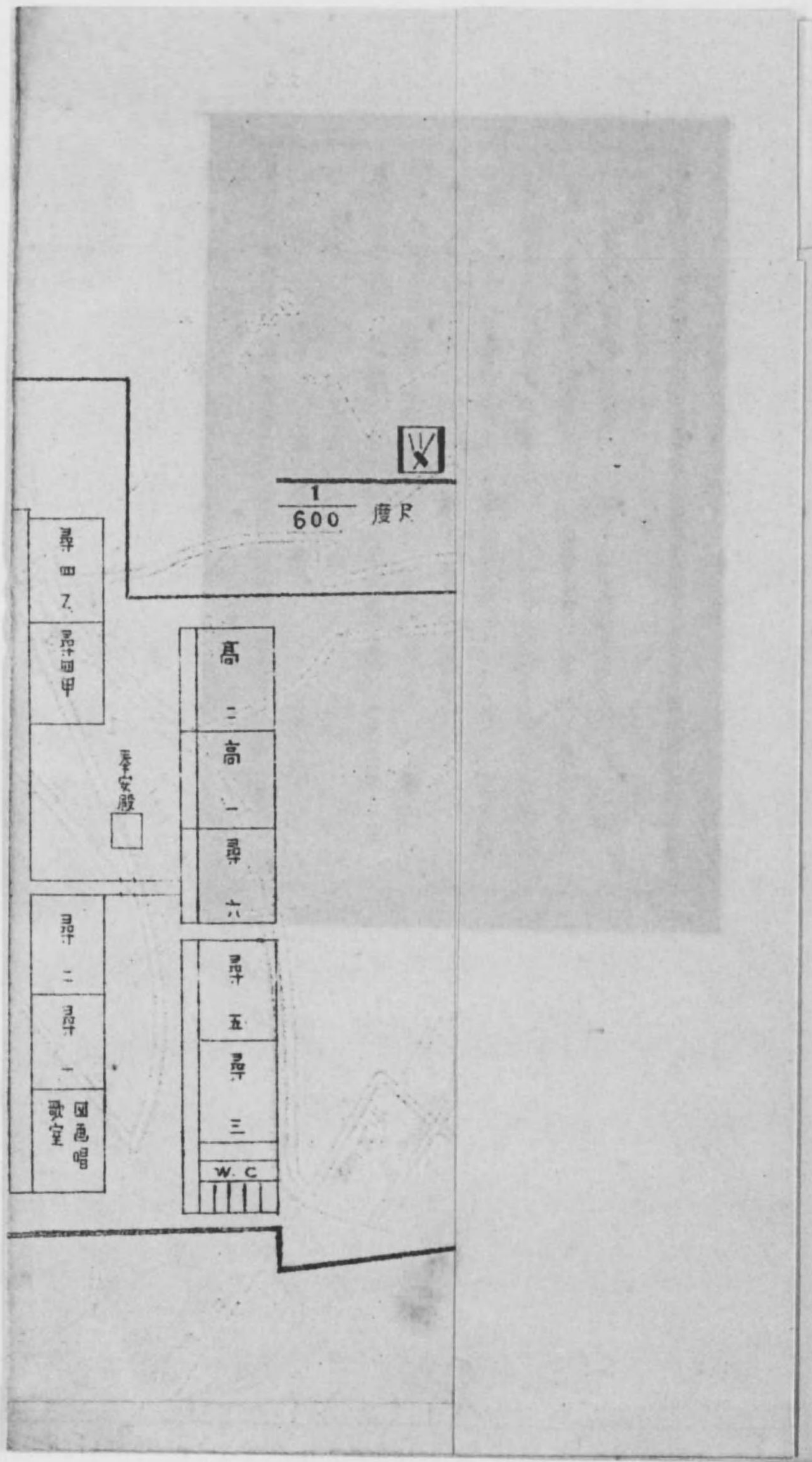
本編を完成するにはあり、各種団体、村有志各位の御援助を賜りしことに衷心感謝の意を捧ぐ。

昭和元年十一月十日

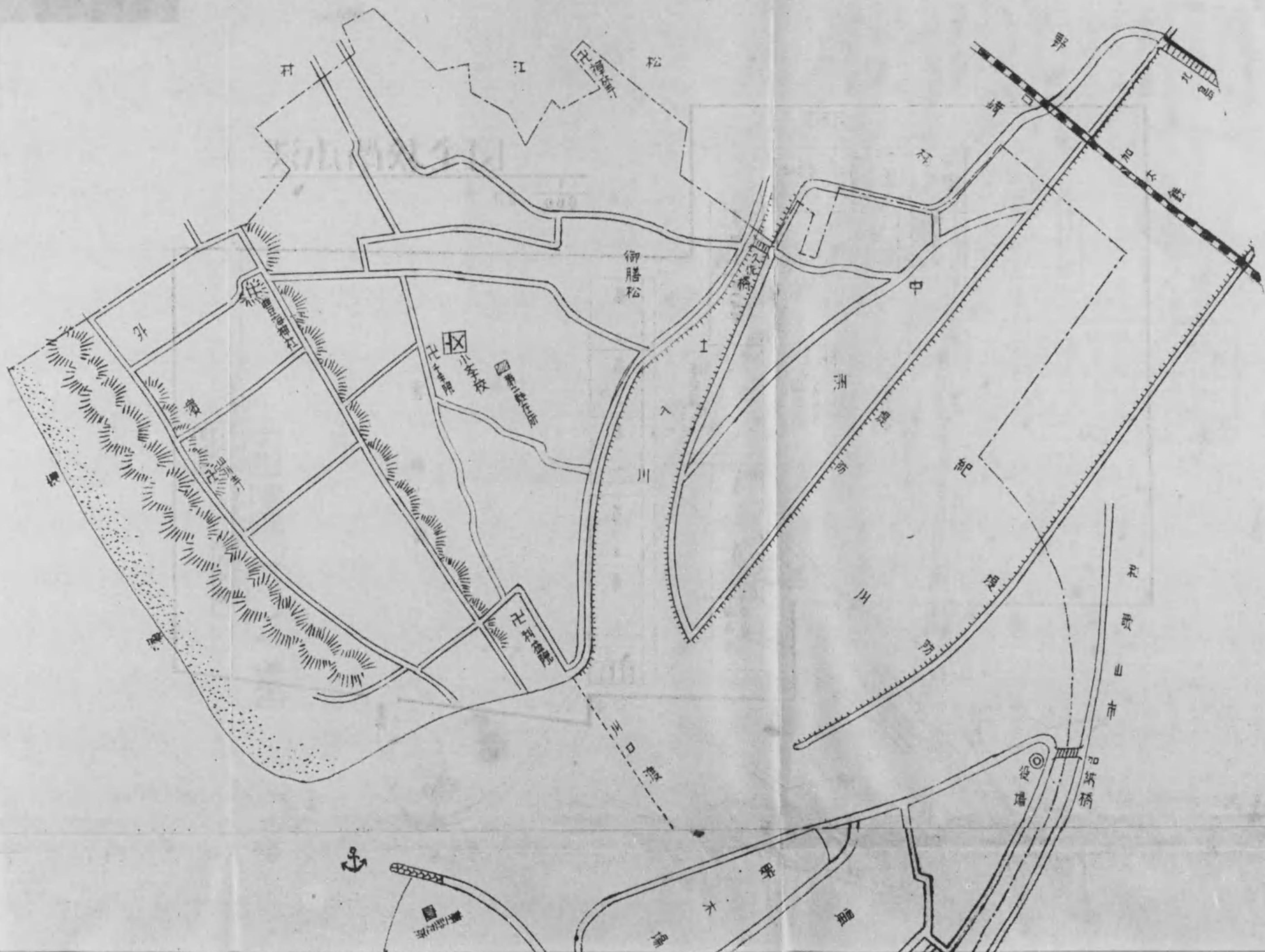
湊小學校長

木村　貞雄

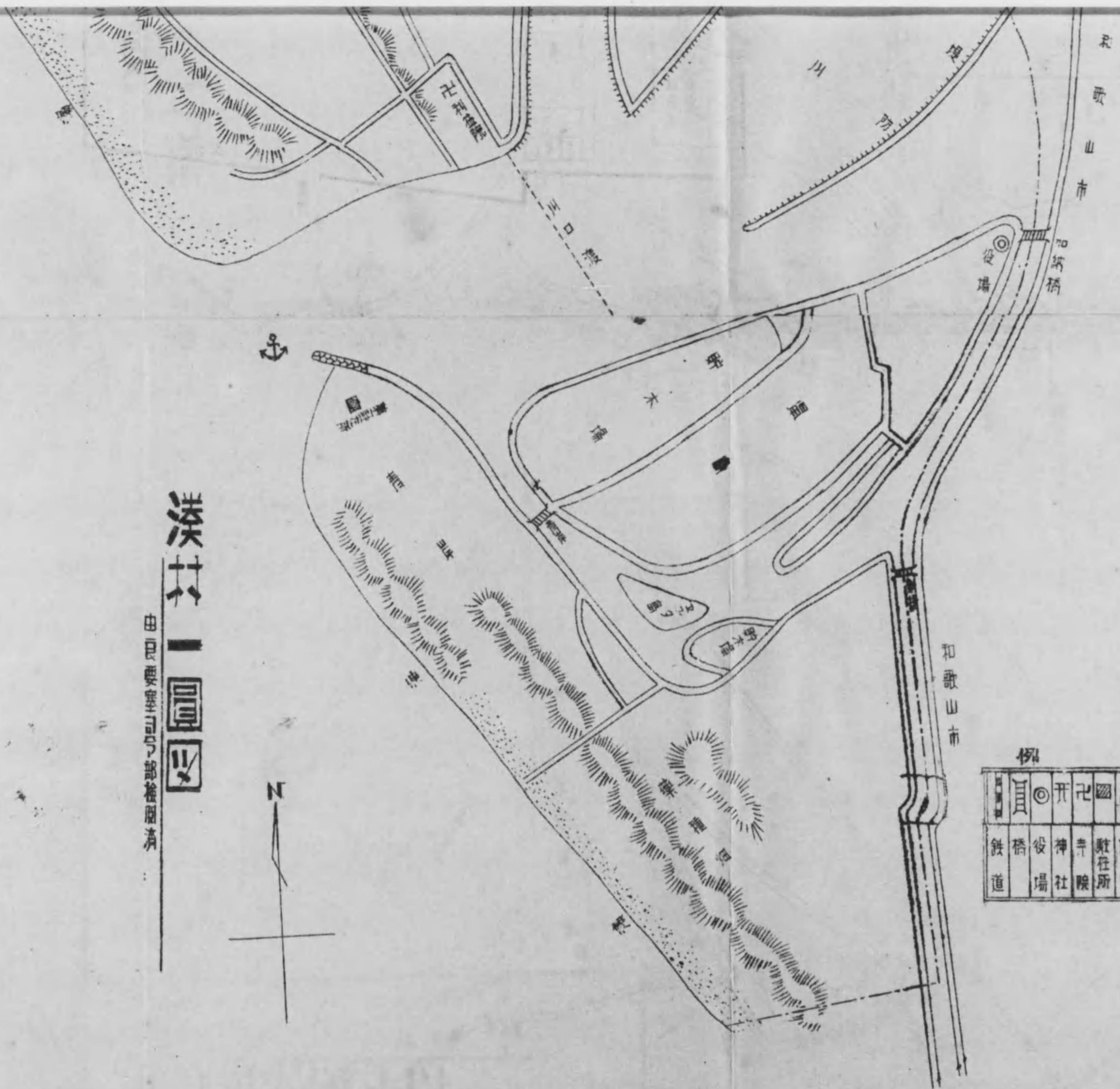








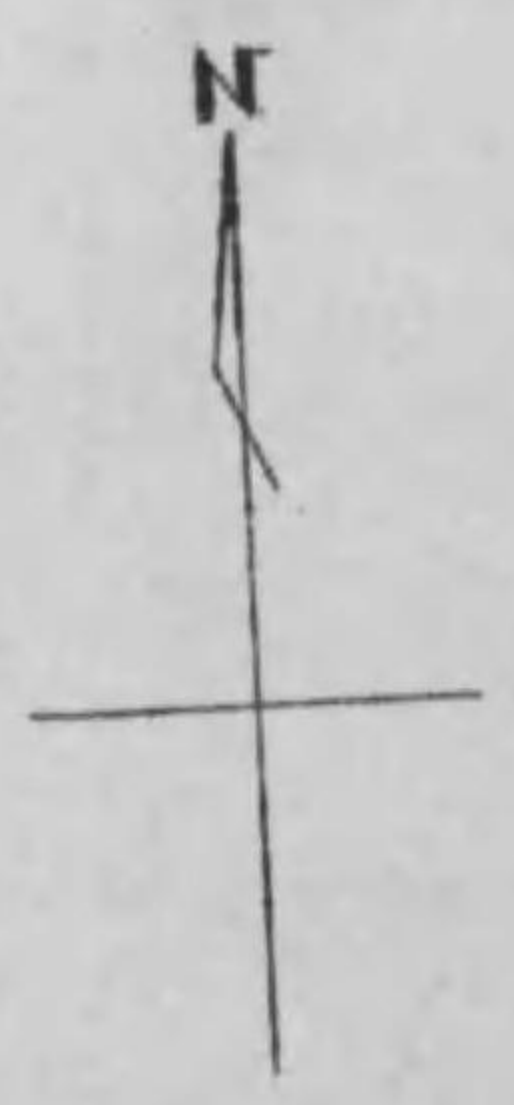




漢一圖

由和歌山縣志編纂部編纂

例		凡	
鐵道	橋	役場	神社
		寺院	駐在所
		堤防	山
		道	村
		路	小學校









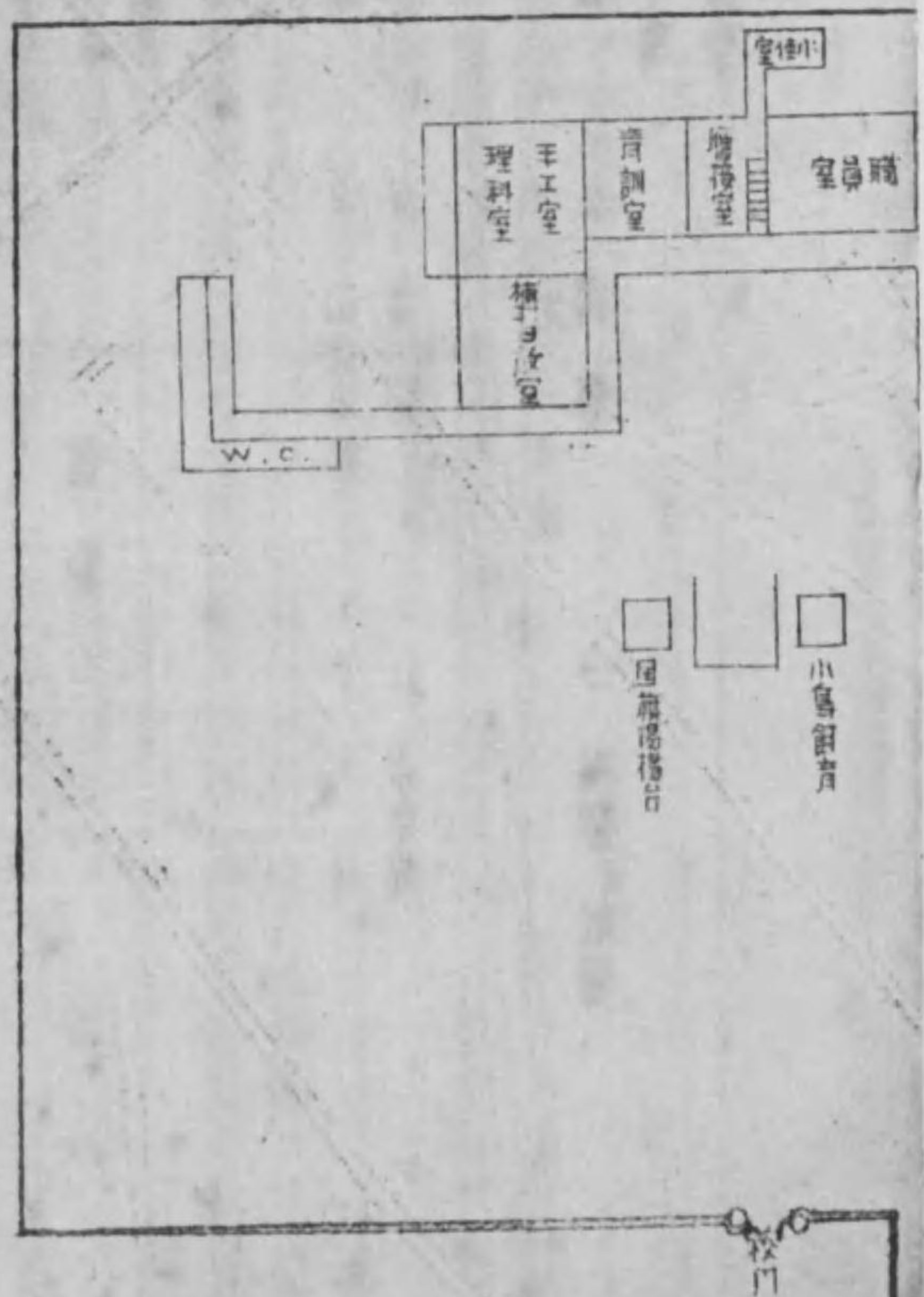




# 海草郡漢村郷土誌目次

## 第一 本村來歴 第二 自然調査

一 地理上の沿革	1
1 地形上の沿革	1
2 俵領に関する記録	1
3 地形変遷に関する顯著なる事項	2
二 位置	10
1 境界	10
2 區劃	10
三 面積及廣表	10
四 大口及戸口	10
五 肥勢	10
1 地形	10
2 山及山脈	10
3 河川	10
4 池	10
5 平野	10
6 海岸線	10
六 地質	14
七 氣象	14
1 気温	14
2 雨量	14
3 降雪・降霜	14
4 気圧・風	15
八 地震及津浪	15









二、教育方針

1. 教育通意表

2. 初等教育の通意表

3. 我が校教育方針

六三二

4. 我が校教育の実際

A. 前習指導の要項 B. 労作教育 C. 郷土教育 D. 各科教授

(1) 修身科 (2) 算術科 (3) 国語科 (4) 理科 (5) 國史科 (b) 地理科

(7) 唱歌科 (8) 家事科 (9) 体操科 (10) 図畫科

5. 教育上に於ける生活指導の實際

A. 道徳的生活 B. 宗教的生活 C. 社会的生活

D. 科尚的生活 E. 芸術的生活 F. 経済的生活

G. 環境整理

b. 職員組織

A. 職員信條

B. 教務

C. 事務

D. 勤務

E. 研究

三、校 園

四、児童數

第一、漢農業補習女子校

一、沿革

七二一

二、歴代校長

七二二

三、現在職員

七二三

七二

七二

七二

七二

七二

四、生徒數

七二

五、經 営

七三

六、規 則

七六

第八、漢青年訓練所

八一一—一〇〇

一、沿 革

八二

二、經 営

八三

1. 青年訓練所の教育方針

A. 目的 B. 修身科公民科に因する方針 C. 教練に用する方針

D. 普通學科に用する方針

2. 当訓練所の実施事項

A. 教練指導員の實際模範 B. 訓練の生活化

C. 教練用科の一元的教育 D. 教材の實用化趣味化

E. 自治化涵養 F. 個別的指導 G. 環境重視と個性適應

H. 社会教育 I. 青年教育と青年心理研究 J. 一般の理解と協力

K. 遠征・強行軍・見学の實施 L. 非席召集訓練

M. 一般理解と協力

三、此所訓練の實際化五ヶ条

八九

四、規 則

九一

五、所 歌

九五



六、射撃会成績	九六
七、設備	九八
ハ、精勤賞授与者	九九
第九、菱村青年会	一〇一
一、沿革	一〇一
二、目的	一〇一
三、実行要目	一〇一
1、逢拜式	一〇一
2、修養会	一〇一
3、講演会	一〇一
4、読書	一〇一
5、辯論	一〇一
b、競技	一〇一
7、喇叭	一〇一
8、娯楽	一〇一
9、社会奉仕	一〇一
10、風俗改善	一〇一
11、賣店	一〇一
12、総会	一〇一
13、幹事会	一〇一
14、表彰	一〇一
15、経費	一〇一
四、本会役員及正会員氏名	一〇二
五、会則	一〇二
第十、菱村區女婦人会	一〇八
一、生立	一〇八
二、創立当時の重なる事業	一〇八
三、現在事業の概要	一〇八
1、教化施設	一〇八
2、家事実習講習会	一〇八
3、名残の会	一〇八
4、視察旅行	一〇八
5、補習中学校後援及社会奉仕	一〇八
b、役員会	一〇八
7、其の他の場合	一〇八
四、昭和七年度申合せ及事業要項	一一一

1、国家観念の養成	一一五
2、体育娯楽の施設	一一五
3、美化作業	一一五
4、社会奉仕事業	一一五
5、其他	一一五
b、本会の経費	一一五
7、会員名簿	一一六
第十一、菱村石部軍人分會	一一六
一、沿革	一一六
二、歴代会長及副会長	一一六
三、会員数と階級	一一六
四、勲章と人員	一一六
五、歿病死者	一一六
六、現在役員	一一六
七、事業	一一六
ハ、各班兵種別人員調査數	一一六
第十二、國防協会菱村支部	一一九
一、創設	一一九
二、役員	一一九
三、規約	一一九
第十三、菱村農會	一二一
一、沿革	一二一
二、會則	一二四



第十四、淺村生産出荷組合  
 一、沿革 ..... 一三四—一三七  
 二、役員 ..... 一三四  
 三、規則 ..... 一三四  
 第十五、淺村漁業組合  
 第十六、教育軍人青訓後援会  
 第十七、宗教団体  
 一、利益院 ..... 一四一  
 二、千手院 ..... 一四三  
 三、永禪寺 ..... 一四五  
 四、山川寺 ..... 一四五  
 五、大師講 ..... 一四六  
 六、兜蔵講 ..... 一四六  
 七、佛敎婦人会 ..... 一四六  
 八、高野山金剛講 ..... 一四六  
 九、淺村総持寺支部 ..... 一四六  
 十、金剛流詠歌講 ..... 一四七  
 第十八、神社  
 一、豊海神社 ..... 一四七—一四九

二、妙見社 ..... 一四八  
 三、恵美須社 ..... 一四八  
 四、水門神社 ..... 一四九  
 第十九、衛生  
 一、警備 ..... 一五〇  
 二、消防組 ..... 一五一  
 三、駐在所 ..... 一五二  
 第二十、人情風俗習俗口傳  
 一、人情 ..... 一五二—一五八  
 二、風俗習俗  
 結婚 出産 男女青年の気質 ..... 一五二  
 あまやすみ 月見園子 廿日大師 ..... 一五二  
 春の運動会 十日戎 藪入 ..... 一五七  
 三、口傳 ..... 一五七  
 第二十二、名勝旧蹟  
 一、男の水門 ..... 一五八—一六四  
 二、吹上の落首跡 ..... 一五九  
 三、吹上の決汐干 ..... 一五九  
 四、青岸 ..... 一五九  
 五、燈明屋の遺跡 ..... 一六〇



- 六、水門神社の遺跡……………一六〇
- 七、網師の岡……………一六〇
- 八、和田浜千軒……………一六〇
- 九、紀伊徳川御殿の遺跡……………一六一
- 十、紀伊徳川家湊御殿地……………一六一
- 十一、大砲射的場址……………一六一
- 十二、吹上濱……………一六二
- 第百二十二 本村の將來……………一六五—一六六

# 第一 本村來歴

本村は元 紀伊國海部郡第百二十二區四小區に属し、湊國史には水門と書し、紀之川口にして往古より本郡の境域に在り、中古兼賀荘に入る、後兼賀組湊領と稱す。當時は南は今福、西は濱村に界し、北は北島、松江面村と接し、東は岡と界し、西は海に面す。此の地紀之川の海口なれば湊の名あり、古事記に紀國男之水門と見へ、神功紀、應神紀に紀水門とあり。

明治五年四月湊村と改む、明治二十二年本村の一部即ち村の北部博法橋方面の地城を削り和歌山市に合し、今福村を合併して本村の地城を変更す、明治五年四月戸長役場を大字湊（御殿地跡）に置き、一村を管轄することなれり。爾後明治二十二年町村制實施迄の間戸長役場の位置変更を見る、大正六年八月大字湊（原島）に新築移傳す即ち現今の役場之なり、大正十一年十一月一日水軒川以東の地大字湊今福全部、大字湊の一部の地を分離し、和歌山市に編入地城の変更を爲す。而して和歌山市と海草郡湊村との境界を和歌山港線、築地橋より水軒川の中央に沿ひ兼賀村の村界に達する線に變更せる。



# 第一 自然調査

## 一、地理上の沿革

山の巍然として動かす、川の洋々として息まざる様も、歲月の経るに従つて其の變遷を免れず。就中大河の末流、蒼海の濱に至りては、其の變遷転化甚しく其の古の狀態を推測することは蓋し甚だ難事である。本村の如きは其の適例である。今其の變遷の跡を辿るに、新を以て遷るものと、暴を以て一朝にして變するものとある。波濤の奔激する所、陸地帯に海になり、或は海底帯に陸地となる、これ暴を以て變するもので臨海の地は常に此の憂に罹る。國史野乘の記する所を見るに「文武天皇大元元年播磨淡路紀伊之國言大風潮漲由國邊傷。又貞觀二年諸國濱海地潮水漲溢之畜被害。又元弘元年大風潮紀伊國千里流遠千瀉我陸地を二十余町」。其他史の漏らす所は尚多いにらう。又河水の浸蝕する所、流に變遷せずとも砂土これが爲に流れ運これが爲に瀬れ日を積み年を累るに至つて下流に必ず洲をなし、終に流水通じ難き形になる。洪水これに乗ると必ず汎溢する。これ新を以て遷するものと言へよう。而して古の國司は其の任期四年である爲に深く憂慮して堤防を築き不虞に備へるに暇なく、中世以後乱世に至つては國中四分五裂して統一せず、其の責に任するものなかつた爲に奔放決壊自然に委ぬる有様であつた。嗚呼、神武天皇御東征後既に二千六百年暴を以て變するもの其の年月の考ふべき所なく、新を以て遷する

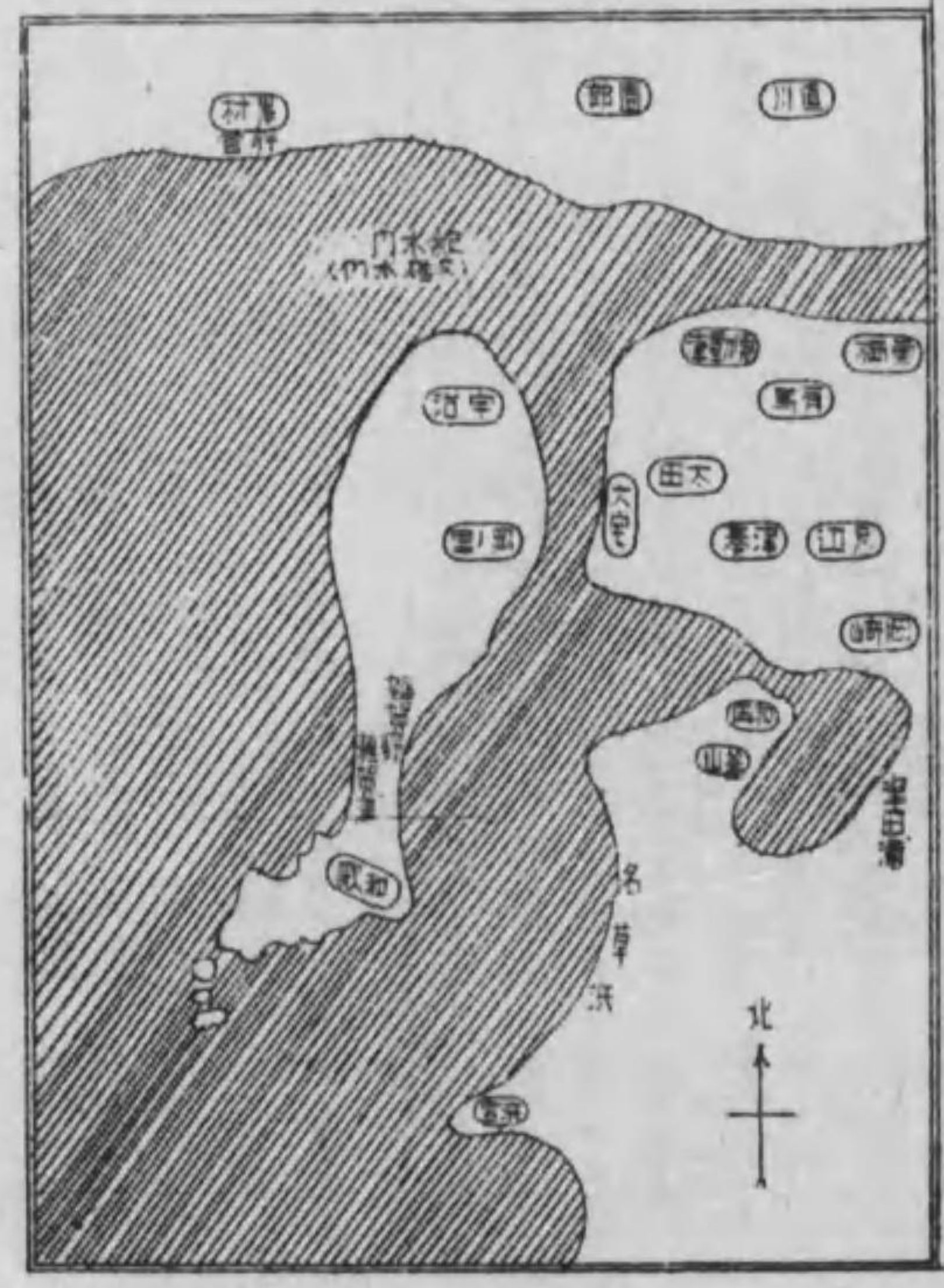
ものも其跡詳にしがたい。暫く紀伊統風土記に據り變遷の跡を尋ねよう。

1. 地図上の沿革 (紀伊統風土記に據る)  
 本村地図上の沿革は單に本村だけを抜き出して考へることは至難の事である。何となれは紀ノ川の流水による堆積作用によつて、漸次に出来たものであるから、自然此の附近一帯の變化を考へねばならぬ

第一図

岸村の東南海口を紀ノ水門といふ。水門の東南に申治あり、申治の南に岡の里あり、岡の西は雜賀野といひ、其の海流を雜賀浦といふ。雜賀の南の端は和歌浦と呼ぶ、申治からこゝに至る間は入海を隔てて一つの商島であつた事は地形図の如くである

古事記所載に依ること  
 神武天皇御東征の時和

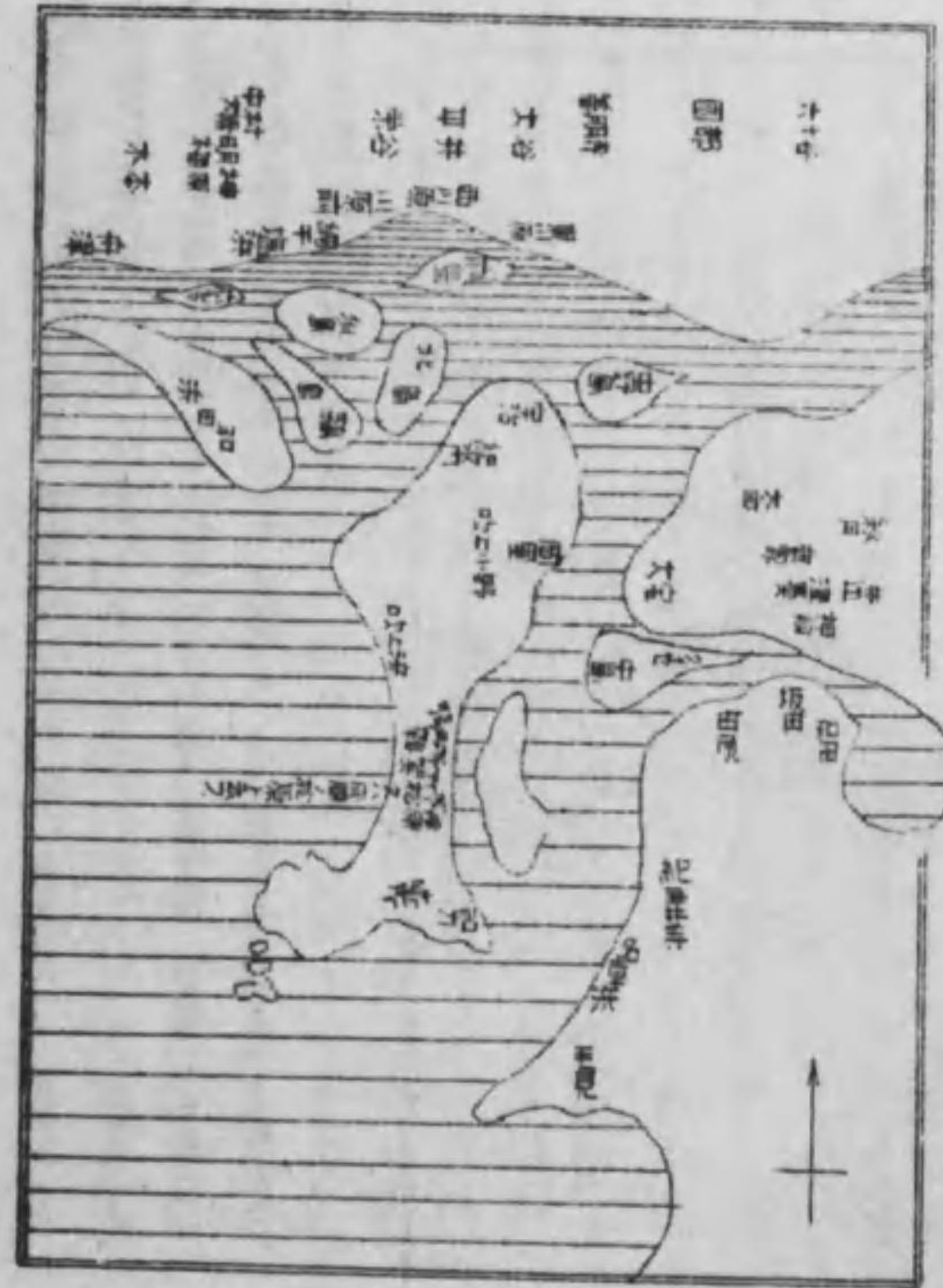




泉園より記の水門に至り、彦五頼命男理し給ふ。依つて男の水門（碓の水門）と号すとあり、夫れより直に進んで龜山に至り給へるは男の水門と龜山と船船通すること知るべし。

栗栖より中野島の間地形変ずること數回、その初栗栖、直川の同河道南の方に遷り有真、徳勒津等の村皆河中に没せり。此れが第一変で、其の岐流の所に中野島がある。

此の後、星霜を歴るに從ひ河道漸に埋れて洲渚出て來りて、栗栖の内中洲あり、其の下に死人島あり、徳勒津の故地も洲となつて上島、下島



宮島等の名あり、是れを第ニ変とする。

これより水壅塞して通じがたくなつて、大水の時決れて北に遷りて直川莊の中松島と呷んだ地は川の南となつた。故に承安四年栗栖家文書に松島の北を河道といひ南を古川といふ。又松島の地形を論じて一方は大谷なり、三方は古川中島なり又曰依り爲<sub>レ</sub>高島入跡布<sub>レ</sub>地也といへり。古川筋も層層の頃插船にて渡る程の事なりしこと國造家旧記に見之る。是れを第ニ変とする。大谷、平井より下は川より年々砂工を流し出し海面よりも風浪中り動かして處々に砂土集るにより自然に遠浅の地となり或は洲渚となつた。是れから北島、鶴島、帆島等の名が出来た。

西の方海濱は砂土次第に多く聚り且古よりは海潮も西に退いて洲渚出来、終に一村をなして和田浦といひ人家も多かつたが、明應以前大浪の時一村流失し、其残つた居民明應の頃皆漆村に移る。今の工町、植松町、材木町の人家は和田浦、鶴島より移つたところ。又東松江の内和田殿松といふ古松は此の初和田浦の故地であらうとある。

第三圖

和田浦流失して後、新に村居をなし松江村といふへ入江の中は松の多く生茂つたから此の名をつけられたらう。此邊井を穿つと浮石、貝殻等多く出ることがある又早懸の時には井水鹹味は変ずる事あり、皆古海中にあつた故である。松江の東北の方廣い入江であつたのを虚を築いて一條の川としれた今の



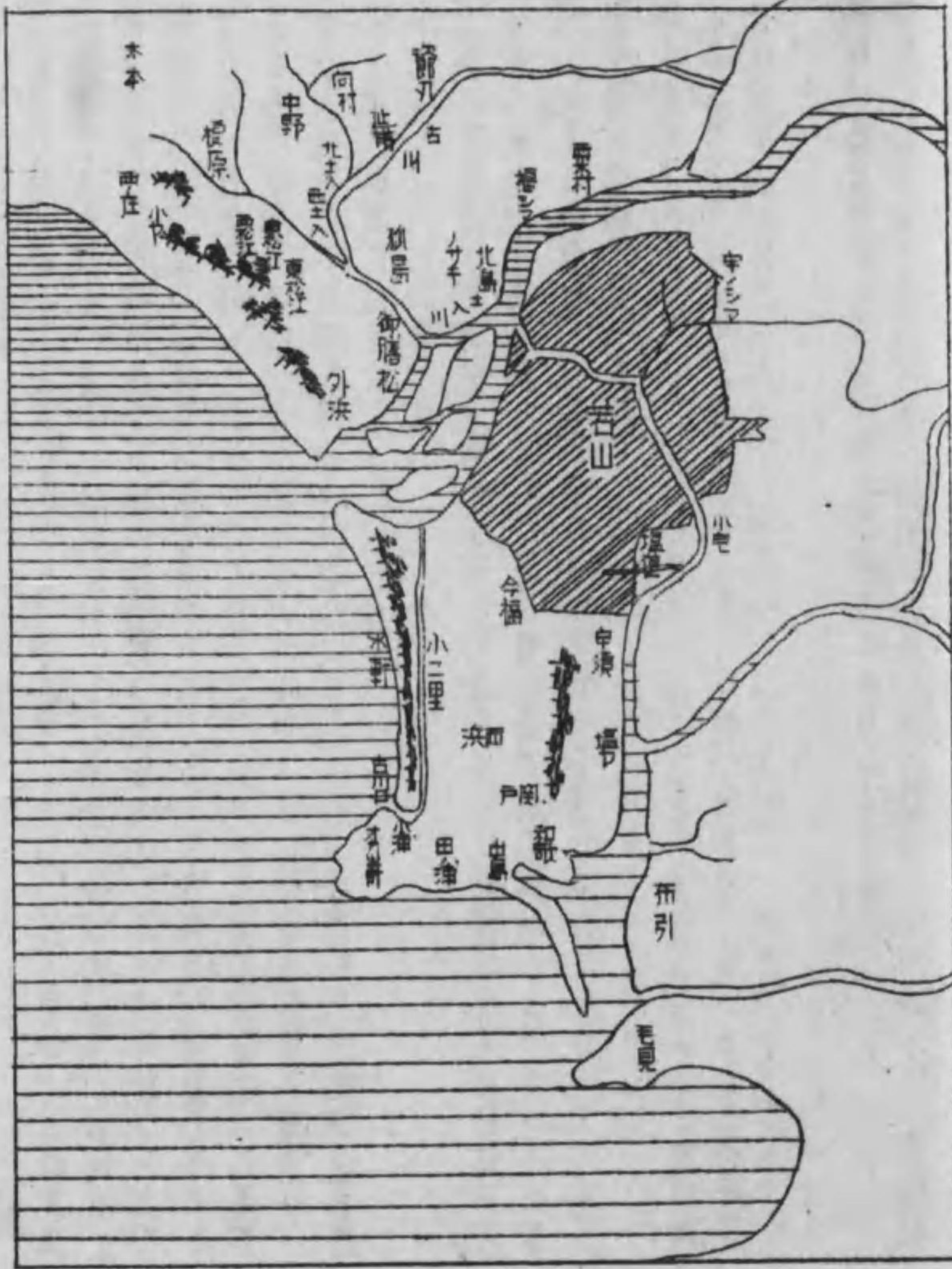




美奈登 小名 外濱 御膳松

漢の肥前は今福・面濱面村と界し、北は北島・松江面村と接し、東は岡と界し、西は海に面す。此の肥前紀の川の海口であるから漢の名がある。漢の名は古事記には紀國男ノ水門と見之神功紀・應神紀に紀水門とあるは皆此の地の事である。然し紀ノ水門とは廣く指した詞で、古は今の北島から西の方磯脇村のあたりまで一面の入海であつたから其間は廣く紀ノ水門と呼ばれ、男ノ水門は専ら此の肥前指す詞である。今漢の内に小野町あり、雄芝あり、雄天神あるは皆男の水門の名が遺つたのである。古今土地が變遷して今の肥前の方は中世に吹上の濱、吹上の小野、眞砂山などと呼ばれ、古の地を以て言へば大抵若山城正面の肥前を漢と稱し、それより南の方を吹上の地とした。後漢より開いた地は漢の領となつて、今は漢の界十町許も南の方に寄りた。(孝領新田は室永の頃より開發する所百三十三町余といふ)大抵漢の地人家並ぶ所は若山の區域に入つたが南の方八屋敷砂山等唱へる所は猶漢村に屬す。又小名に外浜あり御膳松あり二ヶ所共紀の川を隔てて西に在る。又海口の内は洲渚の地中洲といふ所がある(或は向畑ともいふ)單島といふもあり、又南の方には青岸といふもあり、四方の商船此の地に集る。又青岸の南松林中に公の別館あり、濱御殿と呼ばれてゐる。

外濱 紀ノ川を隔てて漢の西にある。西は海に臨み南は青岸に對し北は松江村に接





し海濱は松江の濱に続いておて、こゝれを二里か着と呼ぶ。此の地紀の川の下流にあるから砂土を衝出し、海よりは浪で砂土を淘揚けて砂山となつて和田浦といふ村出来たが津浪の首に其の村は亡絶した。其の後年を経て旧の形となつて松江村等出来たが、南の端は僅砂着の荒地であつたのを養村から開墾したのである。養村内に在るに於て外濱と呼ぶ積りなつた。今も尚和田濱といふ所あるに古名の遺つたのであらう。水田はないが作物は宜しく川口は常夜燈あり、燈臺園と稱し船舶の川口に向ふ者の目當とした。(官より置く)又大砲の番立場があり土人之町場と唱へる。

御膳松

外浜の良の方にあり、東は小岡あり、古松数株あり、南麓公此地で御膳を召上られたから此の地を御膳松と稱し、遂に廣く此の地の総名となつた。地形異から乾の方に長く中間所口は砂山あり、地高燥で瘠薄外濱に比すると大に劣る

三、地形変遷に關する顯著なる事項  
此の項は(1)地図上の沿革の項に記載し其れ以外の地震、津浪等による変遷は其の文獻の詳細なるものなく知るに由なきも、地形に影響を及ぼしたるものばかりなのでなからうか。

二、位置

1、境界  
本村は海草郡の西北沿岸に位し、市の西南隅に隣接してゐる。

東は紀ノ川、水軒川を介して市に隣接し、南は市雜賀區、北は松江村、野崎村に接し、西は長江をなして海を控えてゐる。

2、區劃

昆島、藻種畑、青岸(以上河東) 中洲、川口、御膳松、外濱(以上河西)

三、面積及廣表

1、廣表

東西 一、六四料 南北 二、二九料

2、面積

三、七五五六方料

3、耕地總反別 二百十八町八段七畝十五歩

内 田	四町八畝
畑	百八十二町八段二畝
宅地	六萬八千四百十三坪七合
山林雜地	九町一段七畝十五歩

四、人口及戸口

人口及戸口表 別表

密度 一平方料當り 九二四・七人 即ち和歌山縣密度より七四七人多きことなる。

五、地勢



1. 地形

紀ノ川を挟んで兩岸にある極めて平坦なる平瀬地である。

2. 山及山脈

山及山脈類似のもの全くなく、僅かに幅二十米、高さ七、八米内外の砂丘御膳松外濠の附近に數條横はり、海岸にも砂丘濱に沿ひて走るに過ぎない。

3. 河川

◇ 紀ノ川 源は紀和勢三國の界大台山の巴ヶ嶽に起り、奈良原吉野郡を貫きて西北に流れ吉野山、大峯、高見諸山諸谷の水を合流して吉野川と呼ばれ、宇智を経て和歌山県伊都郡に注ぎ、初めて紀ノ川の名を以て呼ばれ、那賀海草二郡を貫いて本村に至つて海に入る。川口より川上は舟楫の通ずるもの六十料余、それより上は川勢曲多くして源に至るまで八十料、伊都郡より下、溝渠を作りて灌漑をする渠の長いものは或は十六七料、或は二十四、五料、最大なるものに至つては三十六料に及ぶものもある。又運輸の便も多い四郡の肥沃豊饒なるは皆此の川の利によるのである。然し後世地形変遷して砂土川を埋めて川底狭く、大水の時決瀆の患がある所唯海口に近い所のは大なる害をなすことがない。

可落花

春にやて紀の川をろく流るめり芳野の奥に花や散るらん

平表時朝臣

紀の川

法橋敬昭

朝もよひ紀の川かみを見渡せばか跡のみ反けは雪降けけり。

紀の川を渡るごと

消隆院内大臣

川上は吉野ときけば紀の川の波の花まであかぬ色かな

◇ 土入川 源を和泉山脈の諸溪谷即ち楠見村及貴志村の諸溪谷より發し、貴志村と楠見村及野崎村と松江村の間を流れて湊村に入り、中洲、御膳松の面を南流して川口は放て紀の川に合する

◇ 水戸川 雜賀村の西部にあつて和歌山市の河濱より湊村を南流し西曲して遂に雜賀村大字西浜小浦にて海に注ぐ。

4. 池

池と稱する程のものないが畑毎に中央に灌漑用の上口十米内外の在梯形の堀又は野井戸あり

5. 平野

村全体が平野である。

b. 海岸線

本村海岸は二里ヶ濱の一部で延長三料あり

◇ 荒濱 紀ノ川左岸 海に向ふ濱をいふ。浪打際より二百米許りにして高さ砂山長堤の如く、南の方古川口より起りて西北に走り、海口に至つて盡く、其の長さ凡そ三料余、(南の方は和歌山市領、北の方は本村領)長堤の上には翠松並び、浪打際は白砂雲の如く、近時海水浴場として設備せられ、夏



期未遊する人士少くない。  
川口を踰えて徳本村領海岸繞き松江村を経て西脇野村に至る。これより里ヶ  
濱と唱へる。

六、地質

古、海底であつたものが、紀の川の流水に依つて南北両岸の肥域は砂土、土礫の  
爲めに、沖積層を構成して恰もエジプトのナイル河口と同一の作用に基いて三角洲  
を構成した。

七、氣象

1. 温度

大平洋の暖流黒潮の影響を受けて気温高く、ユトカリ、素柳子等屋外で育つて  
ゐるのを見て、も南國的氣分の漂ふよい氣候である。

A 月別平均気温      B 平均最高気温      C 平均最低気温      D 最低気温の極

E 本県気温分析図      別表参照

2. 雨量

本邦西南洋上に發生して東進する多くの低気壓の進路に近しい關係から其影響に  
よつて一ヶ年の降水量は平均一、四九五毫米位である。

A 本県雨量分布図      別図      B 雨量      C 雨天日數      D 雨量最大日量      別

表参照

3. 降雪 降霜

黒潮の關係から降雪、降霜極めて少く大雪としては明治四十年二月十一日の二  
十一種、大正八年二月三日の十四種、昭和六年二月十日の十七種が其の主要記  
録である。

A 降雪日數      B 降霜日數      別表参照

4. 気壓 風

季節風帯に属して居るから寒季、暖季に依つて風向を異にするは言ふまでもな  
いか、本村では地形の關係から四季を通じて東北東の風が最も多い。しかし此  
の風は概ね弱く暴風といへば西南風に限られてゐる。

又の西北風が可成着しいが夏には海陸軟風が發展して特に夕風の現象は知られ  
てゐる。暴風は和歌山測候所の統計によると、昭和六年には十三回である。既  
往五十年間の最高は明治四十四年六月十九日の二九、五米と記録されてゐる。

A 気壓月別平均      別表      B 気圧月別最高極      C 気圧最低極      D 風平均  
速度      E 最高速度      F 最多風向      G 天気日數      別表参照

八、地震及津浪

1. 地震

潮岬中には何名なる外測地震帯が横つてゐるから其の活動によつて、古来該度  
が大規模に遭ふし、其被害津浪の被害をも伴つて來つてゐる。最近六百年間に  
發生したものの中特筆すべきものは、正平十六年八月二十四日、明治七年八月  
二十五日、高島九年十二月十六日、宝永四年十月四日、安政元年十一月五日の







2 津浪

郡	月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
和歌山	一月	二	一	一	六	九	七	三	九	五	七	一	二	二
日高	一月	三	二	一	六	七	七	二	五	二	一	一	一	一
西牟婁	一月	三	二	一	六	七	七	二	五	二	一	一	一	一
東牟婁	一月	三	二	一	六	七	七	二	五	二	一	一	一	一
伊都郡	一月	三	二	一	六	七	七	二	五	二	一	一	一	一
計		三	二	一	六	七	七	二	五	二	一	一	一	一

津浪は海底に発した地震のみならず海上に於ける深刻な低気圧にも基いて起るもので、海岸に於て急に高くなる波浪で、單調で水深大なる海岸には殆ど害を見ないが、本県の様に遠浅な所では著しく高まり、災害も亦従つて甚だしい。河川の口も同様である。津浪常習地として、先づ第一に紀ノ川口即ち本村が挙げられ、和歌浦湾、湯浜湾、由良湾、田辺湾、玉の浦等が之に次いでゐるかの稀有の坐輪を被つた安政元年の津浪の恐ろしさは今尚古来のよく傳へらるる所である。

古来津浪の災害に就いては地震年表に併記して置いて置いたから省略し、安政元年の津浪に依つて当村附近の被つた災害の大畧を記せば次の如し。

加太附近 津浪は濱邊の漁船を咬へ又川口へ漁船を押し込み破壊したる外大なる被害はなかつた。

和歌山

地震は土塙、燈籠等の倒壊せしめたる程度、津浪は紀ノ川口より侵入し傳法橋の下へ船五十余隻積み累りて破壊した。又北島磯に碇泊した四百石積みの廻船は坐洲した。

和歌浦

格別の害なきも、紀三井寺は津浪紀三井寺の石垣の初段まで押し寄せた。

黒江日方

紀北第一の惨害を被つた。流失又は倒壊家屋は夥しく、津浪は黒江で市場、黒江坂の下より北は中程まで日方は延正寺（海岸より五百米）内海は海岸より約三百米迄浸水した。以下省略

参考

日高郡 村上久藏氏手記 津浪記ヨリ

津浪は奥行深き所へは遠く指入るもの也。川筋は勿論谷筋等は水遠く押込むもの也。殊更沖より指入る水の向へ相當り候所は甚敷もの也。奥行なき所又は水を横に受けし所はやさしきもの候。さればこそ昔時烈しかりしといふ所は甲寅の津浪又甚しく昔緩かなりしといふ所は海邊なり之も甚だ穏也。土地の模様にて甚しく甲乙輕重有之者也

本村の如く津浪の害甚大なるべき条件を具備したる地は目下の如き倉敷なる防備状態にては此細き感か深い。



九、交通

1. 概況

◇ 陸上

本村は和歌山市へは川一筋を界として近接せるにも抱らず、河西部は加太街道より高札で備在せる爲め、鐵路一本の通ずるものなく、紀ノ川は橋梁なく交通は主として和歌山市方面へではあるが遠く北島橋まで迂回せねばならず、促成蔬菜栽培地として出荷物多きはより特に不便を感ずること甚し、道路も極めて一部分を除いては地勢、地質の関係上畑と道路と明確なる區別を認め得る所少く、且畑よりも路面の方低くして降雨の際には道路は変じて溝渠の代用し、道砂ばかりである爲め路面はかたまりずして、自転車等輪が砂中に喰ひ込んで動き難い状態を道路としては不完全であると言へよう。極めて一部分だけ自動車を通じざる爲めに漸く出荷物等は是をしてゐると云ふ有様で産業上には及ぼす影響も蓋し少くはなからう。

河東部は市と連続し、道路完備し、自動車の便あり交通至便。

河東、河西の連絡は旧幕時代の體物とも云ふべき渡船を利用し至つて不便である。

◇ 水上

紀ノ川があつて、土入川がある爲めに製材会社等該会社は盛に運搬は利用されてゐるが、その他には利用されてゐない。

2. 道路

道路表

別表参照

3. 交通機関

船舶車輦表

別表参照

4. 通信

和歌山郵便局の管轄に属し、一日一回の集配あるに過ぎず、近時通信の多きと速きを要す時代にはしかも市に隣接せる地にして此の如きは時代に逆行してゐる感が深い。

5. 市との交通

市との交通は主として人は自転車、又は又宇佐橋より乗合自動車、若しくは歩行により貨物は牛車又はトラツツによりて運搬してゐる。

十 生産

1. 本村には水田殆んどなく、畑地のみなる爲め促成蔬菜栽培に全力を集中し、従つて蔬菜生産額極めて多く特に大根の産地として有名である。工産物は製材会社、硫酸会社等あつて多額の生産品がある。

2. 土地と生産

◇ 農業と生産額

別表参照

◇ 工業生産額

別表参照

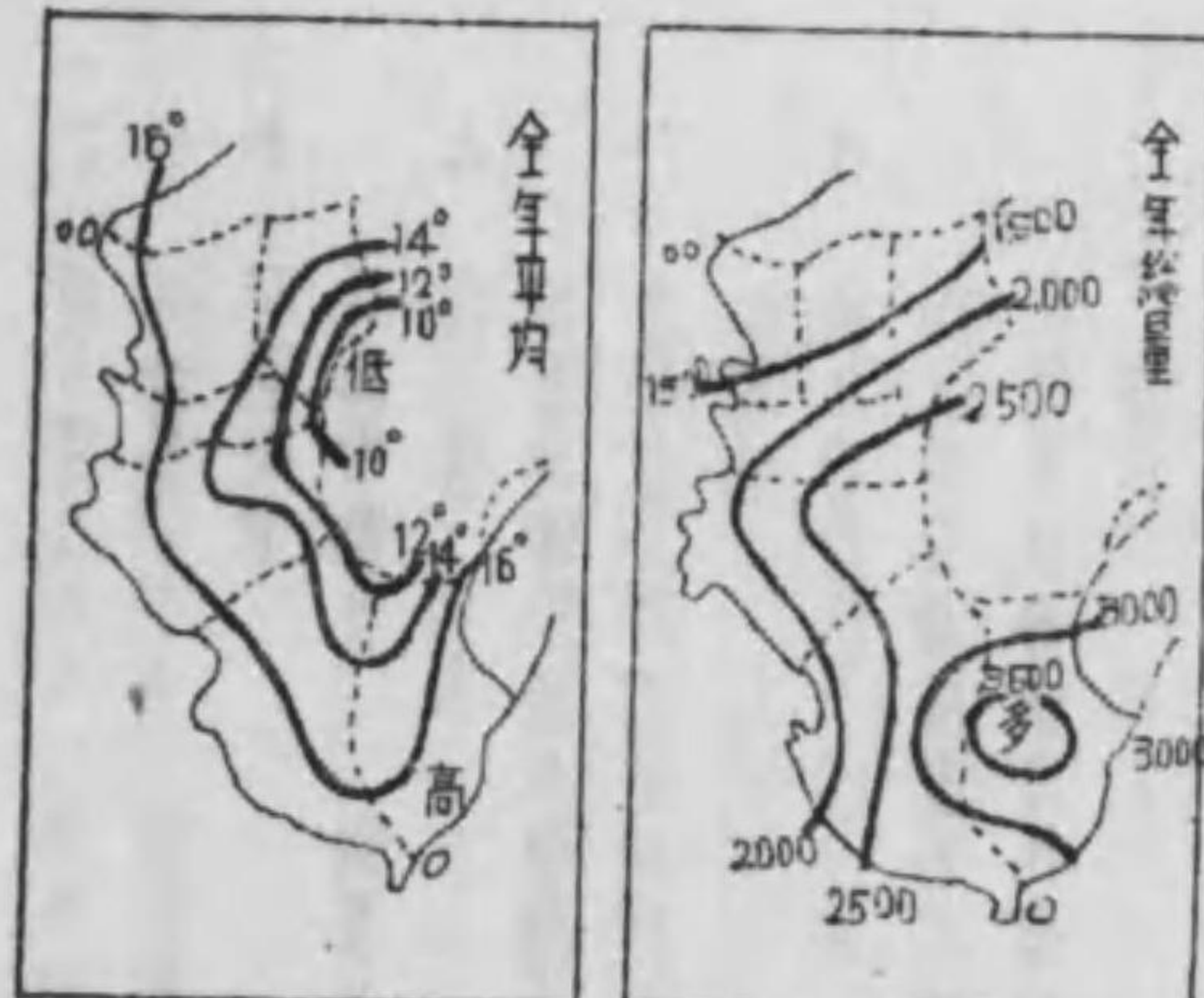
十一 土地



種別	種類	2. 主ナル生産調査		平県ノ生産額
		栽培面積	價格	
大根	根	一三一・五	七五八四四	二六八一九四八〇×
麥	根	一一九・三	九四八二	一六四六石
南瓜	瓜	五八・七	三一六九八	二一八四一五〇×
西瓜	瓜	二二・九	九五六〇	九五六〇〇

1. 船舶車輛調査

種別	輪別	年別		昭和四年	五年	六年	七年	八年
		有税	無税					
自動車	正	四四四	二	四四二	二	四五四	二	四七六
	自動自動車	二		二		二		四
白動車	乘用							
	貨物							
人力車	二輪車	二		二		二		
	三輪車							
諸車	馬車	一		一		一		
	牛車	八五	二五	八五	二二	九五	三三	八九
小車	二輪車	五二		六一	六	一一	二二	二二
	リヤカー	七八		七八		九		
小舟	動力							一三四七



気温分布図 雨量分布図

昭和七年地震地源分布図  
(モルタシ発ニ近附州誌)  
(スモラ表編所標別名ハ号番附 要費 印X)



1. 字別耕地
2. 台帳による地目別土地
3. 村民が他町村に遊て所有する反別
4. 他町村民が本村にて所有する反別
5. 土地之價格
6. 小作・自作反別

別表参照  
 全右  
 全右  
 全右  
 全右  
 全右



町名/地目		町名/地目		町名/地目		町名/地目	
	田	畑	宅地	山林雑地		田	畑
	七二、六三三、八	一四四七坪	〇、四四		三、六八	四八、九	二、二二五、八
							山村雑地
							七、四

5. 本村民が他町村に於て私有スル反別 6. 他町村民が本村に私有スル土地反別

字別	田	畑	宅地	山林雑地
御膳松		五三、七五	二、二九六、五	〇、九六二、八
川口		一、〇六	八七〇、四八	〇、一七二、三
中洲	一、一	二九、四〇	二、四〇五、	〇、四八七、七
外濱		三三、五六	四九一、五二六	〇、一八〇、三
青岸		五、五九	九六五、八七四	
鼠島	〇、二	二二、六五	八八七、九八五	七、二一七、四
薬種畑	二、七六	二八、八一	八八三、四七	
計	四、〇八	一八二、八二	六八四一、三二七	九、一七一、五

字別	民有有税地	官地借用地	村又八部所有地
胡瓜	三、二二	一、六八四、八〇	
マワワ瓜	八、二	三、五二五、八〇	
里芋	三、四、二	一、七一〇、〇〇	
ワツフイモ	三、一、八	一、二七三、〇〇	
其他			

3. 本村字別耕地面積

字別	民有有税地	官地借用地	村又八部所有地
御膳松	五、四、四五	一、八、五、二	〇、一、六、二
川口	一、一、二〇		
中洲	二、二、三、九		
外濱	二、三、七、〇	八、一、二	〇、〇、四
青岸	二、三、九、四	三、七、二	
鼠島	二、二、一、八、六		一、七、三、二
薬種畑	二、一、一、八、二	一、五、九	
計	一、八、〇、三、六	二、〇、一、八、五	〇、七、二

4. 土地台帳ニ登録セラレタル地目別土地調



















昭和五年	五二七〇	八五五	五四〇	五五八五	七一〇	五七八
昭和六年	五三〇四	一〇〇五	五五五	五七五二	六八六	五八五
昭和七年	五三九二	一一五五	五九三	五八三四	七〇	五八六

本籍者 三三二五名  
 出寄留者 六〇三名  
 入寄留者 一一八八名  
 現住者 三九〇名

4. 出寄留と移住の状況

住地	和歌山市	郡	部	他府県	海外
人員	二五〇	一三〇	一三三	二二〇	

三. 選挙と人員

1. 本村公民者数 八百拾貳名  
 但し昭和七年十二月二十五日を以て確定せしむる選挙人名簿に依る。
2. 現村会議員表 (昭和八年八月現在)

字名	人員	氏名	中洲	泉
御膳松	四	和田源一 和田伍一	青岸	内山 登
外浜	二	岡崎善一 岩瀬徳之助	蕨橋	矢田元三郎
川口	二	宇治田信吉 宇治田爲五郎	原島	岩本 秀吉
		福地芳禰 半田米禰		

四. 兵役の状況

種別	年度	大正十二年	大正十三年	大正十四年	全十五年	昭和二年	全三年	全四年	全五年	全六年	全七年
壯丁		二八	二〇	二一	二九	一四	二四	二二	二一	二二	二六
甲種合格		九	七	四	八	五	九	五	八	五	三

2. 陸海軍現役員数 (一三一人)

- 陸軍現役將校 一人
- 陸軍現役兵卒 四人
- 海軍現役將校 三人
- 海軍現役兵卒 五人

岡田爲太郎 明治四十三年就職  
 在職一期間  
 大河内 浩 大正三年四月就職  
 昭和五年迄  
 松本三千秋 現在

五. 本村丁代村長と在職期間

- 森部 好謙 明治二十二年町制施行  
 行當時在職一期間
- 松本鹿之助 明治二十六年就職  
 明治四十三年迄

六. 陸海軍人戦死病死者

戦死	陸軍兵卒	島村 芳松	明治十年の役に於て
病死	全	市原植次郎	明治十年役大坂病院に於て
	陸軍歩兵兵卒	湯川 米吉	明治三十四年廣島予備病院に於て
	全	松井喜三郎	明治三十五年歩兵第三十七聯隊に於て







計	一	四	三	五	2	1	70名
女学校	三	一五	三五	二七	3	全	婦人會員數
男子学校	一	一	二	一	4	日本赤十字社員數	100名
計	四	一六	三七	二八	5	日本愛国婦人會員數	八五名
十一、本村諸団体の状況					6	南葵育英會員數	一八名
1、本村青年團員數							四名

十二、職業と戸數の調査 (現住所に依る調査)

職業	農業	工業	商業	僧侶	教師	官公吏	銀行員	會社員	労働者	計
戸數	二九二	三四	五三	四	五	一三	二	四	五〇三	七一〇
有職者	一六五〇人	無職者	一八五〇人							

十三、本村會社と使用人員

南海鹽粉株式會社  
 日本除虫菊株式會社  
 合資會社神瀨製材所  
 株式會社川中組製材所  
 合資會社達磨タワシ

總使用人員 一四四人

本村工場數と使用人員

工場數 三五  
 使用人員 四三八名

十四、村會議員

當選年月日	級別	氏名	名
大正一六・五・三〇	二級	郭 嘉四郎 又保 桑吉	有井 龜楠 有本 甚藏 中村長之助
大正一〇・五・三〇	二級	宇治田太助 大河内役松 手塚和三郎 有田 甚藏	初田龜太郎 宇治田熊之助 郭 嘉四郎 有井 龜楠 坂本庄次郎 大河内役松
大正一一・二・一五	一級	和田 久 乾 豐吉	宇治田善助 森 部 發 宇治田增藏
大正一四・五・三〇	二級	内山 登 岩本 秀吉 有田 又吉 宇治田彌惣右衛門 小松彦太郎	内山 登 貴志 豊楠 有井 龜楠 荒古鯉之助
昭和四・五・三〇	一級	内原大兵衛 福地 芳楠 泉 重彦	岩橋良太郎 小松 界 岩橋徳之助 宇治田弥惣右衛門











# 第四 村豫算

一、過去二、丁年間豫算

年 度	町 村 費	教 育 費	教育費三割當額	教育費並入分額
大正十三年	一九七、八五九、九三	六八五、五四七、七	一七、二五	一八、五一
十四年	一七〇、五九〇、二	六八五、二九二	一六、七五	一八、〇三
十五年	二七七、〇九〇、〇	一七〇、五二五、七	六八、六八	四一、二四
昭和二年	二〇〇、九八二、二	一八二、九五五、四	二一、二一	二〇、一三
三年	二〇〇、八〇五、一五	一八三、五九八、五	二二、二九	二〇、二九
四年	二〇九、三五四、五	一八五、一六〇、七	二二、五七	二〇、五七
五年	二一四、九九〇、〇	一八九、九六〇、〇	二二、一九	二〇、一七
六年	一九八、七六〇、〇	一八〇、四七〇、〇	一五、六七	一七、九二
七年	一八六、一七〇、〇	一八一、七三〇、〇	一一、六二	一七、三一
八年	一八五、八八〇、〇	七九五、六〇〇	一一、〇一	一六、三三

二、昭和八年年度豫算

款 項	目	予算額	一、基金財産収入		二、預金利息	
			貸付料	四二四	貸付料	四四
収入		四七〇		五八		























## 第五 湊村行政

### 一、村行政機関の分類

村長・助役・収入役・書記一計六名・村會議員一十二名・區長・區長代理一十名ありて、村行政をなすの中心となる。

### 二、役場

明治二十二年五月、大字湊一〇一番地に開設し、大正四年九月一日同所一五六四番地ノニに移し、大正六年八月現位置に移る。

現吏員氏名 事務分掌左の如し

村長	松本三千秋	書記	玉井	文治	兵事戸籍寄留事務
収入役	有井 亮	會計	谷輪	一雄	衛生統計文書受付
書記	和田 又隆				送
書記	今井直次郎				

三、村會  
 本村會は議員定數十二名にして、各議員は常に公平無私よく村自治發展の爲に熱心に努力されてゐる。

現村會議員及字別左の如し  
 一 註歴代村會議員氏名は入事調査参照  
 二 御膳松 岩橋徳之助

中洲 泉 重序



- 全 和田 伍市
- 全 岡崎 善一
- 全 和田 源一
- 外 濱 宇治田 爲五郎
- 全 宇治田 信吉
- 全 栗村 乃會 乃謙 規則

第一章 通則

第一條 議員ノ席次ハ総選舉後初回ノ會議ニ於テ抽籤ヲ以テ定ム

前項ノ抽籤後就職シタル議員ノ席次ハ議長ニ於テ之ヲ定ム

第二條 會議中出席若ハ退席セントスル議員ハ議長ニ其ノ旨ヲ申告スベシ

第三條 會議録署名議員ハ二名トシ毎年初回ノ會議ニ於テ議長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム 其ノ兩員ヲ生シタル場合ハ更ニ之ヲ指名ス

署名ノ議員會議ニ缺席シタル場合ハ議長ニ於テ臨時之ヲ補充ス

- 川口 福地 芳禰
- 全 半田 米禰
- 青 岸 内山 登
- 藥種 畑 矢田 元之郎
- 嵐 島 岩本 秀吉

第二章 議事

第四條 會議ヲ開クトキハ議長ハ其ノ旨ヲ宣告シ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシム 但シ時宜ニ依リ朗讀ヲ省略スルコトヲ得

得

第五條 議事ハ三讀會ヲ經テ確定ス 但シ議長ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ會議ニ諮ル議會ヲ省略スルコトヲ得

第六條 第一讀會ニ於テハ議案ノ大意ヲ討論シ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ決スベシ 第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ハ廢棄セラレタルモノトス

第七條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條審議シテ之ヲ決スベシ

シテ之ヲ決スベシ

第八條 第三讀會ニ於テハ第二讀會ノ議決ヲ以テ議案トシ之ヲ議決スベシ

第九條 議案ニ於シ説明ヲ求メントスルトキハ第一讀會又ハ第二讀會ニ於テ之ヲ爲スベシ

第十條 議長ハ議事ト便宜ト認メタルトキハ議案ヲ分割シ又ハ審議ノ順序ヲ変更シ若ハ數條ヲ連ネテ付議スルコトヲ得 但シ異議アルトキハ賛成者アルヲ俟テ討論ヲ用トスシテ之ヲ決スベシ

第十一條 發言セントスル者ハ自己ノ番号ヲ叩ビ議長ノ應答ヲ俟テ發言スベシ 第十二條 修正ノ動議ハ第一讀會ニ於テ提出スルコトヲ得

第十三條 総テ動議ハ賛成者アルヲ俟テ討論トス 但シ第三讀會ニ於テハ二人以上タルコトヲ要ス

第十四條 村會自ラ発案スヘキ事件ニ附シ

發言セントスル者ハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スベシ、其否決シタルモノハ會議期間中再ヒ提出スル事ヲ得ス

第十五條 討論ハ議題外ニ涉ルコトヲ得ス 第十六條 議長ハ論旨既ニ盡タリト認ムルトキハ討論終決ヲ宣告ス

第十七條 議長採決ヲ宣告シタル後ハ議員ハ其議題ニ付發言スルコトヲ得ス 第十八條 表決ノ方法ハ起立ヲ以テ例トス 但シ時宜ニ依リ他ノ方法ヲ用ユル事ヲ得

第十九條 議場ニ在ル議員ハ取制第五十條但書ニ依ル出席者ノ外表決ノ數ニ加ハラサルコトヲ得ス

第二十條 議題ニ於シ發言者ナキトキハ議長ハ採決ノ手續ヲ履マヌシテ全會一致原案ニ可決シタモノト認メ其旨ヲ宣告スルコトヲ得 但シ其ノ宣告ニ於シ異



議アルトキハ更ニ採決スルモノトス  
第二十一條 修正ノ動議ハ原案ニ先キテ採  
決スヘシ 同一ノ議題ニ付數個ノ修正  
動議アルトキハ原案ニ最遠キモノヨリ  
先ニシ之ニ依リ難キ場合ニ於テハ動議  
提出ノ順序ニ從フ

前項ノ場合ニ於テハ議長ハ其ノ順序  
ヲ會議ニ宣告スヘシ

第二十二條 修正案總テ否決セラレタルト

キハ原案ニ就テ採決スヘシ

第三章 會議錄

第二十三條 會議錄ハ會議ノ日程毎ニ之ヲ  
調製スヘシ

第二十四條 會議錄ニハ左ノ諸項ヲ記載ス  
ヘシ

- 一 開會所會ノ年月日時
- 二 會議ノ開閉及中止ノ月日時
- 三 出席シタル議長議員及議事ニ參與シ  
タル者ノ職氏名

四 缺席シタル議員ノ氏名

五 會議ニ提出シタル議案及報告等ノ題  
目

六 議決決定及選舉ノ顛末

七 町制第四十五條第五十條第五十五  
條及第百二二條第五項ニ依ル事項  
ハ會議錄ヲ調製シタル書記ノ氏名

九 右ノ外必要ト認メタル事項

第四章 罰則

第二十五條 議員ニシテ町制又ハ本則ノ  
規定ニ違反シ議長ニ於テ注意又ハ制止  
シ 若ハ發言ノ取消ヲ命スルモ仍之ニ  
從ハサル者アルトキハ會議ノ議決ニ依  
リ五日以内ノ出席ヲ停止ス

附則

本規則ハ大正五年六月十五日ヨリ之ヲ  
施行ス 本規則ハ議員五分ノ二以上ノ  
同意アルニアラサレハ之ヲ改正スルコ  
トヲ得ス

淺村乃會傍聽人取締規則

第一條 本村會ヲ傍聽セントスル者ハ受附

係ニ住所氏名ヲ申出テ其ノ指揮ヲ受ワ  
ヘシ

第二條 議長ハ傍聽席ノ都合ニ依リ傍聽人

ノ員數ヲ制限スルコトアルヘシ

第三條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ト認ム

ルトキハ傍聽ヲ許サス

一 未成年者

二 武器兇器携帯シタル者

三 瘋癲白痴又ハ酩酊者

第四條 傍聽人ハ傍聽席ニ於テ左ノ各号ヲ

遵守スヘシ

一 帽子又ハ外套ヲ携ヲ攜帶スヘカラス

四 區長

區長 區長代理ハ各字に一名ヲワありて、村長の指揮のもとに村民への通達・諸般  
の調査等を行シ、日夜村民の幸福を祈リワあり

現區長 區長代理氏名及び字別左の如し

御膳松

和田源一

松下元補

二外資

土橋繁次郎



川口 有田 又吉 阿砂利文之助  
中洲 河島佐太郎

第二條 每區ニ區長及區長代理者各一名ヲ  
置ク

藥種畑 富永 為吉  
鼠島 岡本 元楠  
青岸 川口 又隆

第三條 區長及區長代理者ノ任期ハ四ヶ年  
トス 但再選ヲ妨ケス

第一條 本村ハ處務便宜ノ爲メ左ノ行政區  
ヲ設ク

第四條 區長及區長代理者中缺員アルトキ  
ハ之カ補闕選舉ヲ行フモノトス 補闕  
ノ爲メ選任セラレタル者ノ任期ハ前任  
者ノ残任期間トス

第一區 單島 第二區 藥種畑  
第三區 青岸 第四區 中洲  
第五區 御膳松 第六區 外濱  
第七區 川口

附則  
本規定ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五區 劃

御膳松 川口 外濱 中洲 鼠島 藥種畑 青岸の七小區ハ區劃して行政上ノ便宜  
ヲ計リク、あり。

六、村豫算  
別項参照

七、納税 昭和七年度概  
圖稅

御膳松 川口 外濱 中洲 鼠島 藥種畑 青岸の七小區ハ區劃して行政上ノ便宜  
ヲ計リク、あり。

六、村豫算  
別項参照

七、納税 昭和七年度概  
圖稅

畑租	一、三七六	三一
雜地租	六七	二四
宅地租	五三〇	三八
田租	六五	八六
營業收益稅	二〇五	九二
所得稅	三三一	一五
資本利子稅	二六	八〇

縣稅	地租附加稅	二八七九	八〇	一、六四五	〇六
特別地稅	二六二	八六	一五〇	二六	
營業收益附加	一一六九	八五	一、四六〇	九一	
所得稅附加	九二八	五七	三〇五	八五	
家屋稅	二、三七〇	六五	五四四九	六〇	
原營業稅	三六九	五七	二九七	三四	
原雜種稅	四、二〇五	九二	三、七六九	九五	

### 第六 湊小學校

#### 一、沿革

明治八年二月十日湊村小字外濱に村落小學校を設け、林孝順教員を命ぜられ、明治九年五月二日小字御膳松に村落小學校を設け、富山小太郎教員を命ぜらる。當時兩校其児童數貳拾餘名なりと云ふ。

明治拾四年三月九日右二校を合併し、小字御膳松に設け、成美小學校と稱す。玉川源助、富山小太郎は其の教鞭の任に當る。

明治拾六年十二月二十四日半民家を仮用し、半校舎を建築し、其の費用半は村費、半は寄附金を以て充當し、湊村西部小學校と改稱す。當時學齡児童男百四十八人女百



四十三人、中在籍児童数男四十六人、女十二人にして就学歩合は驚くなかり男五分一厘、女九厘強である。明治二十四年一月十三日勅語騰本下賜せらる。

明治二十七年に至り在籍児童数男七十九人、女三十三人の多数に達せしを以て幾度の校舍新築の議起り、四月十一日校舍新築に着手す。当時大河内佐五郎、和田常兵衛其の運策委員となる。五月三日工棟式を挙行す。而して七月一日新築落成して移転開校式を挙行す。当日は村長松本虎之助工事の内容報告、平田郡長、岡本少将、倉田寛山宮司等の祝詞あり。当日は余興として獅子舞、杖餅等ありて、村として未曾有の盛会であつた。

全年六月廿日兩陛下御眞影下賜せらる。今二十九年四月七日高等科を併置す。今三十六年十二月更に生徒の増加に伴ひ利益を感じて教室増築し、翌年更に高等科を二学級編成す。

明治四十一年四月養務教育延長によつて高等科を一学級とし明治四十五年九月十六日新築教室棟落成す。

大正四年十月廿五日今上陛下、大正五年十月廿五日皇后陛下御眞影拝戴す。

大正九年四月一日補習科女子部を設置し、専任教師眞田修を聘し一学級を増加す。

大正十年十月一日漢材一部市に編入の爲、東西両校を廃し、漢尋常高等小學校と改稱す。大正十二年四月一日一学級を増加し、尋常科六学級、高等科一学級となす。大正十三年五月四教室及便所を増築し、昭和二年四月高等科を二学級となす。今五年四月尋常科を七学級となす。昭和六年四月一日三教室を増築し運動場六〇〇坪を擴張す。

其間校長の異動にの如し

藤下芳壽 自明治十九年四月 至明治四十年九月 大河内伊佐雄 自大正八年九月 至昭和六年八月

浅井百助 自明治四年九月 至大正二年一月 中原 明 自昭和六年九月 至昭和八年三月

植村英修 自大正二年一月 至大正五年五月 木村貞雄 自昭和八年四月 現在

新山徳次郎 自大正五年五月 至大正八年九月

現在普通教室九、特別教室二、其他補習室一、青訓室一、應接室一、教員室一、小使室一にして中央に御眞影奉安殿は嚴然と立反れ、團旗掲揚台毅然と直立し、良交風示現されてゐる。教員住宅二

現在教員九名、補習科専任教員一名、使丁一名、校医一名である。

其の氏名にの如し。

校長	木村貞雄	訓導	西浦義清	全	小島幸太郎	全	田中房吉
訓導	松並數見	全	西浦安男	全	濱中重信	全	松田コヨネ
全	山尾茂子	助教諭	眞田修	校医	松尾雄三郎		

二、教育方針

1、教育意義

教育とは、エキユケーション抽出することの義である。人間を人間にまで造り出す作用である。人間に所有せる自体及精神上の働を整頓して、生徒が現在有つてゐるより以上一層価値多きまで進めて行くといふ作用は教育である。この作用は完全なる價値意識の到達、完成なる新環境への生活の二作用が考へられ、この二作用こ



そ教育の真コースである。

2. 初等教育の真意義

小学校令第一條に「小学校は児童自らの発達に留意し、道徳教育及國民教育の基礎に其作用に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とする」と示されたることによつて、初等教育は云ふまでもなく國民教育である。

3. 我が校教育方針

- 1. 皇運を扶翼し、忠良なる國民の養成に努むること
- 2. 郷土の伸展、郷土文化の建設に奉公すべき國民養成に努むること
- 3. 個性を尊重伸展せしめ社会の文化を体得し創造する円満なる人格を養成すること

4. 我が校教育の実際

A. 学習指導要項

- (1) 自習自習を本体とすること
- (2) 児童は学習活動の本体にして教師は客体たること。
- (3) 個人個性指導に主力を注ぐこと
- (4) 学習環境を整理すること

B. 勞作教育

児童の自己活動を尊重して作業行動を力説し、具體的に全一生活を算ぶ。

- (5) 自己体験を基調とすること
- (6) 作業勞作に訴へること
- (7) 郷土風土を背景とすること
- (8) 教育者は縦横の系統に意を注ぐこと

C. 郷土教育

教育の地方分権を尊重し、郷土開發にツとめ郷土愛から國家愛にまで發展せしむること。

D. 各科教授

(1) 修身科

修身科は児童の正しき生活程度を認識し、正しく評價せしむるを目的とす。

操行と修身科との関係

修身科は道徳的知識を対象とし、操行は道徳的行爲又は人格を対象とする

(2) 算術科

新主義算術の唱ふる実用主義以外に更に現代文化に對する理解を興へ、現代文化の進展に貢献せしめんとす。

注意事項  
(イ) 児童心理と實際問題

注意事項

- (イ) 修身科と操行
- (ロ) 道徳知識と実践指導
- (ハ) 実践指導と生活記録
- (ニ) 郷土の事例と公民訓練
- (ホ) 各科と修身科

- (イ) 現代社会と事實問題
- (ロ) 郷土的數量生活の指導
- (ハ) 實驗実測と作業
- (ニ) 計算と正確敏捷
- (ホ) 家庭と數的生活
- (ト) 低学年と基本練習



(4) 低学年と數觀念

(3) 國語科

國語科本来の目的並に言語・文字・語句を通じて思想の獲得・自己表現の達成を計るを目的とす。  
注意事項

- (1) 讀むこと
- (2) 文字語句と國語科
- (3) 郷土と國語科
- (4) 鑑賞と批判
- (5) 教材觀の確立と指導
- (6) 教材の過程と児童心理
- (7) 作業と國語科綴方

注意事項

- (1) 自己と思想

(4) 理科

自然界に対する求知本能を利用して現象相互並に人生との關係を

(1) 作業と數箇科

- (1) 郷土讀本郷土文集郷土調査の利用
- (2) 不文の文から綴方への展開
- (3) 読者から作者への誘導
- (4) 大作と鑑賞
- (5) 寫生文の奨励
- (6) 実用と文藝書方

注意事項

- (1) 書方と綴方
- (2) 表現と語句
- (3) 筆勢と運筆
- (4) 書方の藝術
- (5) 書方の修養
- (6) 硬筆と時勢

理解せしめ自然界に対する愛護の念を養成し正しき人生觀を確立せし

む。

注意事項

- (1) 学習と理科の萌發
- (2) 学習と独自成長性

(5) 國史科

児童をして國史生活せしめ國民志操を涵養するを以て目的とす。

注意事項

- (1) 編纂趣意と國史
- (2) 教育的歴史と國史

(6) 地理科

自然人文地理の一斑を知らしめ以て本邦の國勢大要を會得せしむ

注意事項

- (1) 人類生活と地理
- (2) 未見未踏地と想像批判

(7) 唱歌科

歌曲の唱謠によつて感情の陶冶を計ると共に基本練習によつて根

(1) 理科生活の向上發展

(2) 理科的學習態度と自然愛

(3) 郷土理科の尊重

(4) 児童實驗と創作

(5) 人物批評と學習態度

(6) 時代場所觀念と國史

(7) 郷土と國史

(8) 児童生活と國史

(9) 實驗実測と地理

(10) 本邦の國勢と世界の犬勢

(11) 愛國心と地理

(12) 郷土地理の尊重

(13) 作業と地理科

(14) 本能力を練磨し円満な発達をとけ

しめ兼ねて社會化及常識化せしむ



注意事項

(イ) 基本練習と読譜能力

(ロ) 本譜と略譜

(ハ) 口授と聴唱

(8) 家事科

子女衣食住家事衛生育児看病經濟一家の管理等に関する諸知識を与へ且つ是等に关联して必要なる技能を訓練せしめ兼ねて特に齊家のために必要なる勤勤節儉秩序周密清潔等の良習慣と自己の天職を重んじて家庭を愛する精神を養成する

(9) 体操科

自体各部の均齊の發育を期し兼ねて敏捷活剛毅規律協同の習慣を養成す

注意事項

(イ) 自体發育助長と体育

(10) 図画科

歌詞歌曲と発想

(イ) 音楽と藝術

(ロ) 郷土歌謡と教育指導

成する

注意事項

(イ) 郷土の家事

(ロ) 理論と實際

(ハ) 理科と家事

(ニ) 実習と創作

(四) 姿勢の矯正と体育

(イ) 品性陶冶と体育

(ニ) 趣味と競技遊戯

(ホ) 散練と体操

(ハ) 郷土遊戯の調査と利用

形象なき生活から形象化する絵畫を帯めつつあるは云ふまでもない

注意事項

(イ) 基礎と描寫

(ロ) 散材と描寫

(ハ) 環境の描寫

(ニ) 自由と描寫

(ホ) 正確と描寫

(ハ) 観察と描寫

(イ) 藝術と描寫

(ロ) 郷土と描寫

(11) 手工科

手工科は簡易なる物品の製作を得しめ手工趣味を長せしめ勤勞を愛好する慣習を養成せしむ

注意事項

(イ) 自由作製と創作

(ロ) 趣味と作製

(ハ) 藝術と作製

(ニ) 製図と作製

(ホ) 郷土と手工



5. 教育上に於ける生活指導の実際

A. 道徳的生活

- (1) 儀式 四支節教育物語成申詔書国民精神作興ニ用スル詔書聯盟齋脱ニ用スル詔書季讀式入学式用校紀念式始業式卒業式職員送迎式等
- (2) 講話 陸軍海軍赤十字立滿洲軍変記念日時の日時の日時
- (3) 児童慶弔 (4) 入退學者の送迎 (5) 奉仕 (6) 對病死者法會 (7) 合同訓話 (8) 奉安殿礼拝 (9) 固面訓練

B. 宗教的生活

- (1) 神社参拝 (2) 祭日参拝 (3) 神佛礼拝 (4) 理科祭、 (5) 書初奉紙
- (6) 神前入学式(未設) (7) 参宮旅行

C. 社會的生活

- (1) 朝會 (2) 自治会 (3) 当支團(未設) (4) 部落競技大会(未設) (5) 社會奉仕 (6) 修用旅行 (7) 卒業生実務自励用

D. 科目的生活

- (1) 動植物飼育栽培 (2) 理科實驗 (3) 温室栽培(未設) (4) 地圖模型 (5) 數生活實習 (6) 博物館陳列整理(未設) (7) 児童館 全上 (8) 郷工館 全上

E. 藝術的生活

- (1) 出藝會 (2) 展覽會 (3) 奉養會 (4) 自由製作 自由栽培 (5) 童話會

F. 經濟的生活

- (1) 貯金 (2) 害虫駆除 農産助力 家事手傳 (3) 金銭出納簿記入励行
- (4) 校内外清潔整理 (5) 当用品制定検用 (6) 時間励行

G. 環境整理

- (1) 各教室必需散便物完備 (2) 教室美化 (3) 児童文庫(未設) (4) 当校園
- (5) 家庭訪問 (6) 父兄會

6. 職員組織

A. 職員信條

- (1) 愛と熱とを以て児童に接す
- (2) 常に知識の修養に努め人格の向上を図るべし
- (3) 常に教材の研究と当級の組織とに配慮して児童の生活進展に努むること

B. 教務

- (1) 教務指導案 (2) 成績考査 (3) 個性調査 (4) 当習の良否 (5) 当用品の適否 (6) 職業指導 (7) 当級経尙 (8) 訓練要目制定 (9) 児童の賞罰

C. 事務

- (1) 教務 (2) 庶務 (3) 用度 (4) 当籍 (5) 校具

D. 勤務



- (1) 尚習指導 (2) 出席督励 (3) 児童看護 (4) 青年教育 (5) 職員会
  - (6) 非常時 (7) 宿直
- E 研究
- (1) 研究発表会 (2) 研究授業会 (3) 相互参観 (4) 視察旅行 (5) 講習会
  - (6) 読書会

三、校 園 (口説参照)

四、児童数

計	男	女	昇一	昇二	昇三	昇四	昇五	昇六	高一	高二	計
七七	三六	四一	二九	四〇	四五	二七	二二	一九	二二	二八五	
六七	三三	三三	二一	三〇	三三	二二	二二	二二	二二	二二	
七一	三三	三三	二一	三〇	三三	二二	二二	二二	二二	二二	
八八	四四	四四	三三	四二	四五	三三	二二	二二	二二	二二	
六九	三三	三三	二二	三三	三三	二二	二二	二二	二二	二二	
五七	二五	二五	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
三二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
三〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
四九	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	

### 第七 湊村農業補習学校

一、沿革

本校は元湊村西部農業補習学校と稱し、大正八年六月三十日湊島嶺高等小中学校に併設し、同年十二月一日開校す。大正九年四月一日学則を改め男子部の外に女子部を置く。大正十年十月一日湊島嶺補習学校と稱し、大正十一年学則を変更して男子部のために

女子部を置き女子部の為には手藝家等の二科目を設け、更に昭和三年以来男子部に地理國史を加ふ。

二、歴代校長

新山徳次郎 大正六年六月十日—同年九月三日 中 原 明 昭和六年八月十日—昭和八年三月十日  
大河内伊佐男 大正八年九月十日—昭和六年八月十日 木村 貞雄 昭和八年三月十日—現在

三、現在職員

校長 木村 貞雄 兼任  
助教諭 眞田 修 兼任  
全 西浦 義清 兼任  
全 兼任  
全 小島幸太郎 全  
全 田中 房吉 全

四、生徒数

男	前期一年	全二年	後期一年	全二年	全三年	硬科年	全二年	全三年	合計
二五	三五	一五	一五	二〇	九	二〇	一四	七	八六
女	二	二	一五	二〇	一	一五	一〇	一	六五

五、経 営

- 1. 補習学校の三大機能
  - A 公民教育 B 職業教育 C 性教育
- 2. 各科教授方針
  - A 修身科 教育勸語成甲詔書國民精神作興詔書册

盟書脱に因する詔書の御趣旨に基き、実践躬行の實を揚げしめ兼ねて個人道徳國民道徳職業道徳を全からしむ。

(1) 教育勸語成甲詔書國民精神作興詔



書聯盟寄附に因する証書の読解

- (2) 修身教材
- (3) 家政教材
- (4) 社会教材
- (5) 国家教材
- (b) 思想問題教材

B 公民科

上記教材によりて公民生活を定からしむ。

- (1) 人と社会
- (2) 我が家
- (3) 親子
- (4) 親族
- (5) 戸籍相続
- (6) 財産
- (7) 職業
- (8) 生産
- (9) 一家の生計
- (10) 保健と衛生
- (11) 警察
- (12) 神社宗教
- (13) 教育
- (14) 農村と青年
- (15) 我が郷土
- (16) 我町村
- (17) 町村の自治
- (18) 公民
- (19) 議員の選挙
- (20) 町村會
- (21) 町村役場
- (22) 町村の財政
- (23) 町村の財産
- (24) 租税
- (25) 産業組合
- (26) 金融
- (27) 農会
- (28) 農村の開發
- (29) 府縣の行政
- (30) 我が存縣
- (31) 我が國家
- (32) 天皇
- (33) 臣民
- (34) 立憲政治
- (35) 帝國議會
- (36)

C 国語科

(1) 讀誦科 普通文の講讀によりて知識の收得思想發表に努め兼ねて公民生活職業生活に資す

- 教材 (a) 勅語証書勅諭に因する事項
- (b) 御聖代の御聖徳に因する事項
- (c) 田園趣味涵養に因する事項
- (d) 文化趣味養成に因する事項
- (e) 国民道徳に因する事項
- (f) 壯丁教育に因する事項
- (g) 常識養成に因する事項
- (2) 書方科 中細字の練習をなごしめ以て公民生活並に職業生活に資せしむ
- (3) 綴方科 願書届一般書式書翰文を

國務大臣樞密顧問 (37) 行政官廳 (38)

國法 (39) 裁判所 (40) 國防 (41) 國文

(42) 交通 (43) 我が國の産業 (44) 社会問題

(45) 世界と日本

授くる以て目的とす。

D 数学科

珠算筆算を課し職業的公民生活に必要なる算術を授け兼ねて正確なる思考を養成するを目的とす

- 教材 (1) 実用的教材
- (2) 生活的教材
- (3) 公民的教材

E 農業科

特殊的に個人的に郷土的乃至多角形農業を行ひ以て農業趣味を涵養し兼ねて勤儉貯蓄の精神を涵養するを以て目的とす

- 教材 (1) 土壤
- (2) 肥料
- (3) 作物
- (4) 蔬菜
- (5) 果樹園藝
- (6) 家畜
- (7) 病理
- (8) 農業手工
- (9) 農具
- (10) 耕地整理
- (11) 農業実施上の改良
- (12) 養蠶

F 体育科

個人の体育の向上を計り兼ねて共同發敏並に剛気の氣風を養成し職業公民生

活に資するを目的とす。

- 教材 (1) 教練
- (2) 普通体操
- (3) 公衆衛生講話
- (4) 個人衛生講話
- (5) 簡易手当法

G 理科

理科的知識を附与し、公民職業生活に資し兼ねて自然を愛し正しい人生観を得しむ

- 教材 (1) 鉱物材料
- (2) 植物材料
- (3) 動物材料
- (4) 生理衛生教材
- (5) 物理化前教材

H 家事科

家事整理上必要なる知識を得しめ勤儉節約周密の精神を養成し兼ねて職業公民生活に資するを以て目的とす

- 教材 (1) 住居保存及美化に因する注意事項
- (2) 衣服に因する事項
- (3) 衛生に因する事項
- (4) 育児に因する事項
- (5) 看











家事	一六〇	家事の基礎なる理科教材	全	一六〇	全
裁縫	八〇〇	普通衣類裁方縫方繕方	全	八〇〇	全
農業	一六〇	肥方の農業	全	一六〇	全
計	一七〇〇		計	一七〇〇	計

第十八条 女子部ハ通年制並固制ヲ採用シ前年八月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

前期ヲ定ムルコトトモ如シ

第一期 自四月一日 至八月三十一日

第二期 自九月一日 至十二月三十一日

第三期 自一月一日 至三月三十一日

但シ一日六時間授業トス

男子部ニアリテハ教授季節ハ毎年十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ルハヶ月間トス

其ノ他ハ之ヲ実習指導期間ニ充ツ

第七条 毎週放假日及終始時刻ハ尚校長之ヲ定ム

第八条 休業日ヲ定ムルコトトモ如シ

一 祝祭日及尚校所在地氏神祭日

二 日曜日

三 尚校創立記念日

四 又之期休業 自十月二十五日 至翌年二月一日

五

但シ女子ニ於テハ尚校長が臨時休業スルコトアルヘシ

第九条 入尚期ハ毎年四月六日トス

但シ男子之部ハ十月一日トス臨時入尚ヲ許可ス

第十条 本校ニ入尚スルコトヲ得ルモノハ前期ニアリテハ普通小卒校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者後期ニアリテハ前期ノ課程ヲ卒業ヘタル者及高等小卒校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トシ研究科ニ在リテハ後期ノ課程ヲ卒業ヘタル者又之ニ準

又ハ卒業ヲ認定ス

第十四条 卒業及修業證書ハ別記第一号様式ニ依ル

第十五条 生徒ニシテ成績特ニ優劣ナル者又ハ奇特ノ行爲アリタル者ハ之ヲ賞

又ハ懲戒ヲ行フコトアルヘシ

第十六条 生徒ニシテ品行不良ナル者ニ対シテハ懲戒ヲ行フコトアルヘシ

第十七条 皆出席者ニハ皆勤賞ヲ授与ス

第十八条 授業料ハ之ヲ徴收セズ

# 第八 青年訓練所

スヘキモノトス

第十一条 本校ニ入尚セントスル者ハ其親権者後見人又ハ雇傭主ヨリ別記第一号様式ニ依ル入尚願書ヲ尚校長ニ提出ス

ヘシ

第十二条 生徒ニシテ很節セムトスルトキハ其事由ヲ具シ親権者後見人又ハ雇傭主ヨリ尚校長ニ願出スヘシ

第十三条 尚校長ハ毎尚期末生徒ノ成績ヲ査定ス

尚校長ハ尚年末ニ於テ前項ノ成績ニ其ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業

ノ操行及出席日数ヲ併セテ査定シ修業



一、沿革

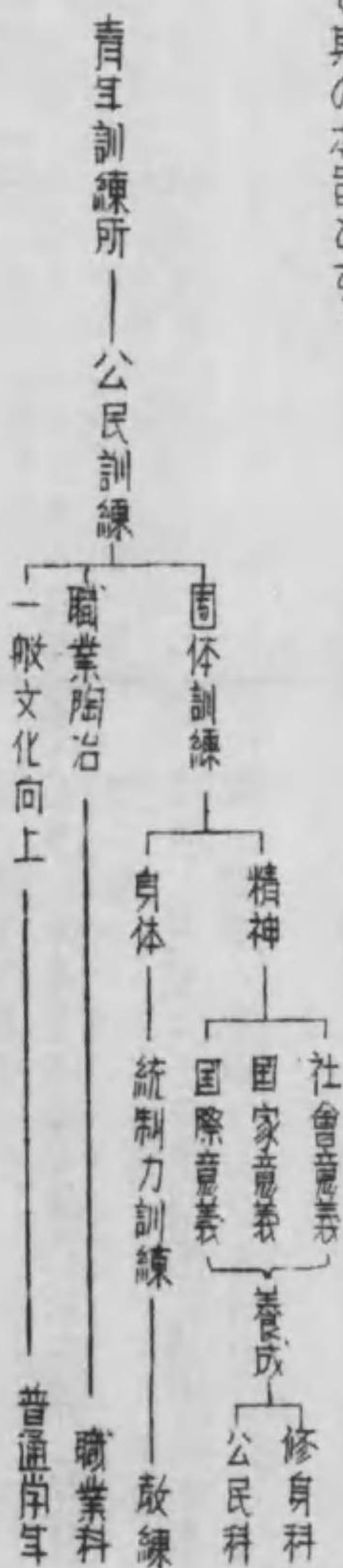
大正十五年六月二十五日創立認可せられ、同年七月一日より授業開始す。昭和四年六月五日城京練兵場に於て聖上陛下の御親臨を賜ふ。昭和五年二月十一日優良訓練所として表彰せられ、更に同年七月一日優良青年訓練所として、県より表彰状を受く。

二、経営

1. 青年訓練所の教育方針

A. 目的

聖旨に基き青年訓練所令第一條の趣旨に準ひ青年の身心を鍛練し、剛健なる身体を養ひ、統制ある行動を訓致し、立憲思想及び公民的自覚の養成に努め、職業能率を高め文化国民としての資質を向上し兼ねて国防能率の増進を図るを以て其の本旨とす。



B. 修身科公民科に用する方針

- (1) 教育に用する勸語の趣旨に基きて道徳的思想並情操を涵養し、時代の趨勢に鑑みて國民生活に必須なる知識を授け、實踐躬行に努むるを要旨とす
- (2) 特に國家觀念及び立憲の本義を明瞭ならしめ公民としての責務を定からしむ
- (3) 公民科の教授が單なる法制、經濟の断片的知識に終らず法律、經濟と道徳との關係を明らかにし公民的情操陶冶に重きを置く
- (4) 生徒の年齢境遇に適應せしめ社會の活事を捉へて、正しき理解と批判力とを養ふ
- (5) 公民訓練の基礎たる自立、公共、共同の内容を明にし、自治の精神及び責任正義社會共同共存の觀念はつきり特口意を用ひ、教練と相俟つて其の効果を收めしむ
- (6) 青年思想の趨向を察し、よく之を發表せしめ積極的の之が善導に努む

C. 教練に關する方針

- (1) 教練の目的は生活の身心を鍛練し、堅忍剛毅の精神と規律を重んじ協同を尊ぶの習癖を養ふことを以て要旨とす
- (2) 訓練実施の目的は団体的訓練を施し日常規律統制ある生活をなさしめんが爲にして、單なる在學年限短縮の爲めはあらざることを徹底せしむ
- (3) 訓練の效果をして日常の生活及び前科科習能度の上は顕現せしめ普通科科にて習得せる事項特に共存共栄相互扶助等の精神を實地に體驗せしむる心得あるを要す



(4) 教練指導者は常に生徒に實際的模範を示さん事を旨にし、礼儀を守り秩序を保ち、教師にして同時に生徒に模範たるの心得を要す。

(5) 教練は規律を重んじ厳正を尊ぶを其の生命とすれば、徒らに峻最に走ることなく温情を以て生徒に接し、其の自尊心を傷け反情を醸す事のこと存からんことを力の又体操競技遊戯等を加へて教練をして興味あらしむ。

D. 普通教科に關する方針  
國語科

(1) 生徒の読書力を増進せん事を力め、内容に關しては職業及び國民性の陶冶に  
つきて特に留意せんことを要す。

算術科

(1) 算術及珠算等によりて実用的教習を課し技術を練磨すること

(2) 特に問題は職業に關係ある材料を選ぶこと  
歴史地理科

(1) 修身公民科との聯絡を保ち、兩教科相俟つて我が國体國勢を知らしめ國民精神を涵養するに必要なる事項を受け又外國の地理及歴史を授けるにはよく彼我國情及國勢の相違を明らかりし、皇室の尊嚴を説き愛國心の涵養に力めん事を要す。

理科

(1) 時代文明を理解せしめ日進の科學を紹介し清新なる知識の收得と科學的思想

の普及に力め且つ職業の合理的經濟科學的知識の應用にツきて留意し取扱は  
れん事を要す。

E. 職業科に關する方針

(1) 職業に關する知能を授け兼て職業に對する趣味と勤勞を重んずる習慣を養  
ふ事に力む。

2. 崗訓練所の実施事項

A. 教練指導員の實踐的模範

指導員は熱と愛を以て生徒に臨み生徒の言行は悉く指導員の投する影とな  
りて表はれるものなれば各自己の責任を自重して一挙一動之を自活模範たるこ  
とを腦裏より高すべからず。

B. 訓練の生活化

訓練の生活化を理想とし、訓練の効果を以て生徒日常の性行職業能率の上は  
顕現せしめ其生活を以て向上せしむ。

(1) 言語明晰

一人この確に好感を興ふ。

(2) 礼儀作法を整ふ

(3) 性行道徳目……人格を向上し社會の信用を博す。

(4) 職業能率増進……生活の安定を得しめ以て國富を贈す。

C. 教練用科の一元的教育

卒科と教練とを併謀することが訓練所令の最も顯著なる特色なれば、之が緊



定を計りてこそ訓練所の價値が發揮せらる。教練科目の連絡を圖らんとせば、指導員相互の連絡が定にして有機的であらねばならぬ。故に岸課時に於ても生徒の整列解散、教室の出入、室内尚習態度等は教練指導員の責任たるべく、殊に訓練所の教練の目的は生徒の生活を統制し節度あらしむるを主とすべきなれば、單に單事的なる系統に囚はる事なく生徒の生活統制に必要なる事項を選ぶべきである。

D. 教材の实用化趣味化

- (1) 教材は尚に時代の進運に伴ひ、精新にして実用的なもの、青年の心理要求に適し訓練をして趣味あらしめる。
- (2) 各種の科目は郷土に即し、青年の努力修養の程度に適合し時代の進歩に隨伴せんことを期す。
- (3) 趣味、変化を与ふる肩左記の事項を実施す。
  - (a) 設備の充実（武装器具の整備）
  - (b) 発火演習
  - (c) 狭窄射撃會
  - (d) 実彈射撃會
  - (e) 行軍遠征見聞飯盒炊爨
  - (f) 銃劍術、遊技、競技
  - (g) 運動會

E. 自治心涵養

自立共同の精神を養ひ、自治心の涵養に力め自発的尚習を奨励せんことを要す。

(1) 独立自恃

(2) 相互扶助共存共栄

(3) 無我愛奉仕

F. 個別的指導

指導者との間に個別的接觸の機会を多くしよく他人の思想を發表せしめて之を善導せんことを要す。  
固体的訓練の徹底には個別的訓練によりて始めて致産し得べく、「組」の不良者の個別的指導によりて善化し誘導するときは期せずして全般の氣風を改善し得

G. 環境重視と個性適應

生徒の環境に意を用ひ郷土の丁史的傳統的精神を吟味し、探長補短の實を擧げ又生徒の職業的偏倚を顧慮し且個性に適應して教育を施さん事を要す。

H. 機会教育

忠良賢哲の記念日國民記念日国家的社会的に重要なる教訓を与へ機会を善用せる教育を施す「鉄は熱せられたる時に之を打て」

I. 青年教育と青年心理研究

キリストは人となつて人を救ふなりと云はるる如く、青年教育者は單に青年心理を探究するのみならず、宜しく青年となつて青年を導くへし、意氣相投する所に眞の青年教育行はる。

J. 一般の理解と協力

K. 遠足強行軍見聞の實施



此身の鍛練及び見聞を廣むる意味に於て、遠足行軍見聞等を行ふ。旧盆及春季豊凶期を利用して行ふ。

リ 非常召集訓練

各班毎に通達連絡機関を設けて非常召集及び非常通達の訓練を行ふ。非常召集の確實迅速に行はるゝは一面に於て団体的訓練の極致として算び、將來國防を説くものは必ず空軍の襲来を予想す。而して一旦それが発案を受けんか、陸上は防正するの方策何らなきの感あり。唯頼みとするは國民的訓練統制ある行動あるのみ、非常時召集の意義こゝにあり。

ミ 一般理解と協力

村崗司村民父兄雇主の正しき理解と協力とは依りて教育の徹底を計る。

(1) 青年訓練所委員の囑託

青年訓練所に理解深く且つ村内一般の有力者は青訓委員を囑託し、これ等の入及の協議助言等に依りて青訓効果の向上を計る。又外に對しては之等有力者は依りて青訓の使命の宣傳を預み、青訓の眞生命の了解に努む。

(2) 青訓父兄会開催

如何なる目的のもとに如何なる事を成しつゝあるかと父兄は了解を求め、其の價を知らしめ以て家庭と一致協力の方途に出でんとす。

(3) 在郷軍人会との聯絡

青訓生の意気の弛緩は在郷軍人会の援助の厚薄に影響する事多くなり、本青

年訓練は茲に在郷軍人会との密接なる聯絡後援を得、且各班長は出席督励員となりて援助を得つゝあり。

4) 青訓後援会

青訓の道使命を村内に宣傳徹底せしむる事

入所者の勸誘奨励

物資の援助

三、此身鍛練の實際化五ヶ條

1. 忠君愛國 敬神崇祖 國防觀念

A 宮殿、皇大神宮遙拜

B 御眞影奉安庫奉拜

C 四丈師の儀式に参列

D 招魂社参拜

E 陸軍記念日 將來に於ける國民戰爭の気分を以て現役軍隊と聯合し戦闘鍛練を行ふ。

F 神社参拜

G 各自祖先の命日には必ず香を供へ且つ家屬を尊重す。

2. 規律及秩序の尊重 協同團結

A 一致和合 上を敬し下を憐む 相互敬礼の敬行

B 利己を反省し多人數集合する場所等に於ける規律の嚴守

C 自治体なる一団体内に於て互に共存共栄、國家の隆昌を図る 吉凶禍福相互の

門、直接の扶助及農事上の共同援助、児童通學路の補修、入所召集等の軍人留



守宅に於て軍人分會に應接すること。

D 禁酒禁煙其他一般法令規則の遵守

3 衛生及救急法 (各種傳染病の予防、夏具類の清潔、自己の使用する道具類品物の整理、要すれば医師の来るまでの救急手当) A 夏具持込食器、衣服、夏具類の所持品の清潔、日光消毒及び蟻の駆除等病害の侵襲を防止、自体の強健を図る (外出の時は手拭携帯)

B 夏具の整理

農具置置場の整理 (孔を貼る) 及農具の手入れ保存

C 牛馬の飼養、給飼給水手入等飼育上の保護

4 緊要時持久、勤儉家業精勵時間の尊重、夜間非備呼集

A 日誌の記載、農業商工業等及勤め先には於ける其行事を計畫的ならしむるため日誌を記載し検閲を受く

B 農産物の品評会、蔬菜の品質及收穫に就て肥料の選擇及農産物販賣路の研究

C 時間を尊重し定時を遵守す、尚校前に時計の備付、要すれば起床喇叭の吹奏

D 義務貯金の励行、生徒の頭髪は刈刈を本体とす、トリカン、カミソリ砥石等理髪用具一式を備付け相互に利用す。

5 勸善・懲悪

A 善事は不言実行、一日一善の実行に努む、言行一致、淡泊にして元氣充滿、日向なきこと、責任を尊重すること、人間生活を幸福づける言行に出づること

B 相互に相成り相授け善事則ち人間生活を不幸づける言行を謹むこと。

四 規則

第一章 目的名稱及訓練期間

第一条 本訓練所ハ青年訓練所令ニ依リ青年ノ心身ヲ鍛練シテ國民タルノ資質ヲ向上スルコトヲ以テ目的トス

第二条 本訓練所ハ和歌山県海草郡養村立養青年訓練所ト稱ス

第三条 訓練期間ハ四年トス

第二章 訓練ノ項目時数及訓練至師

第四条 訓練ノ項目ハ修身及公民科教練普通科職業科トス

普通科ハ國語算術地理理科等ニ

表ノ通りトス

農事ノ事項職業科ハ農業二用スル事項ヲ授クルモノトス

第五条 訓練時数ハ四年ヲ通シテ修身及公民科百二十時、教練八百八十時、普通科百二十時、職業科百二十時トス

但シ青年訓練所令規定ノ時間ヲ修メサル者ニハ之ガ補充ヲ課ス、入所始期ヲ超エテ入所シタルモノモ亦然リ

第八条 訓練項目ノ課程並ニ配當時数ハ左

項目及科目	第一学年次		第二学年次		第三学年次		第四学年次	
	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数
修身及公民科	階梯ノ修身公民心得	三〇	同上	三〇	同上	三〇	同上	三〇
教練	各伯教練 部隊教練	一〇〇	同上	一〇〇	同上	一〇〇	同上	一〇〇
普通文讀方解狀綴方書方	陣中勤務 軍事講話	一八	同上	一八	同上	一八	同上	一八



職業科	通			
	數	史	理	科
農	珠算簿術代數初歩	國體特異及近世史	國勢及國際關係	日常理科
理	珠算簿術代數初歩	東洋史大要	東洋史大要	日常理科
理	珠算簿術代數初歩	西洋史大要	西洋史大要	日常理科
理	珠算簿術代數初歩	西洋史大要	西洋史大要	日常理科

前項訓練項目ハ教練ヲ除ク外適宜分合シテ之ヲ授クルコトアルヘシ  
唱歌(軍歌)ハ課程時間以外ニ於テ課スルコトアルヘシ  
第七條 視ニ卒校ニ在テスル者若クハ相當ノ能力アリト認メタル者又ハ特別ノ理由アル者ニ對シテハ一部ノ訓練時數ヲ減シ又ハ一部ノ訓練項目ヲ課セサルコトアルヘシ 訓練項目ノ免除及訓練時數ノ軽減ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム  
第八條 訓練季節 訓練日及毎訓練始終ノ時刻凡テ之ヲ如シ

月	日	科目	開始時刻	終止時刻	實施日
五月	一	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	三	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	四	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	五	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	六	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	七	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	八	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	九	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十一	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十二	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十三	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十四	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十五	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十六	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十七	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十八	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	十九	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十一	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十二	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十三	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十四	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十五	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十六	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十七	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十八	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	二十九	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
五月	三十	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全

月	日	科目	開始時刻	終止時刻	實施日
六月	一	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	三	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	四	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	五	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	六	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	七	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	八	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	九	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十一	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十二	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十三	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十四	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十五	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十六	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十七	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十八	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	十九	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十一	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十二	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十三	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十四	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十五	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十六	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十七	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十八	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	二十九	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全
六月	三十	算	自午前六時至午前八時	至午前八時	全

第九條 本訓練所ノ毎年ノ訓練ハ四月一日ニ始マリ十二月二十五日ニ終ル  
第十條 本訓練所ノ入所期ハ毎年四月トス但シ左記各号ノ一ニ該當スル者ハ中途入所ヲ許スコトアルヘシ  
一 病氣  
二 居住所移傳  
三 前校卒業中途中退學  
四 其他已ムヲ得サル事情アリト認メタルモノ  
第十一條 本訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ前年十一月三十日ニ於テ十六才以下十七才未満ノ者トス  
但シ已ムヲ得サル事情アリト認メタル者ハ十七才以上トスモ入所セシムルコトアルヘシ  
第十二條 本訓練所ニ入所セントスル者ハ其前丁ヲ摘記シタル尸書ヲ添へ願書ヲ毎年十二月十日迄ニ本訓練所ニ差出スヘシ  
但シ願書及尸書ノ様式ハ之ヲ別ニ定ム  
第十三條 本訓練所ニ入所シタルモノニハ所定ノ青年訓練所手帳ヲ所持セシム



歌所訓練青年

二部 子梅

1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |

5 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

5 | 5 | 3 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |

5 | 5 | 3 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |

一 春は桜の花の下 朧月夜に心練り  
から反き反へて 國の爲盡すも 樂し昨日今日

二 鉄とかす夏の日は流るる汗は滝ワセヤ  
疲れし身をも何のその神や試さん我が心

三 天高うして馬肥ゆる時こそよけれいさ励め  
ひんがし響ゆる伏虎城昇る月影すがくし

四 寒風肌へをうんざくもほろむ梅を見よや若  
向上一路をたどる身の肉は躍りて血汐わく

五 上下悠々三千年日星炳たり我が國史  
けがさぬ責は我にあり起てよ 湊の健児児

第十四条 他ノ青年訓練所ヨリ転所セントスル者ハ本訓練所ニ青年訓練手帳ヲ提出スルヘシ

第十五条 本訓練所ヲ退所セントスル時ハ事由ヲ述ベ且ツ青年訓練手帳ヲ提出シ出席時數其他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受クヘシ

第十六条 訓練ヲ受クル者ニシテ居住所身令等ニ変更ラ生シタル時ハ其都度届出ツヘシ

第十七条 所定ノ課定ヲ修了シタル者ハ左記様式ノ修了證ヲ授ラス

第 号 修了証

石之若本青年訓練所ノ課程ヲ修了シタルコトヲ証ス

氏 名

生年月日

年 月 日

本訓練所主事 若本 貞吉

第十八条 本訓練所主事ハ必要ニ應ジ生徒ヲ 賞シ又ハ退所出席停止等ヲ命スルコトアルヘシ

第十九条 本訓練所ハ費用ヲ徴集セス

第二十条 大正十五年七月一日迄ニ入所シ得ル者大正十四年十一月三十日ニ於テ十六才以上二十才以下ノモノトス

第二十一条 大正十五年七月一日迄ニ入所シタルモノハ同年一月入所シタルモノト看做ス

第二十二条 大正十五年ノ臨時訓練課程及訓練時數配当ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三条 本則ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス



六六射撃会成績  
1. 青年訓練所

(昭和八年度)

第一年次

氏名	種別	獲得実数	総実数	森本三郎	西村友定
和田信市	3	033	6	谷津三郎	208
上山廣雄	3	660	12	和田光雄	100
富永庄一	3	150	6	藤本吾之助	125
和田美信	3	000	6	岩崎順次郎	741
合計			平均 10.75		

第二年次

氏名	種別	獲得実数	総実数	有本八郎 <th>河島伊次郎</th>	河島伊次郎
泉章太郎	3	488	20	有本八郎	025
大河内栄	3	400	10	松本秋信	005
島本正夫	3	000	0	田中信夫	002
半田政博	3	228	2	北山光秀	937
北口禰一	3	200	2	南出茂一郎	19
合計			平均 10.5		

第三年次

氏名	種別	獲得実数	総実数	兩砂利重厚 <th>和田博</th>	和田博
野上庄次郎	3	820	10	兩砂利重厚	088
和田信次	3	000	0	和田信次	009
合計			平均 10.5		

2. 女子青訓

第四年次

氏名	種別	獲得実数	総実数	豊志穂木 <th>福地勲</th>	福地勲
阿砂利繁	3	980	17	豊志穂木	169
宇治田信彦	3	807	15	有井忠雄	16
合計			平均 12.8		

第五年次

氏名	種別	獲得実数	総実数	朝岡清次 <th>南出勝</th>	南出勝
松本多津也	3	598	12	朝岡清次	040
富永義一	3	010	1	本野信吾	570
小谷存雄	3	524	1	松本晋夫	2
合計			平均 13.5		

氏名	種別	獲得実数	総実数	岩橋トキ <th>和田ソヨ</th>	和田ソヨ
島本サチ子	3	415	10	岩橋トキ	110
福地ミエ子	3	510	6	森米子	088
阿砂利敏子	3	005	5	林野秀代	100
高橋ミツ子	3	058	1	和田秀代	000
林野カネ	3	224	1	永谷昌子	000
林野マサ子	3	454	1	松本子王	005
半田ミエ子	3	050	5	福地文子	000
阿砂利サチ子	3	050	5	松本初子	000
和田コメ子	3	000	0	高橋ツヨ	000
合計			平均 13.5		



3. 婦人會  
總卓一三三卓 平均四一五卓

有井子ノ	3004	四	有井ミ京	3	01010	20	和田サヲ	3	1077	24
總卓	四八卓	平均一六卓								

4. 在郷軍人會

増田保一	3	912	一	二	岡本辰蔵	3	303	六	宇治田五郎	3	918	一	八
泉巖一	"	765	一	八	岩橋友太郎	"	806	20	有井善一	"	335	一	一
和田未春	"	870	一	五	富永健吉郎	"	040	四	中村久雄	"	383	一	四
和田芥夫	"	704	一	一	和田栄一	"	889	25	松本薫	"	330	一	四
外沢芥一	"	800	一	四	上木富太郎	"	487	一九	北野壽雄	"	950	一	四
荻野俊夫	"	100	一	一	島本邦一	"	531	九	坂本友吉	"	217	一	〇
松下光夫	"	504	九	和	和田芥	"	124	七	和田幸	"	504	一	九
和田友三	"	186	一	五	北廣政一	"	905	20	富永善一	"	703	一	六
總卓	二〇三卓	平均一七六卓											

七. 備品

1. 武器の部

- 三八式五連光散練銃 五二挺
- インビル銃 五二
- 三八式銃剣 五二

前薬盒

- 帶 五二本
- 指權刀 四振

2. 兵器附属品

- 喇叭 一七挺
- 手榴彈 五個
- 三八式ケース 四〇〇
- インビル用ケース 一五〇
- 雷管着脱器 二
- 機刺彈 四〇
- 三八式洗矢 一〇
- 保心筒 一〇
- 制式洗管 一〇
- 煙彈子 八〇
- 藥室掃除器 一〇
- ケース掃除器 二
- 銃洗器 一
- 携帶用油壺 四〇

3. 兵器部

教練用輕機関銃 一

4. 練習用器具

精勤賞授与者

5. 被服の部

- 天幕 一五枚
- 全支柱 三〇本
- 全控杭 三〇
- 全張網 一五
- 望遠鏡 一
- 雙眼鏡 二
- 袴 四張
- 襪 四〇
- 背囊 六〇個
- 飯盒 四〇

6. 圖書の部

- 步兵操典 二冊
- 教練必携 上下各二
- 尚武軍歌集 二
- 肥田參謀本部 六
- 陸軍徽章圖 一
- 体操歌集 一
- 軍事講話問題 二



年 度	年 次	氏 名
昭和五年度	三年次	和田伸、申治田純、泉忠四郎、島本佐五郎、山本正男、木村清次、田村伊太郎、小谷彦雄、申治田隆一、上木保、島村安夫、田村米蔵、松本増夫、湯川徳次郎、和田浩松、松本多澤也
	二年次	南土勝、宮崎武夫、富永善一、宇田信彦、朝岡清次、大河内佐右衛門、古田豊、吉原徳信、高橋繁、中村源一、湯川忠一
昭和六年度	四年次	和田覺、島本佐五郎、木村豊、山本政男
	三年次	松本増雄、和田音松、松本多澤也、児玉積一、島村政男、湯川徳次郎、上木保、高橋繁、宇田信彦、大
昭和七年度	四年次	河内佐五郎、泊里繁、朝岡清次、富永善一、古田賢、宇田又太郎、豊志信松、本秋信、古田恒次、阿砂利繁、扶野源一、阿砂利聖存、田中敷穂、福地勲、迫谷善弘、野上庄次郎
	三年次	和田音松、松本多澤也、高橋繁、宇田信彦、豊志信、阿砂利聖存、阿砂利繁、申田又太郎、迫谷善弘
	二年次	泉章太郎、南出茂郎、河島伊佐雄、河野美澄、井中正博、扶野徳次郎
	一年次	

### 第九 青年會

#### 一、沿革

時間の趨勢と青年の自覺地とに依り、大正元年二月従前の若家連中なるものを改造し青年會と稱し、青年相互の親睦を計るを以て目的とし、農閑期を利用して夜間等爲し居りしが、之は各字毎に独立したるものにして何等の聯絡なく一村を統一したるものならず。即ち之れ本青年會の前身にして、大正九年五月一日愈々之れを合併統一して菱村青年會なるものを創立するに至る。同年十月一日には會員年齢を滿二十才までなりしを二十五才まで延長し、創立以來久敷に抄り東西二部に分ち居たりしが、大正十一年十一月二十六日茲に合一す。次は昭和五年五月まで東部支会を設けありしを支会を廢し、茲に始めて全村を統一せる一團となる即ち今日に至る。會員一般に思想穩定にして従順性に富み能く家業に勉勵し、会務に眞面目にして怠るものなく、會長以下力を合せて一致團結し、着々其の實をあげつつある。

#### 二、目的

主として教育勸語及甲詔書勸諭の御主旨を捧体し、其の普及徹底に努力するを以て目的とし、常々會員の親睦を計り一致融合して団体觀念の向上に勤め、並に社会知識を啟養し、善良なる日本國民としての思想の向上を促し精神の修養に専念する。

三、実行要目



1. 遙拜式 四大節には必ずす遙拜式を挙行し、一君万民の国体観念の向上に努めつゝある。殊に一月元旦の未明の遙拜式の如きは喇叭の音は曉を破つて村内に響き渡る時自ら至誠通天の感がある。
2. 修養会 昭和五年養村軍人分會婦人会處女会と教化聯盟を組織して修養會支部を設立し、一年二回總會を開催して精神修養に用いて講習會を用く。其の他農閑期及適當の時機を視て名士を招聘して之れを聞く。
3. 講演會 春秋の總會及遙拜式後其の他適當の機会に於て名士を聘して開催す。
4. 読書 農業補習校夜校の外に日本青年聯合會館発行の青年カードを會員購読し一般智識の向上に努め其の他県聯合青年團発行の雜誌男女青年をも購読せしめてぬる。
5. 年論 時々年論會を開催し、相互智見の向上に努めて居る。之れは部長を設け、會員指導の任に當らしめて居る。
6. 競技 農閑期を利用して、遠足や相撲其の他運動會を開催し体力精神の向上に努めて居る。部長一名を互選して居る。
7. 喇叭 會の威容を高める爲めに喇叭部を設け、十五名の喇叭手を以て之に當つ。部長一名を設けて之を指導し、遙拜式及軍人の入退營等集團行動を執る時は一層の威信を保ち、無くてならない一つとして居る。
8. 娯樂 時々談樂會を開催し、會員相互の融和及精神の慰安をなす。亦時々藝術家を聘して講談等を聞く事ある。

4. 社会奉仕、毎年末には軍人会と共同して、各字毎に夜警をなし、其の他道陸修繕及公共の用に供する。寮道の修繕補助をなす。
10. 風俗改善、規約を定め、陋習を打破し悪風を矯正し、児童少年を保護、善導し一面良習慣の助長に努力する。
11. 売店、年中行事として、十日式、二十日大師及尚校運動會には売店を所き利益金を以て経費の一助となす。
12. 總會、春秋二回開催して諸般の報告及び演説、役員の改選等を行ふ。
13. 幹事會、定例會は四月、八月、十二月之を所き、其の他急務の打合せ、経費等に用いて必要ある時は臨時會を開く、現在幹事二十三名
14. 表彰、本會員にして、特に本會の爲に功勞あるものは素行他の模範となる者を表彰す。
15. 経費、村補助金及會員の會費（一ヶ月五ギノ割）其の他売店の利益金、有志の寄附金を以て之に當つ。

四、本會役員及正會員氏名

顧問	村長	松本三千秋	副會長	宇治田豊徳
	小尚校長	木村貞雄	幹事	
	軍人分會長	申治田五郎	御膳松	木村清次 高橋繁 和田長治 和田岸 松
理事	小學校訓導	田中房吉	本増雄	和田音松
會長		右井善一	外賓	村畑馨 引上治 宇治田純 宇治田隆一



川口 梶至清一 木村重勝 福地勲  
 阿砂利茂  
 中津 田村伊太郎 田村米藏 有本八郎  
 増田定治  
 青岸 山本正男  
 藥種畑 榎本和二郎 上木保  
 運動部長 荒古 一市  
 兼論部長 田村伊太郎  
 喇叭部長 阿砂利 茂  
 正會員  
 御膳松 四二名  
 高橋 誦信 有井 忠雄 茂野 存雄  
 有井 龜屋 長谷富太郎 遠茂谷 勇  
 和田 博 江 江秀 内原 邦長  
 泊里 茂 和田 長村 和田 新市  
 和田 正 和田 昌道 古谷美佐雄  
 湯川徳次郎 久保 忠時 和田 藤藏  
 岩橋順次郎 南出 茂一 迫谷 義弘

湯川 忠一 中村 源一 朝岡 清次  
 岩橋 正一 荒古 一市 島本 正雄  
 和田 功 有田 勘雄 和田 光雄  
 吉原 義信 西田 操 和田 貢  
 南出 勝 有田 早苗 和田 義一  
 松本清五郎 西村友定 大河内 栄  
 和田 義信 和田 義治 大河内佐五郎  
 外 濱 一八名  
 宇治田久太郎 松本 教信 宮崎 武夫  
 塩原 幸治 中山安太郎 三木 未一  
 野上庄次郎 宇治田信彦 田中 稔  
 藤本爲之亮 南出 清信 土橋 義雄  
 松本多津也 貴志 清太 古田 恒次  
 田中 敷徳 福地 薫 北口 禰市  
 川口 一三名  
 小松 三世 大口庄次郎 阿砂利重孝  
 大須賀多喜雄 大谷 義信 永谷 清  
 高井 克巳 古田 実 古田 由雄  
 淡路主一郎 半田 正博 和田 賢

現在會員 一一〇名

矢島 勝  
 中津 一四名  
 有木 甚六 泉 庄太郎 秋津 正一  
 河島伊佐雄 河島 美登 中島 勇  
 中村 幸夫 増田 順藏 栗山  
 坂本 康雄  
 東部(青岸及藥種畑)

五 養村青年会規則  
 第一条 本会ハ養村青年会ト稱シ事務所ヲ  
 養村小中学校内ニ置ク  
 第二条 本會員ハ勸諭詔書並ニ軍人勸諭ノ  
 御趣旨ヲ奉体シ岳性ノ向上ヲ計リ体力  
 ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知能ヲ研  
 牛克ワ人格ノ完ニ努メ兼ネテ共同自治  
 ノ精神ヲ養フヲ以テ目的トス  
 第三条 當村ニ現住スル昇願小中学校卒業者  
 若クハ滿二十才以上二十五年以下ノ男  
 子ヲ以テ組織ス  
 第四条 本會員中滿二十才以下ノモノハ本  
 村農業補習学校ニ入ル義務アルモノト  
 ス  
 但シ中尚校程度卒業者ハ之ヲ除ク  
 第五条 本会ノ役員並ニ名譽職員ハノ如シ  
 一 会長一名 総会ニ選テ會員之ヲ公選ス但シ  
 一 副会長一名 推薦ヲ妨ケズ 任期ニケテ再  
 一 理事一名 会長之ヲ囑託ス



- 一 幹事 二十名 会員中ヨリ互選ス任期一ヶ年トス  
但再送ヲ妨ケス  
本村長小中校長軍人分會長ヲ  
推戴ス
- 一 名誉顧問 本会ニ功ありタル人
- 一 名誉賛助員 時ニ本会ノ事業ヲ補助シ盡セル人
- 第七八条 本会役員ノ職務権限左ノ如シ
- 一 会長 本会ノ一切ノ事務ヲ統理ス
- 一 副会長 会長ヲ補佐シ會長事故アル時  
ハ代理ス
- 一 理事 本会ノ文書ヲ處理シ並ニ予算  
會計ノ任ニ當ル
- 一 幹事 理事ノ事務ヲ補助ス
- 一 部長 會長ノ指揮ヲ受ケ受持各部ノ  
指導ノ任ニ當ル
- 一 名誉顧問 會長ノ諮問ニ應ス
- 第七九条 本会ハ第七八条ノ目的ヲ達セシメン  
ワメテノ事項ヲ施設実行スルモノトス
- 一 修養ニ関スル事項  
1 夜 李 別ニ定ムル規定ニ依リ農業  
補習用校生徒ノ出席督勵スル事

- 2 講習会 毎年一回農閑期ヲ利用シテ  
農事研究ニ関スル講習会ヲ開ク事
- 3 講話 春秋ノ総会並ニ其ノ他適當  
ノ機会ニ於テ名士ヲ聘シテ之ヲ行フ
- 4 教育勸諭及申請書軍人ニ下賜セラレ  
タル勸諭ノ御題目ヲ奉体シ普及徹底  
ニ努ムル事
- 5 自治研究会ヲ開キ自治ノ精神ヲ涵養  
スル事
- 6 巡回文庫ヲ設置シ読書趣味ヲ養成シ  
文化ノ收得ノ一助トスル事
- 7 見聞旅行ヲナシテ知見ヲ廣ムル事
- 8 掲示教育ヲナス事
- 2 体育ニ関スル事項  
2 体育ニ関スル事項  
3 社会奉仕ニ関スル事項  
1 道路修繕又ハ公共ノ用ニ供スル建物  
ノ築造修繕補助並請願  
2 救済会ノ開催 毎年一回

- 3 水難火災風害等ノ急救事業ノ補助
- 4 軍人軍属其ノ他公共ノ事業ニ盡力シ  
タル者ノ遺族又ハ蠲免孤幼又ハ貧窮  
者ニ対スル全員ノ補助
- 5 入退營兵ノ盛大ナル送迎
- 4 風俗ノ改善ニ関スル事項  
規約ヲ定メ陋習ヲ打破シ悪風ヲ矯正シ  
児童少年ヲ保護指導シ一面及習熟ノ助  
長ニ努ムル事
- 五 民衆娯樂ノ施設
- 六 其ノ他必要ト認ムル事
- 第八九条 本会ニ於テ挙行スル会合及事業大  
凡左ノ如シ
- 一 総 会 春秋ニ一回通常總會ヲ開キ諸  
般ノ報告演說講話役員選舉  
ヲ行フ  
但必要ニヨリ臨時總會ヲ開  
ク事アルヘシ
- 註 正副會長選舉ノ際ハ出席會員半數

- 以上ノ同意ヲ得テ成立スルモノトス
- 二 幹事会 (會長之ヲ召集ス)
- 定例会 四月八月十二月之ヲ行フ
- 臨時會 会務ノ打合せ經費ニ関スル  
諸事其ノ他諸種ノ調査等必  
要ヲ認メタル程度之ヲ開ク
- 三 其ノ他修養上社会奉仕上必要ナル場  
合之ヲ開ク
- 第九十条 表 彰  
一 本会員ニシテ時ニ本会ノ爲メニ功あり  
タルモノ又ハ其ノ素行他ノ模範トス  
ル者アルトキハ之ヲ表彰ス
- 二 補習学校ニ格勳出席セルモノ
- 第十一条 本會ノ經費  
一 村会補助金  
二 教育後援会  
三 有志ノ寄附金  
四 會員ノ会費 一百五十トシ八月十一  
月ノ一回ニ名半二年今宛徴收ス



- 第十一條 本会ノ経費ハ毎年度予算案ヲ以テ之ヲ定メ其ノ收支ハ各季總會ニ於テ報告シ過金ヲ生シタル時ハ繰越金トシテ臨時費ニ備フ
- 第十二條 會員ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ除名スル事アルヘシ
- 第十三條 會員ニシテ退會ビントスルトキハ事由ヲ具シテ會長ニ届出テ許可ヲ受クヘシ
- 第十四條 各支會規則ハ本会則ニ則リ各支

會ニ於テ判定シ本會長ノ許可ヲ受クヘシ  
 第十五條 本会及則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ有ラサレバ變更スル事ヲ得ズ  
 以上  
 昭和八年八月一日  
 澁村青年會長 有井 善一  
 附記 右ノ内第五條ノ正副會長選舉ノ件及第六條ハ昭和七年五月二十日改定セルモノナリ

## 第十 澁村處女婦人會

### 一 生 立

大正三年の秋稲穂の豊に實る頃多くの處女は生れ変りし如く目覺め當時眞田の塾に集まり朝な夕な修養に努め塾長自から講師となり小使となり萬端御相手役となり一般家庭修養講話や 衛生講話さては家事実習各種手藝並びに遠近社會見聞等斯して寮

しく種口研究を積みつゝ 早くも七年を過したるに 世の眼まぐるしき程の發展に伴ふに村内列る處 女子教育の警鐘は響き渡り愈々大正九年女子補習學校が出来る事になり 更に其の筋の命により全塾生を引き連れ同校に捧職する事になりたり。無論入附せられたる塾生は総て處女會員で女子補習學校の初声を上げるに至つたのである。爾來益々會員諸氏の努力により會の發展を続け 其の成績も着々と大いに見るものがあらふと思ふ。すべて順を追ふて進み居る内 中には又すばらしき勢で昭和三年四月更に澁村婦人會を組織し 處女會員と相携へて一致協同以て實際生活に修養奉仕する事を約し 婦人の使命を盡しつゝある。殊に婦人部は 年長者も居らねる爲に誠は根強く押しも押されぬ底力がある。この無形の力こそ一家に主人がある如く 総へて會の指導原動力となり 會の重みとなり 後添えとなり 兩會の精神は全くの一致となつて常に協同的の一致和合して着々歩を進め 兩會其の使命を果すべく 一生懸命である。

願北は歲月は流れて夢の如く 今や早や十有余年を経過いたし 兩會共に一致して會の目的のために 才では國の爲め 誠は履はしき材の姿の一として 数へらるる近では発展致したるにても 其の間に幾多の屈出及人知れぬ苦難の數々を堪え忍びて漸く此處に到りし事は 會のためには断の努力とに依る事は勿論 此處に又會員外よりの絶對に強き信念と終始一貫したる努力とに依る事は勿論 此處に又會員外よりの絶對的声援と 村民各位のあふるるばかりの心添へを受くる事に依り 年と共に内容外觀共に他に見る事の出来ぬ迄に強固なる基礎を堅め得らねる事は危るる事の出来ない印



象であつて、誠は万事に恵まれば会である。

二、創立当時の重なる事業

- 1. 家事実習 家庭料理科(甲種文化館)洗濯・裁物・裁物利用、古物若返り研究会

會

- 2. 各種手藝 語體式(竹物作法)茶道花道金石琴(有志者を招きて批評を受く)
- 3. 遠足 4. 社会見聞

- 5. 衛生講話 6. 修身講話

三、現在事業の概要

1. 放化施設

- A. 一月一日新年拜賀式 式後神恩の意味にて平素御世話に成る御方を招き此よりの朗かな集みである

- B. 毎月六日母の會(音五月は節句也) 木村校長により修養講話を聞き、母として主婦として婦人として處女として万事規律的に麗ほしき集である。

其の他各字部より研究発表あり、手製料理の試食批評等

- C. 総 會 春秋二回開催し、事業会計の報告、名士の講演講話会員音信発表等
- D. 天長節明治節 村内語體式と聯合修養大會開催

- E. 月並修養會 各字を廻り相互の親密を計り意見発表、其の他申し合せ等

- F. 講演會 休日を利用して名士の講演講話を聴く(四年に開く)

- G. 生活改善研究會 時間を正確に守る事、本村の美なる至誠勤儉動物質素の美風

を作る 婦人総動員で努力

- H. 農事講習 語體式と合同して農業講話をきく

- I. 育兒講習 医師を聘して小兒保育に関する知識を廣む

- J. 衛生講習講話 竹中軍医正を招き健康増進法救命法

- K. 各所の講習會、講演會に出席

- 2. 家事実習講習會

- A. 裁縫 早稲文化館 B. 手藝各種 C. 裁物利用一般古物返り法研究会

- D. 割烹研究会 H. 展覽會 I. 漬物講習會 和田伍市氏に依る

- J. 洗濯糊張研究会 K. 語體練習會 花道茶道語體式

- 3. 名残の會 会員婚嫁の際には此より別札を惜しみ情のこもりし事、他に見る事の出来ぬ有様、さながら谷間の白百合を見るの感がある。

- 4. 視察旅行

- 5. 補習学校後援及社会奉仕

- 6. 役員會 十五回 外に各種団体長との会合数度

- 7. 其の他の場合 忘年会を意味した手出しの慰勞會、御大典記念植林等の記念

事業

四、昭和七年度申合せ及事業要項

- 1. 團家親念の養成

毎朝遙拜・祖先に禮(以上子供に習慣付ける事)祝祭日には子供に國旗を出さ



しむる事。死人は大切に致しませう。目上は縦体的に口答へせぬ事。子供のお誕生日を祝ふと共に死人のは更に祝ふ事。票札を掲示して各会員の自勵心を高む國防觀念養成の爲め国旗の徽章配布

2. 体育娯樂の施設

女青訓演習を期催し毎年查察を受く。射撃及運動会開催。救急活演習を実施して女子の現代的知識の向上。喜言及社会見聞(以上憲女部)

3. 美化作業

寺院の草取り。月詣り。前校奉仕等は婦人部と聯合

4. 社会奉仕事業

敬老会を催し老人を迎へ真心の馳走会長挨拶記念撮影会員の余興等なす。

誕元節には奉仕日と定め会員総動員して一般の奉仕隊(枚数七十枚も仕上げ事あり)出征兵士の送迎。家族の慰問。慰問袋発送(枚数)慰安収発送(枚数)武運長久祈願(枚数)。國防献金(吹雪の中には会員総動員して勇まじき活動振りなす。病人又は出席不可能の人は此よりの寄附をなす)

会員家族不幸の際は相互に慰問用送す。会員(憲女部)結婚の際は本会より記念を贈る。祝ひ本人より此よりの寄附をなす。

前校奉仕として多数参集の場合は炊出し或は売店飲料水の補充をなす

御大典記念事業として植木を行ひ会員御所の拜觀をなす

5. 其他

本会は昭和四年七年度の兩度の御親臨に参加の光栄を有す。

6. 本会の経費

創立当時 役場より一ヶ年金五四の補助あり  
現在 在 一ヶ年金七千四の補助あり  
会費は各員一ヶ年五拾円や  
其他作業収入寄附金による。

五. 本会役員 會員名簿

累女會長 直田 修  
初代副會長 中岩田かね代  
現任副會長 大河内佐代子  
會計 大河内佐代子  
幹事 (イロハ順)  
泉 よしこ 岩橋とくみ 泉 三重子  
半田 米代 和田 駒代 和田 包代  
河島 常子 高橋 つよ 田村 雪枝  
中村千賀子 中治田政子 宇治田美子  
山田 文子 巻田 梅子 巻田美代子  
福地美代子 阿砂利壽子 秋津千代子  
阿砂利八重子 荒古まする 有井 英子

累女會長 豊山壽美子

婦人會長 直田 修  
副會長 大河内悦子  
初代理事 有井みさ子  
現任理事 有井政の  
會計 有井政の  
幹事 (イロハ順)  
岩橋 津知 岡本 楠枝 和田 くり  
泉 八重の 和田 萩枝 和田 さく  
半田 松枝 和田とめの 和田ひろる  
富永 なみ 和田友かの 河島千賀子



河島やくの 宇治田つる代 栗山 禰の  
 河島こよみ 宇治田梅代 松下 いと  
 河島 ぬい 宇治田くは 松下 一枝  
 田中 なつ 宇治田美代 眞野 鈴江  
 土橋やまの 宇治田すゐ代 有井みさ枝  
 中島かめの 久保 とよ 貴志 友代  
 宇治田長代 畔取 梅乃

奥女会員氏名

岩橋 又枝 和田さる子 宇治田文子  
 畠山 榎子 和田 茂代 宇治田ますよ  
 本田さる子 和田 秀代 宇治田こすゑ  
 和田はつ子 田中 晴子 宇治田又子  
 和田かめよ 田中 文子 又保 峯子  
 和田うきよ 田中みさ枝 又保 又子  
 和田 梅子 高橋 光子 松本 初子  
 和田くりよ 谷脇 静枝 松本 豊子  
 和田ふさ子 中村千賀子 松本 朝枝  
 和田 文子 永谷 良子 松本 幸子

婦人会員氏名

市原 初枝 大谷やまゑ 高橋とくゑ  
 井田 龜代 和田ほる枝 辻 のぶ  
 原田くはゑ 和田はちゑ 中島 芳枝  
 西川よしこ 和田よしゑ 永谷ふさゑ  
 西出小なみ 和田小いと 中谷あいの  
 星野 みち 和田フミ子 内原 國枝  
 本田 セイ 和田 さと 内原はつゑ  
 大河丹よしゑ 和田 しつ 宇治田ゆき子  
 大河内 弘恵 吉田 いそ 宇治田まゆ  
 大河丹房枝 高橋こすゑ 梅本 又の

上野 あい 松本コイト 福地 くま  
 上野山とよ 松本あいの 福地みさ枝  
 畔取いのの 松谷 みね 小松とりの  
 畔取 ちめ 松谷 敏子 阿砂利いそへ  
 畔取小さゑ 古田とりの 阿砂利よしゑ  
 山田ちみゑ 藤岡ちよの 有田 まさ

有井 つな 木村ワカの 湯川 まさ  
 有井こよめ 木村ふさ子 宮本 ぞく  
 有井 又枝 木村あさゑ 宮本 節子  
 坂本 つる 北廣 全吉 島本ふみゑ  
 山本 種 湯川 あい 島本しづ枝  
 木綿いし子 湯川ちき枝

第十一 淡村在郷軍人分會

一、沿革

明治四十四年一月一日午後一時より淡村役場にて發会式を挙行し、事務所を役場内に設け、初代分會長は工兵中佐松山八郎氏、副會長は陸軍輜重兵大尉小林小治郎氏就任、今号純數三十名、理事岩橋徳之助、山田虎次郎、幹事有本長藏、評議員は村江盛之助、谷田熊次郎、中島富太郎、北野萬次郎、和田茂吉を挙げ、各役員は組織をなし、本會の目的達成に全力を盡す様申合す。爾後今日に至るまで、分會長の交代すること四回、副會長の交代四回にて、現在第五入目の分會長。其間二十三屋霜、現在では海軍郡内でも優良なる分會となりつつあり、事業としては毎年武術競技會、実彈射撃會、聯合野外演習、講義會等必ず実施し、會員相互の親睦と各種団体との共同施設等に充分の活動をなしつつあり。



一、歴代會長 副會長  
 分會長  
 陸軍工兵中佐 松山八郎 自明治四十四年一月一日 至大正四年三月三十一日  
 陸軍二等少尉 清水正一 自大正四年四月一日 至大正五年三月三十一日  
 陸軍歩兵軍曹 右本甚藏 自大正五年四月一日 至大正七年一月一日  
 陸軍騎兵特務曹長 兵田元三郎 自大正七年一月一日 至昭和二年一月一日  
 陸軍歩兵軍曹 宇治田五郎 自昭和二年一月一日 現在

副分會長

陸軍少尉 大尉 小林小治郎 自明治四十四年一月一日 至大正三年一月一日  
 陸軍二等少尉 清水正一 自大正三年四月二十日 至大正四年三月三十一日  
 陸軍歩兵軍曹 武田藤尾 自大正四年四月一日 至大正五年十一月三日  
 陸軍歩兵伍長 宇治田五郎 自大正五年十二月五日 至昭和二年一月一日  
 陸軍歩兵上等兵 上木富太郎 自昭和二年一月一日 現在

三、會員總數之階級

將校 三名  
 特務曹長 一名  
 下士 七名  
 上等兵 七名  
 一等兵 三五名

海軍 二名  
 看護兵 七名  
 末敵育兵 五名

四、勲章之人員  
 勲三等功五級金鷄章 一  
 勲八等瑞宝章 一  
 勲七級金鷄章 一  
 勲七等瑞宝章 一

五、戰歿死者  
 旧遊撃陸軍兵卒 市原雅次郎 病死 明治十年八月十五日 大塚病院に於て  
 陸軍歩兵一等卒 湯川 米吉 全 明治三十四年八月十五日 廣島予備兵病院に於て

六、現在役員  
 陸軍歩兵一等兵 松井喜三郎 全 明治三十五年八月二十五日

顧問 二 松本三千秋 木村貞雄  
 會長 一 宇治田五郎  
 副會長 一 上木富太郎  
 理事 二 和田又隆 高井利之 監事 一 岡本元楠  
 評議員 一 中村正夫 高井利之 富永篤一 湯川一二三  
 松谷松作 又保安次郎 土橋繁二郎 宇治田文助  
 井口栄藏 増田喜代大 岡本元楠 泉 佐吉  
 外濱班長 田中 峯雄 川口班長 阿砂利熊太郎







委員

若干名

第五條 支部長ハ村長ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 支部副長ハ支部長ノ推薦ニ依リ委員会之ヲ充ム

第七條 役員ノ職務左ノ如シ  
支部長ハ本會長ノ旨ヲ承ケ支部ニ於ケル一切ノ事務ヲ處理シ且ツ本支部ヲ代表ス

第八條 本支部ニ顧問若干名ヲ置キ支部長之ヲ囑託スルモノトス

第九條 役員及顧問ハ名譽職トス

第十條 本支部ニ幹事一名ヲ置キ、其事主任之ニ充ツ

第十一條 本支部ハ各役員ヲ以テ委員會ヲ組織ス

第十二條 委員會ハ支部長ヲ以テ議長トス

第十三條 支部長兼故アルトキハ支部長ノ指定シタル支部副長之ヲ代理ス

第十四條 委員會ハ毎年一回之ヲ召集スルヲ例トス

第十五條 支部長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時之レヲ召集スルコトヲ得

第十六條 支部長ハ附議事項ニ於シ文書ヲ以テ各委員ノ意見ヲ徵シ委員會ノ決議ニ代フルコトヲ得

第十七條 委員會ニ於テ附議スヘキ事項概ネ左ノ如シ

一、現約変更ニ関スル事項

二、其ノ他支部長ニ於テ重要ト認ムル事項

但シ之項ノ場合ハ豫メ本会ニ報告スルモノトス

第十五條 委員會ハ役員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ開会スルコトヲ得ス

委員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数アルトキハ議長ノ決スル所ニス

第十六條 本規約ハ委員會ニ於テ出席役員三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレバ変更スル事ヲ得ス

第十七條 本支部ノ經費ハ本會ヨリノ交付金(20圓)ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本規約ハ昭和八年八月廿六日ヨリ之ヲ施行ス

# 第十三 淡村農會

## 一、沿革

淡村農會ハ明治三十九年一月十六日設立ニシテ、當時會員ハ二百三十八名ナリ。

當時ノ會長 松本康之助

副會長 岡田爲太郎

郡農會議員 大河内 浩



全予備議員 中村長之助  
評議員 小倉由太郎  
有本 甚藏  
三 甲口 梅松  
岩本 米禰  
宇治田 增藏  
貴志 藤禰  
茂野 龜太郎

大正六年  
會長 大河内 浩

副會長 岡田 為太郎  
評議員 小倉 由太郎  
有本 甚藏  
中口 梅松  
高井 菊太郎  
茂野 龜太郎  
貴志 藤禰  
宇治田 增藏

大正十二年五月十日

會長 大河内 浩

副會長 宇治田 久兵衛

幹事 和田 久隆

書記 今井 直次郎

郡農會議員 大河内 浩

全予備議員 矢田 元三郎

評議員 岩橋 徳之助

秋山 吉三郎

北野 安吉

有井 龜禰

久保 桑吉  
小村 弥久松  
富永 市太郎  
中島 富太郎  
宇治田 弥惣右工門  
可島 龜次郎  
上木 栄太郎  
有井 安太郎  
泉 米太郎  
増田 龜太郎

昭和二年四月二十五日 勘選  
會長 大河内 浩  
副會長 宇治田 久兵衛  
幹事 和田 久隆  
書記 今井 直次郎  
那農會議員 大河内 浩  
全予備議員 矢田 元三郎  
評議員 宇治田 為五郎  
小村 映一  
茂野 龜太郎  
和 田 豊國  
木村 松太郎  
大河内 恭栄  
和 田 龜太郎  
荒古市 太郎  
有田 久吉  
松下 幸太郎  
和 田 長次郎  
和 田 龜太郎  
大河内 役松  
宇治田 善助  
福地 栄次郎  
茂野 龜太郎

昭和六年四月十七日  
會長 宇治田 久兵衛

全予備議員 矢田 元三郎  
評議員 宇治田 為五郎  
小村 映一  
茂野 龜太郎  
和 田 豊國  
木村 松太郎  
大河内 恭栄  
和 田 龜太郎  
宇治田 實  
藤岡 幸太郎  
復本市 太郎  
内原 太兵衛  
増田 文藏  
阿 砂 利 岩 松  
宇治田 増藏  
矢田 元三郎  
河島 佐太郎  
富永 為吉  
藤岡 幸太郎  
宇治田 實  
宇治田 為五郎  
和 田 源市  
田中 徳松  
松下 元禰  
河島 佐太郎  
矢田 元三郎  
小村 映一



副會長 有井 善一  
幹事 和田 久隆  
書記 今井直次郎

郡農會議員 矢田元三郎  
全予備議員 増田喜壽太  
評議員 和田 壽三

總代理人 宇治田馬五郎  
和瀬 秀禰 宇治田 実  
宇治田増藏 増田喜壽太  
和田吉次郎 河島佐太郎  
島山 重滿 有井善兵衛  
岡 竹禰 上木 保雄

増田喜壽太  
矢田元三郎  
宇治田 実  
増田喜壽太  
河島佐太郎  
有井善兵衛  
上木 保雄

和瀬 秀禰 宇治田 実

畔取鷹之丞 茂野源兵衛

和田 壽三 宇治田 善一

竹田 天次郎 矢田元三郎

宇治田馬五郎 増田 文藏

大河内義徳 島本正太郎

二 淺村農會規則

第一條 本會ハ農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ淺村農會ト稱ス

第三條 本會ハ其目的ヲ達スル爲メノ事業ヲ行フ

一 農業ノ指導獎勵ニ関スル施設

二 農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ関スル施設

三 農業ニ関スル研究及調査

四 農業ニ関スル紛議ノ調停又ハ仲裁

五 其他農業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事業

第四條 本會ノ事務所ハ和歌山県海草郡淺村大字淺千六百六十六番地ノニ置ク

第五條 本會ノ公告ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一 村公告場示場

第六條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第七條 本會ハ會員名簿ヲ作成シ之ヲ事務所ニ備フ

會員名簿ノ記載事項ニ変更ヲ生シタルトキハ會員ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ本會ノ會員タル資格ヲ取得シ又ハ東京シタルトキ亦全シシ  
會員名簿ハ訂正スルニキキハ會員ハ遅滞ナク其旨ヲ届出ツヘシ本會ノ事務所ニ於テ執務時間内ハ何時ニテモ會員名簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得 但本會ニ支障アルトキハ之ヲ拒絶スルコトアルヘシ

第八條 本會ノ會員本會ノ地区内ニ居住セサル場合ニ於テハ代理人ヲ設ケ其氏名

及住所ヲ届出ヘシ  
代理人ハ本會ノ地区内ニ居住スル會員タルコトヲ要ス

本會ノ農會ニ関スル一切ノ事項ニ付代理人ニ対スル通知ヲ以テ本人ニ対スル通知ニ代フ

第九條 本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ農業ニ功績アル者又ハ農業ニ関シ尚識経験アル者ヨリ總代会ニ於テ之ヲ推薦ス

顧問ハ總代会ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得 但シ議決權ヲ有セス

第十條 本會ニ正ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 一名

評議員 六名

第十一條 役員ハ總代会ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選任ス 但シ會長副會長ハ會員以外ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨ケス



役員ノ選任ハ投票ニヨリ之ヲ行フ但總  
 代会ノ議決ヲ經テ指名推薦ヲ以テ投票  
 ニ代フルコトヲ得  
 投票ノ最多数ヲ得タル者ヲ以テ當選者  
 トス  
 得票數相同シキトハ抽籤ヲ以テ之ヲ定  
 ム  
 第十ニ條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任  
 スルコトヲ得ス  
 第十ニ條 總代会ハ正當ノ事由アルトキハ  
 總代会ヲ組織スル者ノ三分ノ二以上ノ  
 同意ヲ得役員ヲ解任スルコトヲ得  
 役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補欠ノ  
 役員ヲ選任スヘシ  
 第十四ニ條 役員中欠員ヲ生シタルトキハ次  
 ノ總代会ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限  
 リ臨時總代会ニ於テ補欠ノ役員ヲ選任  
 スヘシ  
 第十五ニ條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四

ケ年トス但シ再選ヲ妨ケズ  
 補欠ノ爲選任セラレタル者ノ任期ハ前  
 任者ノ残任期間トス  
 第十六ニ條 役員ハ其ノ任期滿了シタルトキ  
 ト虽モ後任者就任スル迄其職務ヲ行フ  
 モノトス  
 第十七ニ條 會長ハ會務ヲ處理シ本會ヲ代表  
 ス  
 會長ハ總代会ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシ  
 テ臨時會並施ラ要シ總代会ヲ招集スルノ  
 暇ナシト認ムルモノヲ專決處分スルコ  
 トヲ得  
 前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總代会  
 ニ於テ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス  
 第十八ニ條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故  
 アルトキハ其職務ヲ代理ス  
 第十九ニ條 評議員ハ會長ノ諮問ニ應シ並ニ  
 會務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス  
 會長ハ左ニ掲クル事項ニ付テハ評議員

ニ諮問スルヲ要ス  
 一總代会ニ提出スヘキ議案ニ關スル事  
 項  
 二臨時總會ノ招集ニ關スル事項  
 三寄附ノ受諾及拒否ニ關スル事項  
 四總會法第三十ニ條第五項ニ依ル異議申  
 立ノ決定ニ關スル事項  
 第二十ニ條 役員ハ名譽職トス但總代会ノ議  
 決ヲ經テ報酬ヲ給スルコトヲ得  
 第二十一ニ條 本會ハ總代会ニ於テ役員中ヨ  
 リ海草郡農會ノ議員及豫備議員各一名  
 ヲ選任ス  
 第十一ニ條 第二項及第三項第十ニ條並第  
 十三ニ條ノ規定ハ前項ノ議員及予備議員  
 ニ付第十四ニ條ノ規定ハ前項ノ予備議員  
 ニ付之ヲ準用ス  
 第二十ニ條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク  
 幹事 一名  
 技手 一名

書記 一名  
 幹事ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ掌ル  
 技手ハ會長ノ命ヲ承ケテ技術ニ從事ス  
 書記ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ニ從事ス  
 第二十三ニ條 職員ハ會長之ヲ任免ス  
 第二十四ニ條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ  
 俸給ヲ支給ス  
 第二十五ニ條 職員退職シタルトキハ退職給  
 與金ヲ支給ス退職給與金ニ關スル細則  
 ハ總代会ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム  
 第二十六ニ條 本會ノ事業ニ關シ特別審議ヲ  
 要スル場合ハ委員會ヲ設クルコトヲ得  
 委員ノ選任解任及委員會ニ關スル細則  
 ハ會長之ヲ定ム  
 第二十七ニ條 本會ニ總代会ヲ置キ總會ニ代  
 總代会ハ會長副會長及總代ヲ以テ之ヲ  
 組織ス  
 第二十八ニ條 總代ノ定數ハ二十人トス



第二十九條 総代ハ会員中ヨリ之ヲ選挙ス  
総代中欠員ヲ生シ其欠員總代定數ノ三  
分ノ一ニ至リタルトキ又ハ本会ニ於テ  
必要ト認ムルトキハ補欠ノ総代ヲ選挙  
スヘシ

第三十條 会長ハ選挙期日前六十日ヲ期ト  
シ其日ノ現在ニ依リ選挙人名簿ヲ調製  
スヘシ  
会長ハ選挙期日前四十日ヲ期トシ其  
日ヨリ十四日毎毎午前十時ヨリ午後  
四時迄本会ノ事務所ニ於テ選挙人名簿  
ヲ関係者ノ縦覽ニ供スヘシ  
縦覽ノ日時ハ之ヲ公告ス

選挙人名簿ニ関シ関係者ニ於テ異議ア  
ルトキハ縦覽期間経過後十日迄ニ之ヲ  
会長ニ申立ツルコトヲ得  
此ノ場合ニ於テハ会長ハ直ニ其決定ヲ  
ナスヘシ

第三十一條 会長ハ選挙期日前少ワトモ七  
日前ニ選挙会場投票ノ日時及選挙スヘ  
キ総代數ヲ公告ス  
第三十二條 総代ノ選挙会ハ会長之ヲ管理  
ス  
会長ハ会員中ヨリ二人乃至四人ノ選挙  
士ハ会人ヲ設クヘシ  
第三十三條 選挙人名簿ニ登録セラレタル  
者ニ非サレハ選挙ヲ行フコトヲ得ス  
第三十四條 選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ  
行フ  
投票ハ一人一票ニ限ル  
選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ら  
選挙会場ニ到リ投票ヲ爲スヘシ  
投票時間内ニ選挙会場ニ入りタル選挙  
人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコ  
トヲ得  
選挙人ハ選挙会場ニ於テ投票用紙ニ自  
ラ被選挙人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票  
スヘシ

投票用紙ハ会長ノ定ムル所ニ依リ一定  
ノ式ヲ用ユヘシ

第三十五條 未成年者及禁治産者ニ在リテ  
ハ法定代理人ヲシテ選挙ヲ行フヘシ  
第三十八條ノ代理人ヲ設ケタル場合ニ於テ  
ハ会員ハ代理人ヲシテ選挙ヲ行ハシム  
ル事ヲ得

前項ノ代理人ハ其代理權ヲ証スル書面  
ヲ選挙管理者ニ提出スヘシ  
第三十六條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス  
一 成規ノ用紙ヲ用イサルモノ  
二 一投票中二人以上ノ被選挙人ノ氏名  
ヲ記載シタルモノ  
三 被選挙人ノ何人ナルカヲ確認シ難キ  
モノ  
四 被選挙權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタル  
モノ  
五 被選挙人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタ  
ルモノ但シ爵位職業自分住所又ハ敬

稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限リニ  
在ラス

第三十七條 投票ノ拒否及効力ハ選挙立会  
人ノヲ決定ス可同數ナルトキハ選挙  
管理者之ヲ決スヘシ  
第三十八條 総代会ノ選挙ハ有効投票ノ最  
多數ヲ得タルモノヲ以テ當選者トス但  
シ選挙スヘキ總代數ヲ以テ選挙人名簿  
ニ登録セラレタル人員數ヲ除シ得タル  
數ノ七分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要  
ス

前項ノ規定ニヨリ當選者ヲ定ムルニ當  
リ得票ノ數相同シトキハ年長者ヲ取り  
且齡相同シトキハ選挙管理者抽籤シテ  
之ヲ定ムヘシ  
第三十九條 選挙管理者ハ選挙録ヲ調製シ  
テ選挙又ハ投票ノ顛末ヲ記載シ選挙又  
ハ投票ヲ終リタル後之レヲ朗讀シ選挙  
立會人二人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ



選舉簿ハ投票選舉人名簿其ノ他ノ関係書類ト共ニ選舉及當選ノ効力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ

第四十條 當選者定リタルトキハ會長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ通知スヘシ  
當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ會長ニ届出ツヘシ

第四十一條 總代ノ當選ヲ辭シタル者アルトキハ會長ハ直ニ之ニ補フヘキ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第四十二條 第四十條ノ項ノ期間ヲ經過シタルトキハ會長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ公告スヘシ

第四十三條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限り其選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

第四十四條 選舉人選舉又ハ當選ノ効力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第四十七條ノ公告ノ日ヨリ七日以内ニ會長ニ申立ツルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ會長ハ評議員ノ意見ヲ徵シ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

第四十五條 當選無効ト確定シタルトキハ會長ハ直ニ第三十八條ノ例ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ

選舉無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ總代ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十八條第一項但書ノ規定ヲ適用セズ

第四十六條 第十七條第三十五條及第十六條ノ規定ハ總代ニ付之ヲ準用ス但第一回總代ノ任期ハ大正十六年三月

三十一日迄トス

第四十七條 左ニ掲グル事項ハ總代会ノ議決ヲ經ルモノトス

- 一 收支予算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 事業報告及收支決算
- 四 借入金
- 五 基本財産ノ管理及處分其他財産ノ處分ニ関スル事項
- 六 會則ノ変更
- 七 役員並海草郡農會ノ議員及予備議員ノ選任及解任
- 八 農會法第二十四條第二項及第二十五條ノ同意
- 九 許諾及訴訟ニ關スル事項
- 十 本則施行ニ關スル重要ナル諸細則ノ制定並ニ変更

第四十八條 總代会ハ通常總代会及臨時總代会ノ二種トス

通常總代会ハ毎年一回二月ニ之ヲ開ク臨時總代会ハ會長必要ト認ムル時又ハ農會法第二十一條第二項ノ規定ニ依ル請示アリトキ之ヲ開ク

第四十九條 總代会ヲ召集セントスルトキハ會長ハ少クとも三日以前ニ書面ヲ以テ會議目的タル事項日時及場所ヲ總代会ヲ組織スル者ニ通知スヘシ  
但シ通知スルコト能ハサルモノニ對シテハ公告ヲ以テ之ニ代フ

第五十條 總代会ノ議長ハ會長會長事故アル時ハ副會長之ニ當ル會長副會長共ニ事故アル時又ハ農會法第二十一條第三項若クハ第四項ノ場合ニ於テハ出席者之ヲ互選ス

第五十一條 總代会ノ議事ハ法令及本則ニ別段ノ規程アル場合ヲ除クノ外總代会ヲ組織スル者ノ三分一以上出席シ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナ



ルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條 總代會ノ議事ニ関スル細則ハ本則ニ規定アルモノヲ除クノ外總代會ニ於テ之ヲ定ム

第五十三條 總代會ニ於テハ予メ通知アリタル事項ヲ除クノ外緊急ノ要アル者及ヒ輕微ナルモノニ付議決ヲナスコトヲ得

第五十四條 本會ノ經費ハ會員ノ負担トス經費分賦收入方法ハ毎年總代會ニ於テ之ヲ定ム

第五十五條 本會ハ總代會ノ決議ヲ經物件ヲ以テ經費ノ負担ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第五十六條 會員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シ又ハ其ノ資格ニ変更ヲ生スルコトアルモ既ニ徵收シタル經費ハ之ヲ還付セサルモノトス

第五十七條 本會ハ左ニ掲グル事項ニ付キ

使用料手数料又ハ実費ノ年償ヲ受クル事ヲ得

一 農産物ノ販賣幹施  
二 農具ノ使用

三 設計評價鑑定

第五十八條 使用料手数料及実費年償ニ関スル細則ハ總代會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第五十九條 經費使用料手数料又ハ実費年償金ヲ滞納スル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

前項ノ督促ヲ受ケ指定期限迄ニ之ヲ完納セサルトキハ滞納金額ノ十分ノ二以内ノ逼命金ヲ課ス

經費又ハ逼命金ヲ完納セサル者アルトキハ會長ハ評議員ノ意見ヲ徵シ農會法第三十條第三項ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第六十條 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第六十一條 本會ハ基本財産ヲ設ク

特定ノ目的ナキ寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入ス

基本財産ハ總代會ニ於テ定メタル方法ニ依リ之ヲ造或管理及處分ス

第六十二條 會長ハ主任ヲ定メテ会務ヲ處理セシム

第六十三條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 會員名簿

二 財産台帳

三 出納簿

四 予算差引簿

五 經費徵收元簿

第六十四條 剰余金ハ翌年度ニ繰越シ收入予算ニ編入ス

第六十五條 本會ノ出納閉鎖期ハ五月末日トス

第六十六條 庶務及會計ニ関スル細則ハ會長之ヲ定ム

第六十七條 会則ノ変更ハ總代會ニ於テ之ヲ組織スル者半数以上出席シ出席者三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議定ス

第六十八條 解散ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

本會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ清算人トス

附 則 本則ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

従来ノ会則ハ之ヲ廢止ス

第一回總代選舉ヲ終ル迄ハ従前ノ会則ニ依ル總代會ヲ以テ總代會ニ代フ

本則施行ノ際現ニ顧問幹事技手又ハ書記タルモノハ本則ノ規定ニ依リ顧問幹事技手又ハ書記タルモノトス



# 第十四 淡村生産出荷組合

## 一、沿革

大正五年八月創立、淡村生産 組合ト稱シ、當時ノ村長大河内浩氏ヲ組合長ニ推戴シ、組合員百二十名、其後大正七年三月淡信用購買販賣組合ト改革シ、肥料ノ共同購入、生産物ノ販売又ハ組合員ノ預金及金融等一切組合ノ事業ヲ經營セシモ、經濟界不振ノ爲メ傾程ラマタシタリ、爾後整理ニ努カシ、時宜ヲ得テ解散セリ、同時ニ淡生産出荷組合ト改造シ今尚紀州野菜ノ大坂市場ニ出荷スル代表的組合トシテ、名実共ニ紀州蔬菜ノ冠タリ、主要生産物ハ大根ヲ初メトシ、夏ハ小芋、西瓜、南瓜、胡瓜、冬瓜、白瓜、青唐茄子、小西瓜、漬等トス、最近トマトヲ栽培シ可成ノ成績ヲ得、尚又大量生産及加工場ノ設立等計劃中ナリ

## 二、役員

額 同 大河内 浩  
 名誉會員 和田龜太郎  
 全 百井 龜禰  
 組合長 和田 伍市  
 副組合長 岩崎徳之助  
 全 宇治田彌惣石工門

## 幹 事

有井 善一 内原太兵衛 和田万太郎  
 富永 昌一 宇治田昌五郎 宇治田信吉

## 會 計

富永 昌一  
 和 田 豊禰

## 庶 務

## 三、規則

### 淡生産出荷組合規則

- 第一系 本組合ハ淡生産出荷組合ト稱ス
- 第二系 本組合ハ生産者及関係商人ヲ以テ組織ス
- 第三系 本組合ハ地方生産物ノ輸送ヲ円滑ナラシメ販路ノ擴張ヲ計リ出荷ノ調節ヲナシ生産者ノ福利増進則チ産業ノ合理化ヲ以テ目的トス
- 第四系 本組合ノ事務所ハ御膳松會場ニ置ク
- 第五系 本組合ハ毎年三月定期總會ヲ開ク但シ時季ニヨリ変更スル事アルヘシ
- 第六系 本組合ハ必要ト認ムル場合ハ臨時總會ヲ開ク事ヲ得
- 第七系 總會ハ組合員ノ半数以上出席スルニ非サレハ決議スル事ヲ得ス若シ定數ニ満たサル場合ハ更ニ五日以内ニ召集シ其出席シタル組合員ヲ以テ議決ス
- 第八系 本組合ハ正ノ役員ヲ置ク

組合長 一名

副組合長 二名

會計 一名

庶務 一名

幹事 若干名

評議員 若干名

但シ役員ハ總會ノ選挙又ハ推薦ニ依ル會計ハ役員中ヨリ互選シ庶務ハ組合長



ノ任先ニヨル  
第九條 組合長ハ組合ヲ統轄シ事務ヲ総理ス

副組長ハ組長ヲ補佐シ組合長事故アル時ハ代理ス  
幹事ハ組合長ノ命ニ依リ事務ヲ担任シ評議員ハ伍組ヲ代理シ事務ヲ評議ス但シ伍組ハ組合員五名以上ヲ以テ組織ス

第十條 各役員ノ任期ハ二ヶ年トス但シ再選ラ妨ケス

第十一條 本組合ニ顧問名譽會員及贊助員ヲ名若千名宛ラ置ク

第十二條 顧問及名譽會員ハ本組合ニ功勞顯著ナル人ニシテ役員會ノ決議ニ依リ組合長ヨリ推薦ス

第十三條 贊助員ハ本組合ノ旨意ニ賛同シ組合ノ助長ヲ後援スルモノトシ指定運送店及指定販賣店ハ必ス贊助員タルヘキコト

第十四條 本組合ハ各地ニ販賣店及運送店ヲ指定シ特別ノ取扱ヲナサシム

第十五條 組合員ハ指定販賣店及指定運送店以外ニ出荷スルコトヲ得ス

第十六條 本組合ハ指定販賣店ニ売上代金百分ノ一ノ割戻金ヲ受クルモノトス

第十七條 本組合ハ前條割戻シ金ニ対シ十分ノ一ヲ控除シ組合費ニ充テテ積立金トス

第十八條 積立金及剰余金ハ本組合名ヲ以テ指定銀行ニ預金ス

第十九條 組合員中ニ放テ病氣又ハ兵役ノ招集ニ應シ家計困難ノ場合ハ役員會ノ決議ニヨリ相当ノ贈与スル事ヲ得

第二十條 本組合員中ニ不法ノ行爲アリタルトキハ總會ノ決議ニヨリ除名スル事アルヘシ

第二十一條 除名處分ヲ受ケタル者ハ積立金及剰余金ノ分配ヲ受クル事ヲ得ス

第二十二條 本組合ニ加入セントスル者ハ組合長ノ承認ヲ得ルモノトス

第二十三條 本組合解散ノ場合ハ創立後加入セシモノハ二ヶ年以上ヲ経過セル組合員ニ非サレハ積立金及剰余金ノ分配ヲ受クル事ヲ得ス

### 第十五 淡漁業組合

明治三十六年五月十四日設立ニシテ 現在組合員四十一名アリ

組合長理事 松本慶之助

監事 廣志 三積

書記 岩橋 徳次

大正元年四月 当選

理事 松井清次郎

監事 奥村徳太郎

書記 宇治田栄助

昭和六年二月 当選

組合長理事 奥村徳太郎 昭和七年全氏死亡ニヨリ奥村信隆就任ス



監事 和田松之丞  
書記 和田 又隆

# 第十六 教育軍人後援會

## 一、會則

### 第一章 總則

第一條 本會ハ淺敷教育軍人後援會ト稱シ事  
務所ヲ淺小學校内ニ置ク

第二條 本會ノ目的ハ如シ  
本會ハ教育勸語軍人勸諭並ニ詔書ノ御  
趣旨ヲ奉体シ以テ本村々校教育及在郷  
軍人ヲ後援スルヲ目的トス

### 第二章 會員

第三條 本會ノ會員ヲ分チテ正會員、名譽  
會員ノ二種トス

一 正會員 一口以上ノ會費ヲ負担スル  
モノ

二 名譽會員 本會ニ特別ノ功俾アルモ  
ノニシテ評議員會ニオイ  
テ推薦サレシモノ

第四條 本會ニ入會又ハ退會セントスルモ  
ノハ其旨會長ニ申シ出ツヘシ

### 第三章 役員

第五條 本會ニ正ノ役員ヲオク

- 會長 一名
- 副會長 二名
- 顧問 若干名
- 評議員 二十名
- 理事 一名

## 會計係

第六條 一、會長副會長ハ總會ニオイテ公  
選ス

二、評議員ハ各字ニオイテ公選ス

三、顧問ハ評議員會ニ於テ之ヲ推選ス

四、理事ハ會長之ヲ囑託ス

五、會計係ハ評議員會ニオイテ互選ス

六、評議員制当左ノ如シ

中洲 二名 御膳松 六名

外浜 三名 川口 三名

東部 六名

七、本會役員ハ名譽職トシ任期ハマケ  
年トス

第七條 役員ノ任務左ノ如シ

一、會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ際ハ議  
長トナル

二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長長事故ア  
ルトキハ之ニ代ル

三、顧問ハ會長ノ諮問ニ應シ又ハ會議  
ニ參與ス

## ニ參與ス

四、評議員ハ會議ニ參與シ會務ヲ評議  
ス

五、理事ハ會長ノ命ヲウケ會務ヲ執掌  
ス

六、會計係ハ會長ノ命ヲウケ本會ノ會  
計ヲ掌リ毎年一回決算報告ヲナス

### 第四章 集會

第八條 定期總會ハ毎年三月之ヲ期キ會務  
及ヒ會計報告ヲナス

但シ必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコトア  
ルヘシ

第九條 評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召  
集ス

第十條 總會及評議員會ハ出席會員ノ三分  
ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ成  
立セス

第十一條 本會ノ決議ハ多數決トス

### 第五節 附則



第十七条 本会ハ第ニ条ノ目的ヲ達成スル

タメテノ事業ヲ行フ

一、勸語勸諭並ニ記書ノ御教言ノ徹底

ヲ期スルコト

二、尚校又ハ社会教育ノ後援ヲナスコ

ト

三、在郷軍人会及軍人家族ノ後援ヲナ

スコト

四、其ノ他必要ト認メタル事業

第六章 經費

第十三条 本会ノ經費ハ会費及有志ノ寄附

金ニ依ル

第十四条 本会ノ会費ハ一口年六十トシ

毎年二月八月ノ二回ニ集金ス但東部ニ

アリテハ年二十四トス

第十五条 本会ノ会計年度ハ四月ニ始リ翌

年三月ニ終ル

第十七章 予算及支出

第十六条 本会予算案ハ評議會ニオイテ作

製シ總會ノ承認ヲ得ルモノトス

第十七条 支出ハ歳金総額ノ二割ヲ予備金

トシ残額ヲ左ノ率ニヨリ分配ス

一、小學校

二、青年訓練所

三、軍人会

第十八条 予備金支出ヲ要スル場合ハ正副

會長會計主任ノ承認ヲ得ルモノトス

第八章 附則

第十九条 本会ハ則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ

アラサレハ変更スルコトヲ得ス

二、役員名

會長 松本三千秋

副會長 大河内岸一郎 岡本 元楠

評議員 岩橋徳之助 内原太兵衛 大河内義栄

和田 友三 富永 爲一 有井 善一 和田豊園

本町 駒吉 福地 崇次郎 又保保次郎 半田 米楠

實志健一郎 宇治田文助 泉 重厚 宇治田敏郎 川島佐太郎

上平 保雄 秋山 和天 小林 与一 釣谷 栄吉

山本 正天 藤岡 國高

第十七 宗教團體

一、利益院

當山は眞言宗古義派京敷山科勸修寺に属し、維新前は和歌山市住吉町住吉神社の別  
當寺にて、元和年間紀伊國藩祖南龍院殿この地に移し、寺領拾数石寄進したり。本尊  
薬師如来は、代々の園主崇敬厚く殊に從一位大納言治實卿深く薬師如来を信仰せられ  
瑞瑞及の三字を梁筆し、殿は榻壯嚴極り存し  
是れより後今の川口二千四百七十四番地に移し、敷地坪數約二百拾餘坪堂宇、庫裡



あり、今その當院の紀元を更に審にせば、抑及此所は元名高き浪除地蔵尊を早くより安置せる所なり。今紀伊國風土記に依りその地蔵尊の由来を尋ぬるに、往昔此地和田濱と稱し、人家数千戸を有し、頗る繁華なる一丈村落なりし頃、或一部土人海嘯の爲村落一時に押流され、此地にありし数多の寺院もすべて、烏有に歸しられたるも此の尊像の座せし地のみは人家も災を受ねられたるは、諸人奇異の思ひをなし、湯仰信此所からす。それより星移り、年変り享保八年今の所に移し奉り、結縁利益を蒙むるもの枚挙に遑あらず。かの安政年間大地震天津浪の時の如きも不可思議の靈驗ありて、既に大津浪岸を襲ひたるにも不抱、和歌山市内及遠近の村落この災厄を受ねたるが如き諸人の既に知るところなり。と記されてある。尙最近日露戰爭に際して出征兵士の不慮議なる利益を蒙りしもの多くに及び、その功德廣大甚大なるものあり。蓋し地蔵菩薩は最勝無垢等覺の尊位をすべらば、湯世衆生の爲救苦与樂の大誓願を起し、菩薩の位に立正してある。これが爲時の人この尊像を安置するに堂宇なきを慨嘆し有りし時、秘茲に熟し、時の和歌山市住吉町に眞言宗派の利益院ありて、時の人これ川口の現存地に移すべく盡力し終に明治四十一年一月三十一日附以て許可を得て移すべきこととなり。それ以後は地蔵尊は本尊の併祀さる。之故に本院建立以來年尚新にして現在住職三代を得るところなり。当院は瑞松山利益院と号し眞言宗新義派に属し、環俊明僧をもつて嚆矢とする。然れども後明僧は名義のみにて実は御膳松惣持寺尼僧代りに到りて住職となる。初め定林氏、二代宗淨氏、現在和歌山市柳町常住院前田俊正氏名義の下に北谷貞定僧住めり。当院に安置せる佛像は左の如きものあり。

本尊像師如来

弘法大師三十一才の御時、入唐守護の誓白檀香木をもつて一刀三禮の御作にして、靈いともあらはかなるものなり

歡喜天

作詳ならず、元住吉神社の境内にありしもの、神佛分離の際當院に移す。

子育地蔵尊

石像にして乳児を抱き抱る尊像にして、乳児及啼して止まざる時、此の尊像に立願す。

千鉢地蔵尊

御長六歩の不像にして細定に彫めるものにして、一千鉢厨子に安置

石像不動明王

古色あり、千年以上のものなり、作者不詳

立像地蔵菩薩

奉 願

長七尺、横四尺八寸、紺地に金泥を以て瑠璃殿の三字を顯す。額縁に祇金をもつて菱章の紋ちらし、裏に紀伊國主從一位大納言治寶卿と御染筆す。

二、千手院

當山は御膳松二千七百七番地の地に有りて四百二十九坪に堂宇庫裡を建立さる。通稱大悲子手院惣持寺と号し、人よく御膳松大師様とて知らる。



その当山の起源を尋ぬるに。往昔鳥羽天皇の御代。天皇の御用某あり。天皇の信任厚く。恭くも鳥羽の姓を賜ひその人代り信仰厚く。それより十五代を経て。旅僧となり諸國行脚をなす。偶々那賀郡若出町中迫村に嘉兵衛の女よよねといふものあり。病氣にて困りしに旅僧来りて佛の力に依り。快癒し旅僧の曰くは快癒の後には只官佛に入りて。疾苦に悩める人を援けよと言ひて去りぬ。爾後よよね養髪して浪来山に入り。今念佛に皈依す。女は偶々今の川口に来りしを。外流に高松屋久太郎。伊助。伊兵衛といふ人ありてこの尼僧を自宅に連れ返りて種口世話をなす。之よね女妙智尼と号す然るに時の社寺奉行妙智根来山より当地に来れるを知り。多門院を連れ佛具一切を取上げ所を飯るべしと命せらる。時は御膳松は河内屋佐兵衛といふ人ありて妙智を迎へらば。その家にて寄寓す。然れども時絶ちて佛具一切返却せられ。更に祀るを得たり。妙智河内屋は居住する間。此地の人多く苦病より救ひ。人々信仰する所厚く之一堂を建て。祭祀する必要ありとて人々の寄附続々集る。時は日高郡龍持寺戦乱の爲焼失せるを此所に移す。之時天保六年六月未にして。眞言宗古義派として今に到る。其間一代妙智より三代妙地より續き四代定林氏。五代定淨氏。現代六代定性氏住職たり。当院に祀れる佛体は本尊弘法大師にして。薬師如来。聖觀音菩薩。不動尊。大日如来等を併祀す。佛体の作者何れも不詳にして高さ三十餘寸にして。中には聖觀世音菩薩は至尊なるものとされてゐる。

毎年春秋三月二十日。六月二十日二回本尊弘法大師の大師祭をなす。当日は晝夜善男善女連り参詣し雅座を極む。

又当然の寶物としては

- 一、夢多想珠數
- 二、妙法林
- 三、源空御在判炮
- 四、萬歳松
- 五、古木雨天
- 六、鷄頭豆
- 七、別色栴
- 八、秘理石

三、永禪寺

五膳私面北隅に位し千六百六十六番地にして。約五十坪の地は建てられし寺院なり。当山は其の建立の起源を尋ねるに。元和歌山市の人井屋三代目佐一郎の祈願に依り明暦三年建立されしものなり。宗派は黄檗宗虚屋村光明寺末寺に属し。上田下通和尙を開基とする。其後慶應三年に至る間無国なるが爲住職なく。尼僧の居るところとなる此の開基當時は。当山維持費として。田畑十町歩を有し反るが。尼僧の存するところなるや皆無有に飯す。慶應三年に至りて淨土宗僧西賢和尚来りて改宗し。京都百万遍知恩寺の末寺に属し。再び尼僧の住職となり。大正五年五月現住職山本齋淨氏となる大正七年本山智恩寺大僧正より中興開基とさる。現在園信徒二百有餘あり。

四、山川寺

当山は外流百九十二番地にあり。三百有餘の敷地あり。海近くして荒松邊に繁く。聖地そのものなり。その昔和田流千軒を稱ふる時代は。この地も十幾何寺ありしは。今はその片影たに見えず。当山その開基を尋ぬるに。往昔善隆上人天保五年なり。安政六年頃有田郡系我村得王寺に山川寺ありて兵火の爲失ひしを。善隆上人に至りて。



今の外流に移り建てられしものなりといふ。蓋し建立後一、二代より以後は痛寺に等しく、何等其後の変遷を記したるものも無く、詳ならず。宗派は浄土宗西山派醍醐持寺末寺にして、今は園中八十余にして、主として川口。外流にて半信徒を合すれば二百を算す。涌上靜龍氏を現住職となす。佛体に就いては本尊阿彌陀如来にして善導大師、元祖大師、西山上人、觀世音、又境内に年財天をも祀る。

五、大師講

三代程絶之たりしが、大正十二年十月再興し、講元池田幸之助氏を初めとして、三百五十余名の一大講をなす。毎年春秋二回之を行ひ、現社園を重ねること十六回に及ぶ。その講師集まるや、詠歌讀して大師の功德を偲ひ。

六、地蔵講

利益院に於て旧廿四日老人相集ひて詠歌を讀へて地蔵の感徳を慕ふ。

七、佛殿婦人会

山川寺に於て毎月一回初中婦人相集りて詠歌を讀ふ。又は説教を聞く。

八、高野山金剛講 昭和三年

支部長 大河内 貞性 総代 池田幸之助

九、淺村總持寺支部

世話人 木村喜太郎 和木 麻禰 和田善一郎 和田 豊圓  
和田 伍市 和田 清市 阿砂利春松 本多忠次郎

宮本 音禰 上野山加蔵

十、金剛流詠歌講 昭和五年

議員(名八) 池田幸之助	岩橋	ワチ	本多	せい	富永	なみ
岡本くすゑ	和田	ひろゑ	和田	こぎゑ	和田	たき
和田善一郎	加納	あさの	長道	あさ	上野山	あい
上野山とよ	久保	とよ	久保	つちゑ	畔取	いせの
畔取ふさゑ	畔取	すみ	松本	たみ	松本	麻禰
松谷あやの	松谷	みね	福地	こすゑ	古田	とくの
高坂治三	阿砂利	こすゑ	阿砂利	よしの	阿砂利	しか
阪田よしゑ	宮本	ぎくの	島村	ふみゑ	有田	まご
小松 ます	愛須	源藏	北口	せい	山田	たみ
荒古とよの	谷股	しかゑ	和田	吾市	和田	けい
辻 岩 枝	安本	松乃	泊里	たけの	古田	ゆきゑ
福旭くすゑ	畑	麓平	竹田	さき		

第十八 神社

一、豊海神社



社格 村社

位置 菱村字外浜

祭神 高御産巢日神 海神

摂社 八幡大神 春日土神

当社創立年月不詳 社傳に云ふ本國神名帳に從四位豐海の神とあるは是れなりと。往昔この地和田次浦といひし頃の土産神にして、社殿も壯麗なりしも明徳年間海嘯のため社殿破壊せられたれば、あとをカツル刀立といふ所に移し奉りしが元和の初現在の所に遷坐ませしと云ふ。

祭神名草姫にして之即ち皇巢夫の神を祀る。然るに天正以前宮の神事式に加太浦へ神幸の事あり、当社は其神輿を駐め給ふ旧跡なりと傳ふれば、皇巢夫の神を後世高御産巢日の神となせしはや、神器の中は海土郡和田次浦豊海神社奉納氏子中と銘せる湯釜あり、凡六七百年前のものと思ふ。

二・妙見社 (記伊風土記による)

境内 周二町十七間

本社末社 大神宮 八幡宮

元禄年間此地開墾の時勧請する處にして、此地の産神とせり。拜所瑞籬等あり。

三・惠美須社 (右全)

和太津美神 太神宮

妙見社の境内にあり享保年菱蛭子神を勧請すといふ。拜所龜玉垣等あり。

四・水門神社

外浜字川口にありしが、現在ほ小野町に鎮ります水門神社とせらして、和歌山市道場町にある海善寺又は小野天神様いわれも此の地にありしが、明徳年間和田濱海嘯のためこの地に移す。

第十九 衛生

傳染病患者

イ・腸チフス

年 度	患 者 数	合 計	全上死亡者	備 考
大正十五年	六	一〇二	三	(女)
昭和二年	六	一〇二	二	(女)
三年	一	二四	四	(女三)
四年	四	五	二	(男)
五年	六	七	二	(男)
七年	三	四	一	(女)
八年	一	三	一	(女)



年 度	患 者 数		合 計	全 上 中 下 百 備	房
	男	女			
昭和二年	二		二		
三年					
四年		二	二		
五年					
六年					
七年	四	六	一〇		
八年	一		二		

〇、チフテリア  
 一、腹痛  
 昭和四年 一（男）  
 二、脳 背  
 昭和六年 一（女）  
 木、赤 痢  
 昭和三年 一（男）  
 “ 七 年 一（、）死七  
 へ、パラチルス  
 昭和六年 一（男）  
 昭和七年 一（女）

### 第二十 警言備

一、消防組  
 今回県保安課に於て消防擴充の目的を以て公設消防班を要望し、所轄署長は村長に  
 対し、公設消防班の組織を申出ず。当村に於ては村長、村會議員、村民一般の盡力に  
 よりて漢社消防組が本年八月完成し、全月十五日其発會式を挙行す。組頭以下二百  
 五名

字 別	小頭部長	小 頭
俣 島	岡本 元輔	田中 貞助
青 岸	藤谷元次郎	山本正太郎
藥種畑	葛 修次	上木富太郎
中 洲	河島美佐雄	中村 又夫
外 次	山本 義種	中治田房太郎
川 口	久保保次郎	福地繁次郎
御膳松	松本 信吉	和田 末春

役員元の如し  
 組頭 北廣 政一  
 副組頭 岩本 秀吉



二、駐在所

1. 第一駐在所

位置 大正九年二月二十七日、本村分轄第一駐在所設置することになり、川口利益院内の青年会場を臨時駐在所として創設す。大正九年九月二十七日御膳松南海木材工場内に新築寄附により移設す。大正十三年八月、本二〇二番地に移傳改築することになり、村有志の寄附により今年十二月末工事完成。大正十四年一月一日より移傳執務す。

2. 巡査歴任

森崎 晴男	強智吾之助	糸谷 義栄	川原 義樹	西川 森楠
江南 清一	上野 義彦	上田林之助	安村 義明	高岡林之助
早瀬 齋道				

# 第二十一 人情風俗習慣

一、人情

1. 人情

本村は原と海岸であつた関係上全村砂工にして、村内は小高き松山の点在するも

のあり。是名の通りたる小高き山なりしも、本村の農業の発展によりて開拓せられ今は所々に其の跡を残す。斯くの如き砂工、氣候温暖の地はめぐまればる村民は農に励み、勤働儉約現今の全国的に名高き御膳松大根の産地となつたものである。此の裏面には村民の不断の努力がうかがはれる譯である。全村砂工而も給水の便に乏しく、交通の便も亦乏しき本村では「人間の汗」「農民の流汗」を除いては発展の余地がないのである。而し其に對する村民一般は朝は朝は星を戴き、夕は星を戴いて、耕作は給水に精出して居るのである。

誠に夏の暁、眠からさめて耳をすませば、早やハネツルベのきしる音、眠を去きく開けば畑の中の白孔の標、是こそ本村民の幸福の源であり、家庭平和、村内融和の泉である。農業を主とする本村のみにて味ひ得る勤勞の快味である。村内は共同一致、肥料の購入、産物の販賣組合井然として複鞭の如き状態である。其の他僅かの漁業者、工業業者を別はすれども、共同團結農業者の其に異ならず、所謂「羨望」なるもの、共同、勤働、儉約の結果である。

眼を他に転ずれば朝は朝は夕は夕は畑に出て働く人、往き来の道で「早やうら」「強勢な」と「もうをかんかへ」「ちとふ休み」の言の葉を交はしつゝ業にいそしみ、此を慰め相ひつゝ、上にあけな挨拶は胸に溢る、何物かである。一度村内の難事に当れば、村内挙つて村社を中心として祈願し、村社を中心は当村の発展を祈り、計りつゝある。

其の上自治方面、教育方面、經濟方面には各々自治団体、教育後援会、信用組合



労働奉仕の如き一として「凌魂」に世でさる物がないのである。

### 二、風俗習慣

国家の祝祭日には国旗を掲揚して敬意を表し、忠君愛國の精神の發揮に努められて居ります。祝祭日には常夜の式の参列者の数、多数にして各字には国旗掲揚台を設けたるは愛國精神のシンボルであります。

亦郷工を思ふの一念、國家を思ふ一念として海外發展の思想に富み、村内平均一戸当り一人程の在米者があり、最近はや米への發展に力をつけられて居ります。渡米者の多くは米國を近所の如く思ひ、習慣の如く渡米は物とも思はぬ程であります。

社会の悪思想からは全く高貴賤剛健の氣風、凌魂の發揮に努められて居る事は國家の爲、郷工の爲誠に痛快すべきであります。

衣は概ね和服（女）洋服は渡米者の間に少くはして（男）質素にして耐久力の多き物を好み、食は亦極めて質素、米を主食として麥を少々食するのであります。家屋はありては日本建のものは大部分を占め、従来の草葺葺の家は其の跡見ない、洋式の建築物は殆どなく、染工、製材所の二三あるのみであります。

### 其の他の風俗

#### イ、結婚

結婚は従来親族結婚が多く亦村内のみにての結婚が多い、村内の結婚はさて置いて親族結婚は、優生向上、遺傳向上を憂ふべき事であると思ひます。家系血統の調査は十分注意すべきであります。儀式については他と異なる所は少くあります。然

し勤次経費も減少しつつある様です。

#### ロ、出産

出産は是亦他地方と異なる所なく、帯祝、氏神詣の如きであります。「鯉のぼり」離祭りは他村と同様であります。

#### ハ、男女青年の氣風

男子青年は晝の疲れを忘れ青年訓練、夜間は初め、女子青年は晝間補習夜には通はれて居ります。男女共極めて熱心にして、青訓としては全国的に有名なものであります。所謂「夜遊み」は殆どなく、夜間訓練の飯りは明日の仕事の休養の爲急いで、家に飯り全く美しい状態です。

青年訓練所の發展と共に男女の風俗益々清潔される事は大いに喜ぶべき事であり

#### ニ、あきやすみ

「あきやすみ」と聞けば、聞きなれず、秋休みの如く思ひますが、芋とか大根とかの如き大きな作物の後は御馳走を作つて村内一般に休養するのであります。

#### ホ、月見団子

月見団子を作つてお祭りするのは他と同じですが、其の月見団子（而も富家家の）を主人の知らぬ間に盗み取れば、盗みし人も富が出来ること、善を持ってつきは行く風習があります。

ハ、二十日大餅



夏の夜の事大師祭は廿一日でなく、廿日にして青年団員の「餅」売りがあります。村民はいささかの駐定安の丹野へ置きしお金で、其の餅を竹の皮に包んで貰つて飯りなめるのです。

ト・春の運動会

大部分は中学校運動会は秋のです。而し村内には春行は北で居ります。是には次の様な話があります。

以前村民の駐定安の爲、春に運動会を浜地で開催し、村民は大変な御馳走持ちで、可愛い、子供のしこを御覽に存つたのださうです。是が習慣となり亦秋期運動会期は名産大根の作りつけの百多花なので、春にしららしいです。

春季運動会をする今夜は殆んど珍らしいものです。でも是がまだく／＼続くことではせう。

チ・十日式

陰曆正月十日に当る日で、神社に参詣すると福を授けられると言ふ信仰からです。此の日は和歌山の漢の戎様に参詣するのです。其のお産は竹の枝に小俵や、小判を下げたもの、のしあめしなどです。此ののしあめしも漢青年団員の奉仕的売物です。

リ・敷入り

敷入りの設けられたのは子女が婚家先の正月の行事一段落と共に、親許に飯省して正月の賀を述べ、平素の疎遠を謝すと言ふ意味に於て行はれる重要なものです。

本日は中学校内にて南藝会・展覧会を開催し、里級りの奥様、婚家のお客の御覽に入れます。

三・口傳

本村には傳説は少い様でありますか、是は村内の有志から承りたるを風土記によりて記す。

イ・すべす反

御膳松は多い和田氏の中で現在の和田吉次郎氏の四代前の、所左工門と言はれる方は南龍候にお任へし反そうです。和田吉次郎氏の原屋敷は今の島本正夫氏の屋敷だつたのが現在の吉次郎氏に変わりました。一ふりの槍が藏められてあります。無名であります。

系図 所左工門——長八——所次郎——所太郎——吉次郎(現在)

此の南龍候にお任へし反和田氏は「すべす反」の紋地の和田氏一統は「おはす反」とか言ひ傳へられて居ります。(和田吉次郎氏より)

ロ・御膳松

昔南龍候は御試の際、松の木の下で御膳を召上りに存つたので、御膳松と言ひ傳へられるとか。(村民一般)

ハ・寺小屋

本村教育の元祖は島山小太郎によりて始められたさうです。氏は現在和田所次氏のお宅の所に藁小屋を建て論語の如きものを教へられたとか、しはらくして藁小屋



がせまく、現在和田菊太郎氏の裏手に南北十間、東西五間の小屋にて論語の註記を  
なされたのたと、当時の村長、森部氏とか

富山氏系図 小太郎——幡太郎——重満

(富山重満氏より)

二、大砲射的場跡

淡村大字、淡字外淡、オアオの砂立の向にあつた。徳川時代の砲術練習場で、標的  
は木本村小屋の海岸に設けられてゐた。間隔約二十五丁、今は畑地となつて、何れ  
の形跡も無い。(海草郡誌より)

### 第二十二名勝・旧蹟

一、男の水門

現在の和歌浦港か。

雄の水門、手互道の港とも云ふ。この港は元弘年間海嘯の反の出来たものと傳ふ。古  
は紀の川は名草山の麓へ流る。此地往昔、茅渚の山城の水門又は山の井の水門と云ふ  
此れ日本書記に見ゆ、神武天皇東征して、長髓彦軍を起して待ち向ひ、戦ふ程に天皇  
の皇兄彦五瀬命、長髓が登つた矢にて御手を射させ皇軍利あらしりしかば、南方木の  
園に回幸ましまし、遂に當國茅渚山城の水門口に至りしに御手の矢底いたむこと甚だし

ければ、五瀬命撫順し反まひて、概哉 大丈夫の處か手を傷けて報せずして死なんや  
と、宣りて雄詰し反まひ、終にかんざりませしより、時人此處を雄の水門と云ふ。

美都美都斯又米能古良賀加岐母登爾宇惠志波士加

美又知比比又和禮波和須禮工宇知天夜麻牟

二、吹上の遺蹟

和歌山城の西南は縦べて吹上の浜なりしといへば、現在の淡村の東部の地は吹上  
の浜の遺蹟であらう。

この吹上の浜といふは西南の風烈しき時は土砂を高く吹き上げ、一夜の内に一つの處  
に吹きあつめて山をなし、又しほしの内に吹下してもとの平地となることある。よつ  
て吹上の浜といふ。此の地は昔より月の名所にして古詠かくあり。清少納言の枕  
の草紙にいへる吹上の浜とは此の地をいふなるべし。

三、吹上の浜の汐干

世俗荒浜の汐干といふ。現在和歌山港口南東一帯の濱汀

この地は居住に適し、尚淡路島も手にとる如く見へ、三月上旬の汐干には歩行にて  
淡路島に行かん思ひありて、手毎に熊手、謙よりのものを持ちて、上達女も素足にて  
もすそをからけ汐にひたり、蛤浜利貝貝貝を拾ふ。茲より小浦といへるまで濱汀  
ならぬ所なく、茶店かひらふをあらそひ、飽まで景色はふける。

四、青岸

和歌山港の南方



茲は海泊の要港にして、昔は其の深き、とて羨異之を云ふことを知らず。水色は藍を帯じて青岸の名あり。

五、燈明屋の遺跡

字外浜の川口、松林中にあり

古の和田濱の燈台を遺せし頃、一丈五尺を設け、高船入津の目的とす。藩政改革の時藩庫より修補して燈台をせしが、その后廢せらる。

六、水門神社の遺跡

現在の川口神社の地

外濱字川口にありて、小野町に鎮ります水門神社の旧地にして、和歌山市首場町にある海善寺又は小野天神様といつれ此の地はありしが、明應年間和田濱津波のためこの地に移す。

七、綱師の岡

和歌山淺町綱屋町木下植松下の住居せし所なりと云ふ。明應年間の津波のため現地に移る。今は漢臚を存す家あり。しらす波を吹上の浜にみゆるを、あめしの岡にふれるしらす雪

八、和田濱千軒の地

外濱、御膳松の地

傳へいふ。昔この地は河内國楠和田の一族潛居せしよりその名を殊す。外濱山川寺の社は和田の辨天といふあり。本尊辨財天十二童子は、和田泉守楠正遠の守り本尊に

して弘法大師の作なりといふ。古像にして千年を経たるものである。往昔この地は民戸千軒ありて、家毎に白き鶏を蓄ひしに次第に其數多くなり、朝暮の唱声喧しく大に是を厭ひて終に一郷の鶏を集めて一集の舟にのせ放つ（明應年間）一日海風達浪を起して民戸盡く流失す。然るに彼の鶏を乗せたる船は恙もなく、備前の地は飄流せしに彼の地の人、その鶏を飼ひしに、其地繁昌して此地を新和田といふ。外濱、御膳松住民中和田性の數多あるも此の名残るなりと。

九、紀伊徳川家次御殿の遺跡

字菓種畑、松林中にあり東西約三丁南北約十丁

この地は和歌山港の南岸にして、近く七里ヶ浜を望めば長汀曲浦銀砂青松に映じ、明石須磨もたぐならぬ景色あり。遠く眼を海上に放てば、阿土の遠山眉の如し、徳川家ハ代中納言重倫郷深くこの地を愛せられ、退官の後茲に隱棲せらる。公資性豪放而も果斷流る、如く、当時四海内太平無事、公の英毅豪放却つて却つて幕府の權を慮る處となり、竟に退官を命ぜられたるなりと云ふ。殿を茲に設けて曰く寡人の住む所何ものかこれを犯さんとして、反は周圍総べて竹の四つ目垣と柴柵門を設けたるのみなり。

十、紀伊徳川家次御殿

字草島、面積二万五千五百坪

徳川家六代從二位大納言家宣御創設せられたるものにして、殿堂、魏々大廣門、能舞台等ありて、頗る華麗を極めたるに、癸藩の際之を毀つ。

十一、大砲財助場址（海草部誌による）



漢打文字漢字外流 第一卷二の砂丘の面にあつた。  
徳川時代の砲術練習場で標的は木本村小屋の海岸に設けられてゐた。同標約二十五  
町。今は畑肥となつて何れの形跡も残つてゐない。  
十二、吹上瀆 (海草郡誌による)

古吹上の瀆といはれるのは、今の雜賀村宇西瀆の辺なり。漢打までの面である。今  
は其の地皆田疇平野となり、村落人家其の面に甚散して古の面影がない。古人の吹上  
の遺詠最も多く、今その實際に近いものを特選して左に写書する。

○ 寛平の御時せらけける菊合にはまをづくりて菊の花うゑたりけるはくほへたり  
ける。歌吹の瀆のかたは菊うゑたりけるをよめる。  
秋風のふきあけはたてら白菊は、花があらぬか波のよするか

古今集 菅原 朝臣

○ 熊野へまありける道にて吹上の瀆を見て  
宮古にて吹上の流人とは、けふ見るはかりいか、かたたらむ

後拾遺集 懷田 法師

浦風に吹上の瀆のはまちとり寂たちくらし夜半にぞなかり  
月そすむは北かはこゝに紀の國や 吹上のちとりひとりなかり

新古今集 柘子丹親王家紀伊  
全 後政大政大臣

打ちする波の色にてしるきかな 吹上の浜の秋のはつかせ

○ 熊野へ御幸の時によませ給ひける  
全 祝部 床仲

○ 中津風吹上の千鳥夜や寒き、明かた近き波はなくなり  
新千載集 白比院 御製

○ 加賀乳母紀伊國へ下ける時餞給はすとて  
全 田原院 御製

○ 弘長三年玉津島歌合瀆禮  
全

○ 浦遠く霞にけりなし月風の、おなし真砂の吹あけの瀆  
夫木抄、前大綱言西氏

○ ラフは物語吹上の巻に  
花さそふ風も此すこく吹て瀆をに見わなし給ひつゝ花の色をづくし、たゞ今さか

りなり風そきほひてちりかひじきわたるをふね近く飯る花ひとはつきて見ゆれば

ゆくふねの花はまかふは春風の、吹上の瀆をこけはなりけり 少 將

○ 春風の吹上にはほふ櫻花、雲のうへはもさかせてしかな  
同標のうへの巻上

○ 紀の國の吹上の瀆のはまへにて、ちきりしがひはなまきさ成らむ 大 將

吹上の瀆への契なこりなく、かひあることはみせしとそまき 中綱言

吹上の瀆はとまねる夜ふかくてをを返つて波のたかく見ゆれば



- いほめし 増基 法師
- 天の戸を吹上の濱に反つ波は、は類さへ見ゆる物こそありける
- 玉津島会正治二年九月海濱曉月 雅経
- なかむれは吹上の濱の松風は、波よりすめるありあけの月 飛鳥井集
- 鳥羽院熊野御幸時藤代王子御会和歌 御製
- 浦寒く八十島がけてよる波を、吹上の月には松風さふく 海辺冬月
- 沖津風吹上の濱にすむ月は霜か氷かうらのあまふ 右中將通光
- しほ風や吹上の月には雪消て霜よりうへに霜そ氷れる 藤原 清範
- 濱月似雪 春宮権亮源朝臣定通
- しほ風や吹上の濱の空さるて、月かけすめる雪の明ほの
- 草取集 正徹
- 時の届に塵砂吹上山谷を、つくりかへたる紀路のしほ風

### 第二十三 本村の将来

一 本村の現状

本村は紀の川によりて東西両部落に別れて、東部は和歌山市に直結して自ら市街気分を以て満され、和歌山築港の使命を以て和歌山市の海の玄関口として重大使命を帯びつゝある。

而して此の西部の地は所謂都市接続町村として、農産物就中特殊作物の供給地としての大使命を有つ、故に現在は市場の要求に應じて各種作物の不時栽培につとめつゝある。

二 本村の将来

本村の現状を見るに、大要三種に區別され、西部は特殊作物栽培、都市副食物の主要供給地であり、東部は和歌山港灣物産出入要地として殊に、築港完成の曉に一層倍した使命の下に特殊なる發展する。

前者の西部互る特殊作物を以て生業とするものは常に時代の趨向と時代の要求を凝視するにあらざれば恐らく失敗を招くであらう。何とぞれば特殊作物はと社会の要求状況の不鮮明なものがない。故に傳統的方法と同一種目を繰返すときは直に生産過剰に乗り出すであらう。故に漸に多角形的経営につとむると共に、社会の需要状況を見て栽培すると共に、生産品の改良につとむることが何より肝要かと思ふ。



後者の東部は目前は築港完成を見つゝある今日、將來を見越して要地をねらひ、有利の計畫をなすことが必要である。

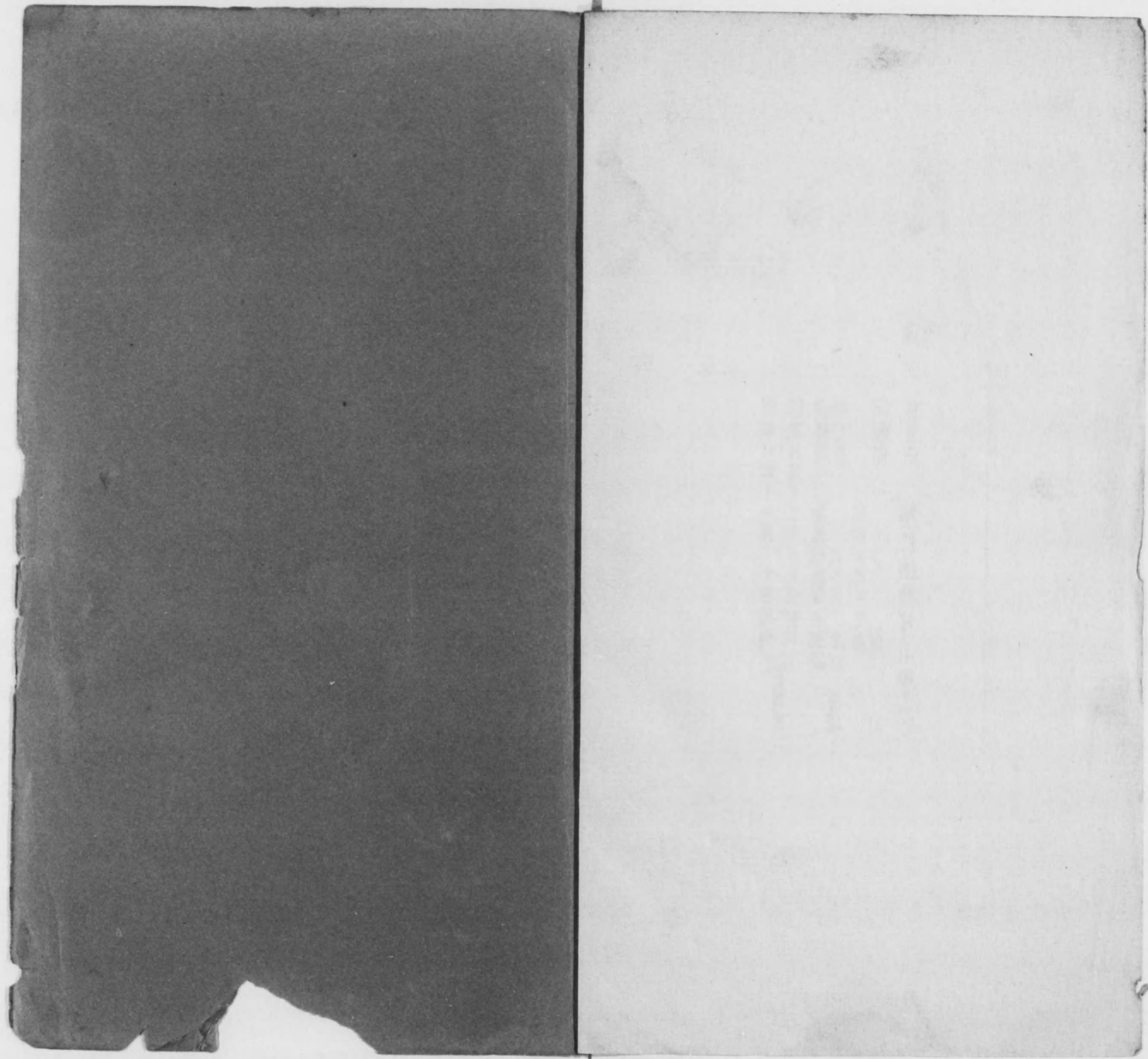
而して本村は近き將來、とうしても和歌山市に合併すべき運命に逢着する。其の節は当然和歌山市との間に交通機関も完備し、これが利用と共に東西両部は一層都市気分にあふられることと思ふ。こゝに於て一層之は善處する地帯が肝要である。西部も將來は果して農業経営の肥のみはとまされるか、市外住宅地か、果ては工業地帯と存するか、大きな又の問題と思ふ。



南三十三本村の将来

昭和八年十一月 十日印刷 (非賣品)  
 昭和八年十二月十九日發行  
 編輯兼 淡島南高等小學校 貞雄  
 發行者 代表者 本村  
 和歌山市外北島  
 印刷所 文 翠 社  
 發行所 淡島南高等小學校







終

